

佐賀県国民保護計画

平成30年 7月30日

佐 賀 県

目 次

第1編 総 論	1-1
第1章 県の責務、計画の位置付け、構成等	1-1
1 県の責務及び県国民保護計画の位置付け	1-1
2 県国民保護計画の構成	1-3
3 県国民保護計画の見直し、変更手続	1-3
4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画	1-3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	1-4
1 基本的人権の尊重	1-4
2 国民の権利利益の迅速な救済	1-4
3 国民に対する情報提供	1-4
4 関係機関相互の連携協力の確保	1-4
5 国民の協力	1-4
6 日本赤十字社その他の指定公共機関及び指定地方公共機関 の自主性の尊重	1-4
7 放送事業者の表現の自由への配慮	1-5
8 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	1-5
9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	1-5
第3章 県の地理的、社会的特徴	1-6
1 地形	1-6
2 気候	1-6
3 人口分布	1-6
4 道路の位置等	1-7
5 鉄道、空港、港湾等の位置等	1-8
第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等	1-11
1 関係機関の事務又は業務の大綱	1-12
2 県対策本部関係機関の連絡先	1-15
3 関係機関の連絡先	1-16
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	1-17
1 武力攻撃事態	1-17
2 緊急対処事態	1-19
第2編 平素からの備えや予防	2-1
第1章 組織・体制の整備等	2-1
第1 県における組織・体制の整備	2-1
1 県の各部等における平素の業務	2-1

2	県職員の参集基準等	2-3
3	国民の権利利益の救済に係る手続等	2-6
4	市町及び指定地方公共機関の組織の整備等	2-7
第2	関係機関との連携体制の整備	2-8
1	基本的考え方	2-8
2	国の機関との連携	2-8
3	他の都道府県との連携	2-9
4	市町との連携	2-9
5	指定公共機関などとの連携	2-10
6	ボランティア団体等に対する支援	2-11
第3	通信の確保	2-12
第4	情報収集・提供等の体制整備	2-15
1	基本的考え方	2-15
2	警報等の通知に必要な準備	2-15
3	市町における警報の伝達に必要な準備	2-16
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2-16
5	市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2-18
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	2-18
7	市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	2-18
第5	研修及び訓練	2-19
1	研修	2-19
2	訓練	2-19
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	2-21
1	避難に関する基本的事項	2-21
2	救援に関する基本的事項	2-21
3	輸送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	2-22
4	交通の確保に関する体制等の整備	2-23
5	避難施設の指定	2-23
6	市町における避難及び救援に関する平素からの備え	2-25
第3章	生活関連等施設の把握等	2-26
第1	生活関連等施設の把握等	2-26
1	生活関連等施設	2-26
2	生活関連等施設の把握	2-26
3	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	2-28
4	市町における平素からの備え	2-28
第2	県が管理する公共施設等における警戒	2-29
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	2-30
1	基本的考え方	2-30
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備等	2-30

3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	2-31
4	市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	2-31
第5章	国民保護に関する啓発	2-32
1	国民保護措置に関する啓発	2-32
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	2-32
3	市町における国民保護に関する啓発	2-33

第3編 武力攻撃事態等への対処 3-1

第1章 初動体制の確立 3-1

第1	情報の伝達	3-1
第2	国民保護対策本部設置前における初動体制	3-1
1	緊急事態情報連絡室の設置	3-2
2	緊急事態警戒本部の設置	3-3
3	緊急事態対策本部の設置	3-5
第3	国民保護対策本部への移行	3-7
第4	市町における初動連絡体制の確保及び初動措置	3-7

第2章 県対策本部の設置等 3-9

第1	県対策本部の設置	3-9
1	県対策本部設置の手順	3-9
2	県対策本部設置の本部要員等への伝達	3-10
3	職員の参集配備	3-11
4	県対策本部の組織及び各対策班の構成等	3-11
5	県現地対策本部の設置等	3-18
6	県対策本部長の権限	3-18
7	県対策本部を設置すべき県の指定の要請等	3-19
8	県対策本部の廃止	3-19
第2	県対策本部等における広報	3-19
1	広報体制	3-20
2	情報の収集	3-20
3	広報の内容	3-20
4	広報の手段	3-21
5	その他の留意事項	3-21
第3	通信の確保	3-21
1	情報通信手段の確保	3-21
2	情報通信手段の機能確認	3-21
3	通信輻輳により生じる混信等の対策	3-21
4	市町における通信の確保	3-21

第3章 関係機関相互の連携 3-22

第1	国の対策本部との連携	3-22
1	国の対策本部との連携	3-22

	2 国の現地対策本部との連携	3-22
第2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	3-22
	1 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	3-22
	2 市町からの措置要請	3-22
第3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	3-23
	1 知事による自衛隊の部隊等の派遣要請等	3-23
	2 市町長からの派遣要請の求め	3-23
	3 自衛隊の部隊等との連携	3-24
第4	他の都道府県に対する応援の要求・事務の委託	3-24
	1 都道府県間の応援	3-24
	2 事務の一部の委託	3-24
第5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	3-25
第6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	3-25
	1 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	3-25
	2 総務大臣に対する職員派遣の斡旋の求め	3-25
	3 市町からの要請に対する職員の派遣	3-26
	4 県の委員会等の知事への事前協議	3-26
	5 市町からの要請に対する職員のおっせん	3-26
第7	県の行う応援等	3-26
	1 他の都道府県に対して行う応援等	3-26
	2 市町に対して行う応援等	3-26
	3 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	3-27
第8	ボランティア団体等に対する支援等	3-27
	1 自主防災組織に対する支援	3-27
	2 ボランティア活動への支援等	3-27
	3 民間からの救援物資の受入れ等	3-27
第9	住民への協力要請	3-28
第4章	警報及び避難の指示等	3-29
第1	警報の通知及び伝達	3-29
	1 国の対策本部長の警報の発令及び通知等	3-29
	2 知事による警報の通知及び伝達	3-31
	3 市町長の警報伝達の基準	3-32
	4 県警察の警報の伝達の協力	3-33
第2	緊急通報の発令	3-35
	1 緊急通報の発令	3-35
	2 緊急通報の内容	3-36
	3 緊急通報の通知方法	3-36
	4 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送	3-36
第3	避難の指示等	3-37
	1 国の対策本部長の避難措置の指示及び通知	3-37

2	避難措置の指示	3-38
3	避難の指示	3-40
4	避難の指示をした場合の通知等	3-43
5	放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送	3-43
6	避難の指示の国の対策本部長への報告	3-43
7	県の区域を越える住民の避難の場合の調整	3-44
8	国の対策本部長による利用指針の調整	3-44
9	避難措置の指示の解除等	3-45
第4	避難指示に当たっての配慮すべき事項	3-45
1	避難の指示に当たって配慮すべき地域特性等	3-45
2	武力攻撃事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項等	3-47
第5	県による避難住民の誘導の支援等	3-49
1	市町長の避難実施要領策定の支援	3-49
2	市町長による避難誘導の状況の把握	3-50
3	市町長による避難住民の誘導の支援や補助	3-50
4	広域的見地からの市町長の要請の調整	3-50
5	市町長への避難誘導に関する指示	3-50
6	国及び他の地方公共団体への支援要請	3-51
7	内閣総理大臣の是正措置に係る対応	3-51
8	避難住民の輸送の求めに係る調整	3-51
9	指定地方公共機関による輸送の実施	3-51
第6	市町長が定める避難実施要領	3-53
1	避難実施要領の策定	3-53
2	避難実施要領作成の際の主な留意事項	3-53
第7	避難所等における安全確保等	3-58
第5章	救援	3-59
第1	救援の実施	3-59
1	救援の実施	3-59
2	市町長による救援の実施等	3-59
第2	関係機関との連携	3-60
1	国への要請等	3-60
2	他の都道府県知事に対する応援の求め	3-60
3	市町との連携	3-60
4	日本赤十字社との連携	3-60
5	緊急物資の輸送の求め等	3-60
6	指定地方公共機関による緊急物資の輸送	3-60
第3	救援の内容	3-61
1	救援の基準	3-61
2	救援に関する基礎資料	3-61
3	救援の内容	3-61

第4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	3-66
1	核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動	3-66
2	生物剤による攻撃の場合の医療活動	3-66
3	化学剤による攻撃の場合の医療活動	3-66
第5	救援の際の物資の売渡し要請等	3-66
1	救援の際の物資の売渡し要請等	3-66
2	医療の要請等に従事する者の安全確保	3-67
第6章	安否情報の収集・提供	3-68
第1	市町長が行う安否情報の収集等	3-68
1	市町長が行う安否情報の収集	3-68
2	市町長から知事への安否情報の報告	3-70
第2	県が行う安否情報の収集等	3-70
1	県が行う安否情報の収集	3-70
2	県警察の通知	3-70
3	市町長への報告時期の指定	3-70
4	安否情報の整理	3-71
5	知事から総務大臣への安否情報の報告	3-71
第3	安否情報の照会に対する回答	3-71
1	安否情報の照会の受付	3-71
2	安否情報の回答	3-72
3	個人の情報の保護への配慮	3-72
第4	日本赤十字社に対する協力	3-72
第5	その他の留意事項	3-72
第7章	武力攻撃災害への対処	3-75
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	3-75
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	3-75
2	武力攻撃災害の兆候の通報	3-75
第2	生活関連等施設の安全確保	3-77
1	生活関連等施設の状況の把握	3-77
2	施設管理者に対する措置の要請	3-77
3	県が管理する施設の安全の確保	3-78
4	立入制限区域の指定の要請	3-78
5	国の対策本部との緊密な連携	3-79
6	国の方針に基づく措置の実施	3-79
第3	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	3-79
1	危険物質等に関する措置命令	3-79
2	警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	3-79
第4	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	3-82
第5	NBC攻撃による災害への対処等	3-82
1	応急措置の実施	3-82

2	国の方針に基づく措置の実施	3-82
3	関係機関との連携	3-83
4	汚染原因に応じた対応	3-83
5	知事及び県警察本部長の権限	3-84
第6	応急措置等	3-86
1	退避の指示	3-86
2	警戒区域の設定	3-88
3	事前措置等	3-90
4	応急公用負担等	3-91
5	消防に関する措置等	3-91
第8章	武力攻撃原子力災害への対処	3-94
第1	基本的事項	3-94
1	地域防災計画(原子力災害対策編)に準じた措置の実施	3-94
2	国の対策本部等との緊密な連携	3-94
第2	武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え	3-94
1	関係機関との連携	3-94
2	環境放射線モニタリング体制の強化	3-95
3	被ばく医療体制の確認及び連携の強化	3-95
4	安定ヨウ素剤等の備蓄等	3-95
5	武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施	3-95
第3	安全確保のための要請等	3-95
1	安全確保のための要請	3-95
2	立入制限区域の指定の要請	3-96
3	原子炉の運転停止等の要請	3-96
4	武力攻撃等の兆候の通報	3-96
第4	放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等	3-98
1	原子力防災管理者による放射性物質の放出 又は放出するおそれがある場合の通報	3-98
2	知事による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報	3-99
第5	国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示及び通知等	3-99
1	国の対策本部長による公示	3-99
2	知事による公示の通知	3-99
第6	活動体制の整備等	3-100
1	現地対策本部の設置等	3-100
2	武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	3-100
第7	応急対策の実施等	3-100
1	応急対策の内容	3-100
2	応急対策の実施に当たって特に重要となる措置等	3-101
第9章	被災情報の収集及び報告	3-104
1	被災情報の収集及び報告	3-104

2	市町及び指定地方公共機関による被災情報の収集及び報告等	3-104
3	現地への職員派遣その他による情報の収集	3-105
第10章	保健衛生の確保その他の措置	3-106
1	保健衛生の確保	3-106
2	廃棄物の処理	3-106
3	文化財の保護	3-107
第11章	国民生活の安定に関する措置	3-108
1	生活関連物資等の価格安定	3-108
2	避難住民等の生活安定等	3-110
3	生活基盤等の確保	3-110
第12章	交通規制	3-112
1	交通状況の把握	3-112
2	交通規制の実施	3-112
3	緊急通行車両の確認	3-112
4	交通規制等の周知徹底	3-112
5	緊急交通路確保のための権限等	3-112
6	関係機関との連携	3-113
第13章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	3-114
1	法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	3-114
2	赤十字標章等の交付及び管理	3-115
3	特殊標章等の交付及び管理	3-115
4	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	3-116

第4編 復旧等 4-1

第1章	応急の復旧	4-1
1	基本的考え方	4-1
2	ライフライン施設の応急の復旧等	4-1
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	4-2
第2章	武力攻撃災害の復旧	4-3
1	基本的考え方	4-3
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	4-4
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	4-4
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	4-5
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	4-6
4	市町が国民保護措置に要した費用の支弁等	4-7

第5編 緊急対処事態への対処 5-1

1	緊急対処事態	5-1
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	5-1

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置付け、構成等

県は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、住民の生命、身体及び財産を保護するという責務を明確にするとともに、県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）の位置付け、構成等について定める。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置付け

(1) 県の責務（法第3条第2項、法第11条）

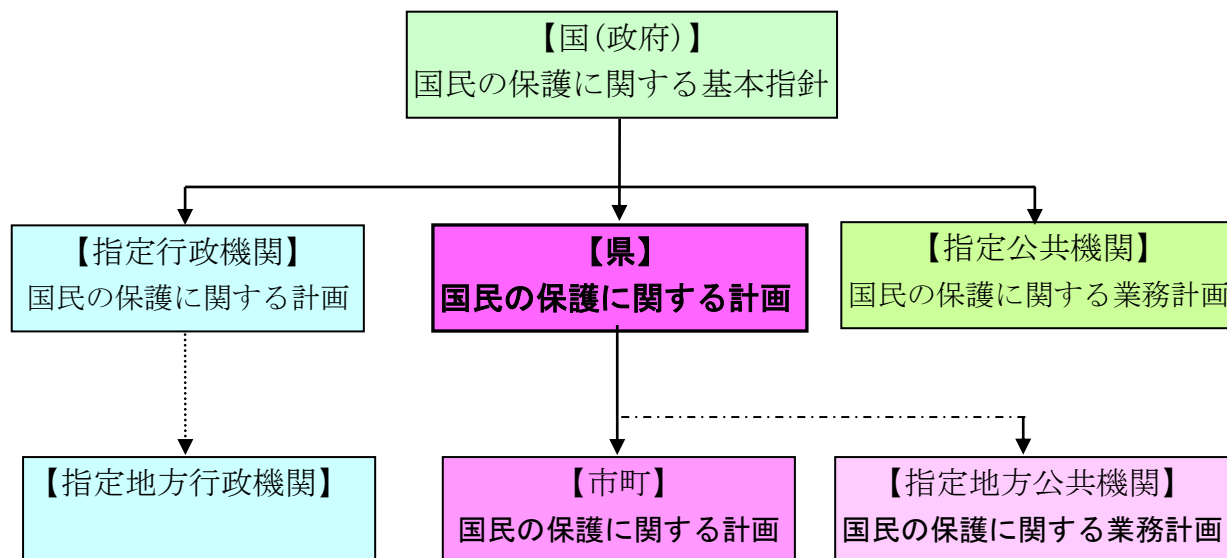
県は、武力攻撃事態等が発生した場合、住民の生命、身体及び財産を保護するために、住民の安全な避難・救援を的確かつ迅速な手段等により行い、武力攻撃災害による被害を最小限に抑える任務を担うこととなる。

また、その任務の的確な遂行のためには、国、県内の市町、他の都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関と平素から相互の連携協力体制を整備しておくとともに、国民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の態勢を整備しておくことが必要である。

したがって、県は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置付け（法第34条第1項）

県は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、法第34条の規定に基づき、この国民保護計画を作成する。



用語解説

国民保護計画…政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、指定行政機関、地方公共団体(都道府県、市町村)が作成する計画。国民保護措置を行う実施体制、住民の避難や救援に関する計画、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する計画などを定める。地方公共団体の計画の作成に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、指定行政機関と都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することとなっている。

国民保護業務計画…指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画の作成に当たっては、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

(3) 県国民保護計画に定める事項（法第34条第2項）

県国民保護計画においては、本県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等、次に掲げる事項について定める。

- ア 本県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 県の実施する国民保護措置（法第11条第1項及び第2項）に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 市町の国民の保護に関する計画（法第35条第1項）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（法第36条第2項）を作成する際の基準となるべき事項
- オ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- カ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- キ アからカに掲げるもののほか、本県の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し（法第34条第8項）

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、継続的に見直しを行っていくこととしている。

県国民保護計画の見直しを行うときは、県国民保護協議会の意見を最大限尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続（法第34条第8項、法第37条第3項）

県国民保護計画の変更を行うときは、計画作成時と同様、法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表することとなっている（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要）

4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画（法第35条、法第36条第2項）

市町の国民の保護に関する計画（以下「市町国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）については、基本指針も踏まえたうえで県国民保護計画に基づき作成するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、特に留意すべき事項については、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針を定める。

1 基本的人権の尊重 (法第5条)

県は、国民保護措置を実施する場合は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならない。したがって、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

2 国民の権利利益の迅速な救済 (法第6条)

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速に処理が可能となるよう、担当部署を定め、具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保するよう努める。

また、県は、文書管理に関する規程等の定めるところにより、これらの手続に関連する文書を適切に保存する。

3 国民に対する情報提供 (法第8条)

県は、武力攻撃事態等が発生したときは、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保 (法第3条第4項、法第32条第2項、法第33条第2項、法第34条第2項、法第35条第2項、法第36条第3項、法第42条)

県は、国、市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

また、県は、市町や自衛隊等と連携し、防災のための連携体制を活用して、相互の情報連絡、共同訓練の実施等に努める。

5 国民の協力 (法第4条)

県は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、法の規定により国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、県は、市町や関係団体等と連携を図りながら、平素から消防団や自主防災組織の充実・活性化を図るとともに、ボランティアへの支援に努める。

6 日本赤十字社その他の指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 (法第7条第1項)

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を十分尊重して、その自主性を尊重する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、それらの機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであること

に留意する。

7 放送事業者の表現の自由への配慮 (法第7条第2項)

県は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示等、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

8 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 (法第9条)

県は、国民保護措置を実施する場合、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

なお、国民の権利及び義務に関する規定は、外国人にも適用されることから、武力攻撃事態等においては、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、その生命、身体及び財産が武力攻撃災害から保護すべき対象となる。そのため、日本語による意思疎通が困難な外国人も多いことが考えられるため、特に配慮する者として留意する。

また、県は、国民保護措置を実施する場合、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (法第22条)

県は、県の区域において実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じ、必要な情報を随時、十分に提供すること等により、その者の安全の確保に十分に配慮する。

用語解説

指定行政機関…内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

指定公共機関…独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

指定地方公共機関…県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するものをいう。

第3章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するために、その地理的、社会的特徴について把握することが必要である。県が国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴については次のとおりである。

1 地形

本県は九州北西部に位置し、東の筑後川及び筑後川水系並びに北の天山山系、脊振山系を境に福岡県、南西の多良山系及び西の国見山系を境に長崎県と接し、南は有明海、北西は玄界灘に面している。

地形の特徴としては、脊振山系が展開する県北東部～県中央部、多良火山地の県南西部、東松浦半島の上場台地から丘陵地帯が南延する県北西部～県西部一帯、沖積平野が広がる県南部一帯の大きく4つの部分に分けられる。

2 気候

本県は県中央部の山地を境にして、県の北側が日本海型気候区、県の南部が内陸型気候区に大別できる。

年平均気温が16℃前後の地域が広く、全般に温和な気候である。

降水量については、県の北東部から中央部にかけて連なる脊振山系、天山山系、南西部の多良山系、西部の国見山周辺の山間部で多く、これらの地域では年降水量が2,500mmを超える。一方、北部の玄界灘沿岸、南部の佐賀平野では少なく、1,800mm前後である。

⇒「資料編」参照

3 人口分布

本県の人口分布の特徴は、県庁所在地である佐賀市への人口集中度が高くなく、比較的広範囲に分散している。

年齢構成については、65歳以上の高齢者の割合が県人口の20%を超えており、加えて、今後「団塊の世代」と呼ばれる第一次ベビーブーム世代が60歳を迎えてくるなど、今後とも高齢化が進行すると考えられる。また、近年の少子化の影響により14歳以下の年少人口は減少を続けている。そのことにより、県人口に占める割合も15.6%に低下しており、人口ピラミッドは逆ピラミッド型となっている。

⇒「資料編」参照

4 道路の位置等

佐賀県内の幹線道路網は、県内を東西に通る九州横断自動車道（長崎自動車道）を背骨にした魚骨型（ヘリンボーン）の形態と佐賀市を中心にした放射状の形態を併せもっている。

(1) 高規格幹線道路

県東部の鳥栖市及び三養基郡基山町を九州縦貫自動車道が南北に通り、鳥栖市にある鳥栖ジャンクションから東へ大分自動車道、西へ長崎自動車道の九州横断自動車道が分岐している。また、長崎自動車道の武雄ジャンクションから長崎県北部の佐世保市に向かって西九州自動車道（国道497号）が伸びている。（なお、この高規格幹線道路は松浦半島を巡って、本県伊万里市や唐津市を經由して福岡県福岡市を結ぶ計画になっている。）

なお、県内にはインターチェンジが7ヶ所（鳥栖I.C、東脊振I.C、佐賀大和I.C、多久I.C、武雄北方I.C、武雄南I.C、嬉野I.C）あり、それぞれに県内の主要な国道等がアクセスしている。

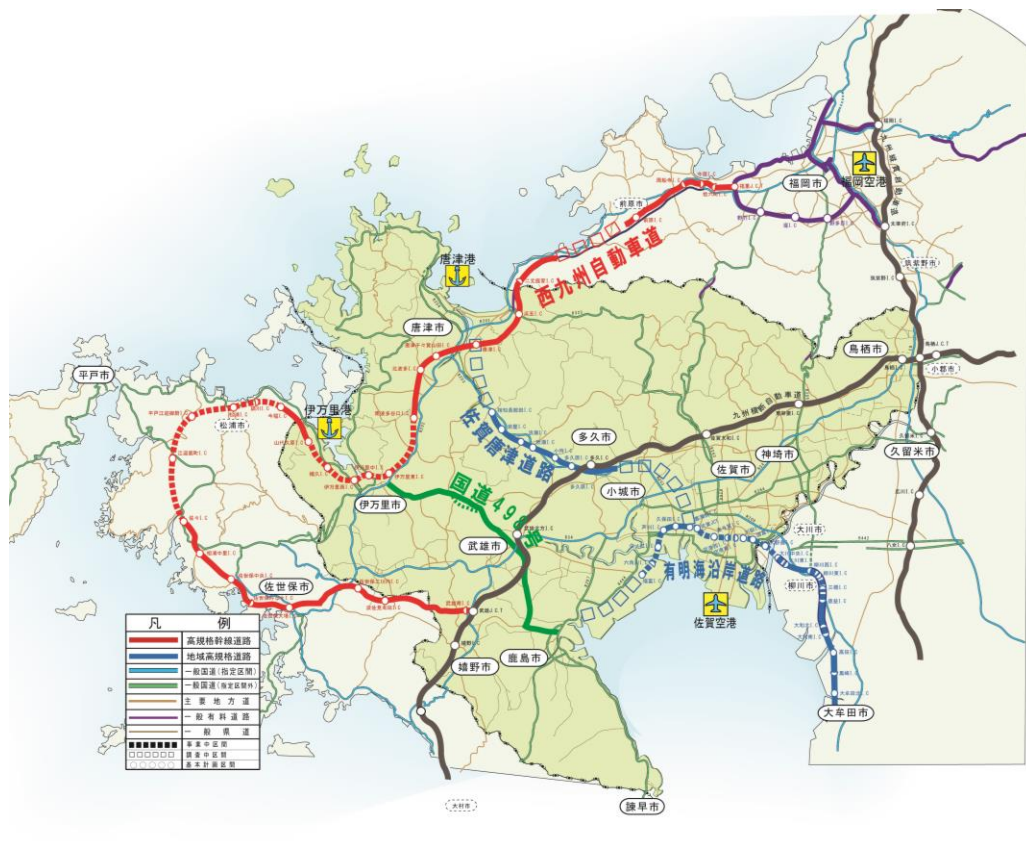
(2) 主要な国道等

国道34号が県内を東西に貫いており、高速道路網と同じく、鳥栖市で国道3号から分岐し、佐賀市を經由して武雄市から嬉野市を通過し長崎県大村市へ抜けている。また、国道35号が武雄市から西松浦郡有田町を經由し長崎県佐世保市へ抜けている。

加えて、佐賀市から放射状に北部の福岡市早良区、西区方面へ国道263号、東部の福岡県久留米市方面へ国道264号、南東部の福岡県大川市方面へ国道208号、南西部の長崎県諫早市方面へ有明海の沿岸を国道207号、北西部の唐津市方面へは、小城市、多久市を經由する国道203号及び北部の山間部を通る国道323号が延びている。

さらに、九州における陸路の大動脈として北九州市から三養基郡基山町と鳥栖市を通り鹿児島市を結ぶ国道3号、福岡都市圏から唐津市など玄界灘沿岸の市町や伊万里市を通って長崎市を結ぶ国道202号、唐津市から玄界灘に面した東松浦半島沿岸や伊万里市を經由して北松浦半島沿岸を通り長崎県佐世保市を結ぶ国道204号、佐賀市から有明海沿岸を經由し鹿島市内や多良岳を抜け長崎県大村市を結ぶ国道444号、福岡県福岡市から脊振山系を越え神埼郡吉野ヶ里町及び神埼市を南北に通り福岡県柳川市を結ぶ国道385号、鹿島市から武雄市、伊万里市を經由し長崎県佐世保市を結ぶ国道498号などがある。

【関連資料】図1-1（幹線的な道路等の地図）



5 鉄道、空港、港湾等の位置等

(1) 鉄道

県内のJRは、県東部の一部を鹿児島本線及び九州新幹線が横切っており、県東部に位置する鳥栖駅において鹿児島本線と長崎本線が分岐している。長崎本線は、県内を北東から南西に横断し、佐賀市を經由して長崎県長崎市と結んでいる。県中西部に位置する杵島郡江北町の肥前山口駅では、県西部の武雄市や西松浦郡有田町を經由し長崎県佐世保市へ向う佐世保線が長崎本線から分岐し、佐賀駅では、小城市や多久市を經由し唐津市を結ぶ唐津線が分岐している。また、県西部の伊万里市から唐津市を經由し福岡都市圏を結ぶ筑肥線がある。

JR以外の鉄道としては、基山町と福岡県朝倉市を結ぶ第三セクターの甘木鉄道がある。また、県西部には有田町を起点に伊万里市を經由し松浦半島を西回りで長崎県佐世保市と結ぶ第三セクターの松浦鉄道がある。

(2) 空港

県内の空港は、佐賀市南部に県営佐賀空港（第3種空港）がある。2,000mの滑走路を有し、中型ジェット旅客機までの離着陸が可能である。佐賀市中心部までは自動車で25分程度（約12km）である。

また、近隣の空港として、福岡空港（福岡県福岡市博多区）までは県北西部の唐津市から公共交通機関（JR及び地下鉄）を利用して1時間程度（約50km）、県東部の鳥栖市からは自動車30分以内であり、また、県南西部の武雄市及び鹿島市か

ら長崎空港（長崎県大村市）は、自動車で40～50分程度で利用することができる。

(3) 港 湾

本県は、南に波静かな有明海と、北に波の荒い玄界灘という2種類の性格の異なる海に面している。この2つの海域に、県が港湾管理者となっている重要港湾2港と地方港湾7港がある。

県南部の有明海沿岸部では河口を中心とした港湾が多く、規模も小さい。

一方、県北部から西部にかけて広がる玄界灘側は、リアス式地形の伊万里湾や唐津湾など地形的に恵まれた天然の良港が点在する。中でも伊万里港と唐津港は、重要港湾に指定されている。

ア 伊万里港

伊万里港は県西北部の伊万里湾の奥部に位置し、伊万里市をはじめ、地域資源の豊かな背後圏を有し重要な役割を担っている。平成9年には国際コンテナ航路が開設され、地域産業の展開を促す貴重な国際物流拠点として期待されている。

イ 唐津港

唐津港は本県北部に位置し、玄界灘に面する港湾であり、港の前面に点在する大島、高島等により、静穏な泊地が得られ、天然の良港を形成している。また、東松浦郡及び唐津市を背後圏とした物流の拠点港湾として重要な役割を果たしている。

⇒ 図1-1参照

(4) 自衛隊施設

自衛隊施設は、県中東部の神埼郡吉野ヶ里町に目達原駐屯地があり、陸上自衛隊西部方面隊の九州補給処並びに西部方面後方支援隊及び西部方面通信群第102基地システム通信大隊第321基地通信中隊が配備されている。

また、航空部隊として西部方面航空隊の第3対戦車ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊及び第4師団第4飛行隊が配備されている。

さらに、鳥栖市には鳥栖分屯地があり、九州補給処の下部機関である鳥栖燃料支処が置かれている。

その他、脊振山山頂に航空自衛隊西部航空警戒管制団第43警戒群が配備されている。

なお、本県における災害派遣及び国民保護等派遣は、福岡県久留米市の陸上自衛隊第4師団第4特科連隊（東部地区における災害派遣は九州補給処が担任）、長崎県佐世保市の海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第3幕僚室及び福岡県春日市の航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課が担任している。

(5) その他

ア 原子力発電所

県西北部の東松浦郡玄海町に九州電力(株)玄海原子力発電所があり1号機から4

号機の4基の加圧水型軽水炉と呼ばれる原子炉が立地している（1号機については廃止）。

2号機の最大発電量は55万9千kw、3号機及び4号機の最大発電量は118万kwであり、3基合計の最大発電量は281万9千kwとなっている。

当発電所は、玄海町の三方を海に囲まれた岬（値賀崎）の部分にあり、最寄り市町である玄海町役場まで直線距離で約6km、唐津市役所まで約13km、また、伊万里市役所まで約28kmの距離にある。交通機関は基本的には自動車を使用しており、それぞれの市役所までの所要時間は約20分、約40分である。

原子力発電所付近には、発電所関係のプラント企業の事務所や関係者の宿舎等が散在するほか、玄海町今村地区、外津地区などに民家の集積が見られる。また、外津橋の対岸の唐津市鎮西町串浦地区に民家が散在し、同町波戸地区や名護屋地区に民家の集積が見られる。

用語解説

加圧水型軽水炉… 玄海原子力発電所の原子炉の形式は、軽水減速・軽水冷却加圧水型（PWR）と言い、一般に加圧水型軽水炉と呼ばれています。加圧水型の特徴は、原子炉容器を通して水を循環させる系統（1次系）と、タービンへ蒸気を供給する系統（2次系）とが蒸気発生器の伝熱管を介し完全に分離されているので、タービン側に放射能が運ばれることはありません。わが国では、加圧水型軽水炉のほかに、沸騰水型軽水炉という形式の原子炉が原子力発電用として稼動しています。

なお、玄海原子力発電所の各原子炉の出力は、1、2号機が各55万9,000kw、3、4号機が各118万kwとなっています。

PAZ (Precautionary Action Zone): 緊急事態の判断基準（EAL）に基づき、放射性物質放出前における即時避難等を、予防的に準備する区域。

UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone): 防護措置実施の判断基準（OIL）や緊急事態の判断基準（EAL）に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

イ ダム

本県の地勢的特徴として、県土が狭く、山塊も比較的低く高原状の広がりを持っており、ダムを設置する適地が少ないため、洪水調節機能を有するダムは15ヶ所（総貯水量3,736万2,000 m³）と少ない。

一方、本県は農業県として昔から稲作が盛んで、水田の耕地面積が広く、そのため農業用灌漑施設（溜池）が発達している。そのため、基礎地盤から堤頂までの高さが15m以上ある灌漑用ダムや大型溜池は約80ヶ所（総貯水量4,339万3,000 m³）となっている。

ウ 米軍基地

本県の米軍基地としては、県中北部の神埼市の脊振山に米軍脊振山通信施設が設置されている。

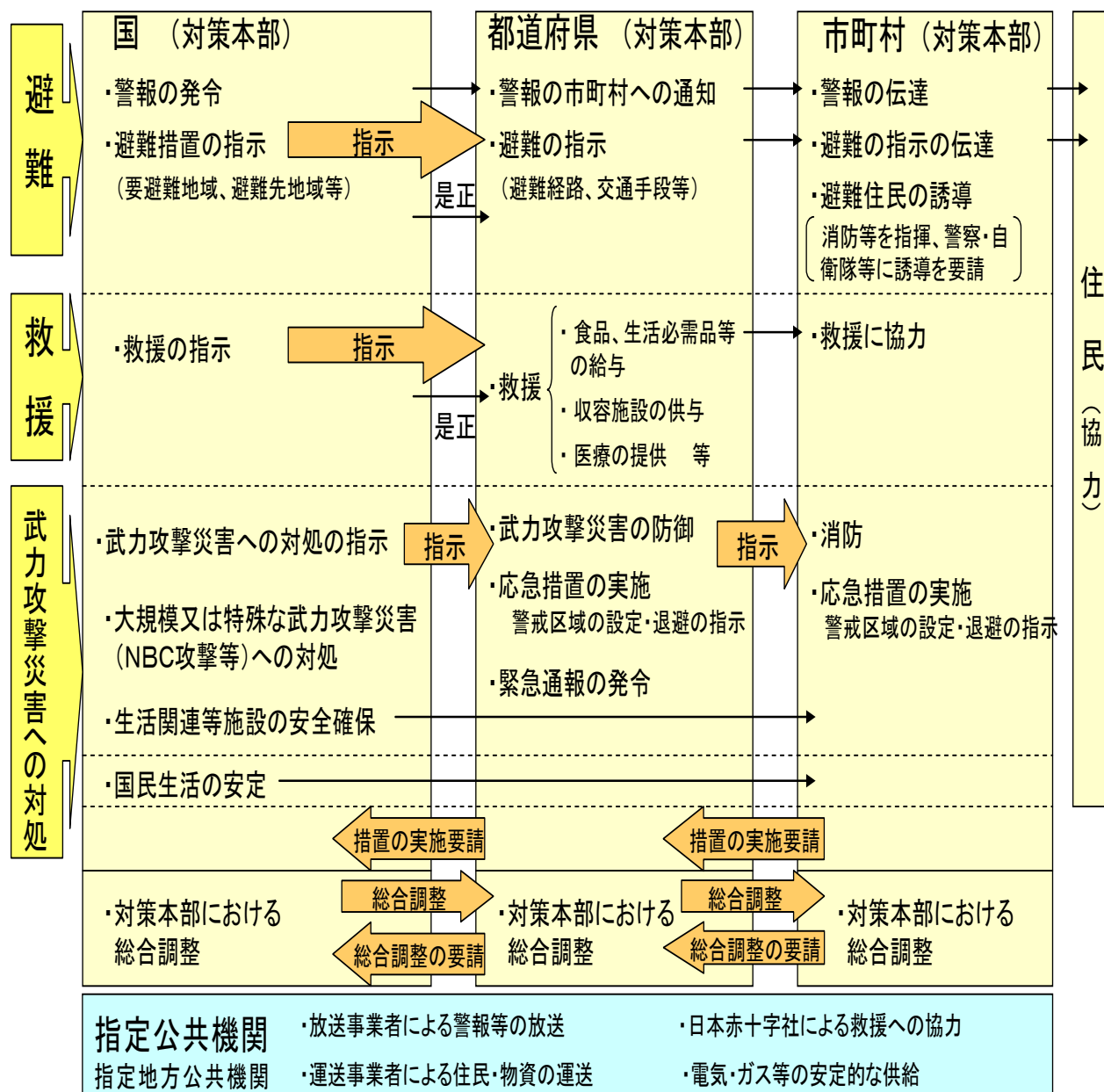
また、長崎県佐世保市には佐世保海軍施設が所在している。

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、次のとおり定める。

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 県（法第11条～法第15条）

県は、県国民保護計画で定めた、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県内の市町のほか、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携協力し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置の総合調整や広域的な観点からの調整などを行う。

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の通知6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 市町（法第16条～法第20条）

市町は、住民に最も密着した行政機関として、市町国民保護計画で定めた、当該市町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関（法第10条）

指定地方行政機関は、指定行政機関がその国民保護計画で定めたもののうち、その所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関 (伊万里税関支署)	輸入物資の通関手続
九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
佐賀労働局	被災者の雇用対策
九州農政局 (佐賀農政事務所)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局 (佐賀運輸支局)	1 輸送事業者への連絡調整 2 輸送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部) 伊万里海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（法第21条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該機関が作成する国民保護業務計画で定めた、その業務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の輸送及び緊急物資の輸送 2 旅客及び貨物の輸送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 県対策本部関係機関の連絡先

【県関係機関】

名 称	担当部署	所 在 地	(T) 電話 (F) F A X (E) e-mail	その他の 連絡方法
佐賀県知事 (県対策本部長)	政策部 秘書課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番 59号	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp	
副知事 (県対策副本部長)	政策部 秘書課	同 上	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp	
県教育長	県教育庁 教育総務課	同 上	T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp	
佐賀県警察本部長	警備部 警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番 16号	T 0952-24-1111 (内5784) F 0952-29-7709 E	
政策部長	消防防災課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番 59号	T 0952-25-7026 F 0952-25-7262 E shouboubousai@pref.saga.lg.jp	
危機管理・報道局長	危機管理・報 道課	同 上	T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E kikikanri-houdou @pref.saga.lg.jp	
県民環境部長	県民協働課	同 上	T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou @pref.saga.lg.jp	
文化・スポーツ交流局長	さが創生推進 課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
健康福祉部長	福祉課	同 上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E fukushi@pref.saga.lg.jp	
産業労働部長	産業企画課	同 上	T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyoukikaku @pref.saga.lg.jp	
農林水産部長	農政企画課	同 上	T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp	
男女参画・こども局長	福祉課	同 上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E fukushi@pref.saga.lg.jp	
県土整備部長	県土企画課	同 上	T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp	
地域交流部長	さが創生推進 課	同 上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
総務部長	法務私学課	同 上	T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp	

3 関係機関の連絡先

指定行政機関、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）、関係指定公共機関、指定地方公共機関、県現地機関、市町機関（教育委員会を含む。）、消防機関（常備消防、消防団）、その他関係機関の連絡先については資料編に一括して掲載する。

⇒「資料編」参照

なお、国の事態対策本部（以下「対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で通知されることとなっている。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

(1) 基本指針においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を想定している。

類型	特徴	留意点	
着上陸侵攻	影響	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、その期間も比較的長期 武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の準備が可能 戦闘が予想される地域から先行して避難させることが必要 広域避難が必要 広範囲にわたる武力攻撃災害、武力攻撃終結後の復旧が重要な課題
	攻撃手法	<ul style="list-style-type: none"> 船舶による上陸の場合、上陸用小型船舶等が接岸容易な沿岸部が当初の侵攻目標 航空機による侵攻部隊の投入の場合、大型輸送機の離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性大 着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性大 	
	被害	<ul style="list-style-type: none"> 主な被害は、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等 攻撃目標施設の種類（石油コンビナート等）によっては、二次被害の発生が想定 	
ゲリラや特殊部隊による攻撃	影響	<ul style="list-style-type: none"> 事前にその活動の予測、察知は困難 突発的に被害が生ずることも想定 県警察、自衛隊等によるその兆候の早期発見 	<ul style="list-style-type: none"> 危害が住民に及ぶおそれがある地域では、市町（消防機関を含む。）と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携して対応 武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内一時避難、その後、関係機関による安全措置の実施と適当な避難地への移動等 事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避指示又は警戒区域設定など時宜に応じた措置の実施が必要
	攻撃手法	<ul style="list-style-type: none"> 都市部の政治経済の中核、鉄道、原子力関連施設などに要注意 少人数のグループにより実行 使用可能な武器は限定 「ダーティボム」の使用可能性 	
	被害	<ul style="list-style-type: none"> 主な被害は、施設破壊等 被害範囲は比較的狭い範囲 攻撃目標施設（原子力事業所等）の種類によっては、二次被害発生 	
弾道ミサイル攻撃	影響	<ul style="list-style-type: none"> 発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難 弾頭の種類に応じ、被害の様相及び対応が相違 	<ul style="list-style-type: none"> 発射後短時間で着弾することが予想され、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要 屋内への避難や消火活動が中心
	攻撃手法	<ul style="list-style-type: none"> 極めて短時間で我が国に着弾 	
	被害	<ul style="list-style-type: none"> 通常弾頭の場合、被害は局限、家屋、施設等の破壊、火災等 	
航空攻撃	影響	<ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイル攻撃に比べ兆候の察知は比較的容易 対応の時間が少なく、攻撃目標の特定が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃目標の早期判定は困難 攻撃目標地を限定せずに屋内避難等の避難措置を広範囲に指示 生活関連等施設に対する攻撃の場合、被害拡大のおそれがあるため、生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置が必要
	攻撃手法	<ul style="list-style-type: none"> 威力を最大限に発揮することを意図すれば、都市部やライフラインのインフラ施設が主要な目標 その意図を達成するまで反復 	
	被害	<ul style="list-style-type: none"> 通常弾頭の場合、主な被害は家屋、施設等の破壊、火災等 	

用語解説

NBC弾頭(兵器)…核(N)、生物剤(B)、化学剤(C)を使用する兵器の総称で、爆弾等の弾頭にそれぞれを使用したもの
 ダーティボム(「汚い爆弾」)…爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べその威力は小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

(2) 基本指針においては、特別な対処が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）に関し、以下のとおりその特徴を示している。

攻撃区分	被害の特徴		対応方法等
核兵器等	一般的特徴	<ul style="list-style-type: none"> 核攻撃発生当初は、核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線による被害が発生 その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線による被害が発生 	対応方法 <ul style="list-style-type: none"> 汚染地域への立入制限の確実な実施 避難誘導や医療にあたる要員の適切な被ばく管理 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療の実施 避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施
	被害様相	<ul style="list-style-type: none"> 核爆発による熱線、爆風及び初期放射線により、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に到来 核爆発に伴う初期核放射線及び爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散・降下した灰から、残留放射線として長期に被害発生 	
	被害範囲	<ul style="list-style-type: none"> 核爆発による熱線、爆風及び初期放射線並びに初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線により、爆心地周辺で被害発生 爆発時に生じた灰（放射性降下物）は、爆心地周辺から降下し始め、逐次風下方向に拡散・降下して被害範囲を拡大 	避難を行う場合、 <ul style="list-style-type: none"> 風下を回避 手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制 口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護 汚染された疑いのある水や食物の摂取を回避 安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減
生物兵器	一般的特徴	<ul style="list-style-type: none"> 人に知られることなく散布することが可能 発症するまでの潜伏期間に感染者が移動などにより、散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性有 	対応方法 内閣府を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、 <ul style="list-style-type: none"> 感染源及び汚染地域を特定 感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止の実施
	被害様相	使用される生物剤によって相違	
	被害範囲	<ul style="list-style-type: none"> ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等の使用される生物剤の特性により被害の範囲が相違 ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合、二次感染により被害の拡大の可能性有 	汚染地域からの出入制限の実施 避難等
化学兵器	一般的特徴	<ul style="list-style-type: none"> 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散 空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように拡散 	対応方法 <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体等関係機関が連携して実施 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測の適切な実施 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を除去 汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療の実施
	被害様相	特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって相違	
	被害範囲	地形、気象等により被害範囲が変化	避難等 住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置の適切な実施

用語解説

中性子誘導放射能…物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能

外部被ばく…大気中に存在する放射性降下物や、皮膚に付着した放射性物質などによる、人体外からの被ばく

内部被ばく…放射性物質の吸引や、放射性物質によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる、人体内部からの被ばく

残留放射線…外部被ばくや内部被ばくにより、放射線障害を引き起こすおそれがある放射線

ダーティボム…爆薬と放射性物質を組み合わせた兵器で、比較的小型なためテロ等での使用が考えられる。爆薬による爆発被害と放射能被害をもたらす。

2 緊急処理事態

基本指針においては、緊急処理事態として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態を想定しており、具体的には以下に掲げる事態例を示している。

分類		事態例	被害概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
		石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生
		危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が発生
		ダム等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・下流に及ぼす被害は多大
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	爆発による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大
		列車等の爆破	
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガン発症の可能性有 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様
		炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
		市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさは変化 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害の可能性有
		弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

武力攻撃事態等が発生した場合、国、県、市町及び関係機関が、住民の避難や避難住民等への救援、武力攻撃災害への対処といった国民保護措置を、一体的かつ迅速・的確に実施していくためには、それぞれの機関が相互に緊密な連携を図りつつ、平素から、組織や通信、情報収集・提供等に係る様々な体制について十分な整備を図っておくことが必要である。

このため、県における平素の組織・体制の整備等について、次のとおり定める。

(注)本編において、〈 〉内は、後述する第3編第2章の県対策本部の各対策班の名称である。(基本的には、「県」若しくは「知事」の後に所管業務として記載する。)

この場合、県対策本部の設置前であっても、各対策班を構成する課等がその業務を行うものとする。

第1 県における組織・体制の整備

知事は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するためには、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部等における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各部等における平素の業務 (法第41条)

県の各部等は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、防災における体制を活用しながら、その準備のための業務を行うものとする。

【県の各部等における平素の主な業務】

部 等 名	平 素 の 主 な 業 務
政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県国民保護計画に関すること ・ 県国民保護協議会の運営に関すること ・ 国、市町及び指定（地方）公共機関との連絡調整に関すること ・ 情報の収集、伝達体制及び伝達手段の整備に関すること ・ 事態の状況に応じた組織体制の整備に関すること ・ 避難施設の指定に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 特殊標章等の交付に関すること ・ 広報体制の整備に関すること ・ 国民保護に係る啓発に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること
県民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ ボランティア活動に関すること ・ 廃棄物処理に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 医療救護の措置支援に関すること ・ 医薬品、飲料水並びに生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備に関すること ・ 赤十字標章等の交付等に関すること ・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ・ 感染症の予防及び防疫に関すること ・ 被災者の健康管理に関すること
産業労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の供給体制の整備に関すること ・ 緊急輸送手段（トラック）の確保に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の管理に関すること ・ 緊急輸送手段（漁船）の確保に関すること ・ 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県管理の道路及び河川管理施設の防災対策に関すること ・ 応急仮設住宅の建設資材の調達及び供給体制の整備に関すること ・ 緊急輸送ネットワークの整備に関すること
地域交流部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県管理の港湾施設の防災対策に関すること ・ 佐賀空港関連施設の防災対策に関すること ・ 緊急輸送手段（バス、鉄道、船）の確保に関すること

総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県本庁舎、総合庁舎の応急復旧に関する事 ・ 職員の健康管理、生活維持に関する事
出納局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策関係物品の調達及び出納に関する事

【県教育委員会及び県警察本部における平素の主な業務】

県教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関する事 ・ 公立学校等への情報伝達体制の整備に関する事 ・ 教職員の健康管理、生活維持に関する事 ・ 文化財の保護に関する事 ・ 学校における国民保護の啓発に関する事
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備体制の整備に関する事 ・ 交通規制に係る体制整備に関する事 ・ 生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備に関する事 ・ 関係機関との協力体制の構築に関する事

2 県職員の参集基準等 (法第41条)

県は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するために職員の参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(1) 24時間即応体制の充実

県〈総括対策班〉は、武力攻撃が発生し、又は発生しようとしている場合、その発生時の初動体制を迅速に確立するため、現在実施している宿日直による24時間即応体制のさらなる充実に努める。

(2) 幹部職員等への連絡手段の確保及び連絡方法

県の幹部職員等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

また、休日・夜間等における連絡は、宿直室職員から電子メールにより行うこととし、勤務時間内においては固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県〈総括対策班〉は、事態等の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【県の体制及び職員の参集基準等】

組織体制	設置基準	参集基準
ア 緊急事態情報連絡室	<p>次に掲げる事態に、消防防災課長が必要と認める場合</p> <p>(7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合</p> <p>(4) 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）</p> <p>(7) その他、消防防災課長が設置の必要があると認めた事態</p>	<p>消防防災課長、危機管理・報道課長及び消防防災課長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、消防防災課長、危機管理・報道課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</p>
イ 緊急事態警戒本部	<p>次に掲げる事態に、危機管理・報道局長が必要と認める場合</p> <p>(7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態</p> <p>(4) 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）</p> <p>(7) その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態</p>	<p>危機管理・報道局長、消防防災課長、危機管理・報道課長、広報広聴課長及び危機管理・報道局長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、消防防災課長、危機管理・報道課長、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</p>

<p>ウ 緊急事態対策本部</p>	<p>次に掲げる事態に、知事が必要と認める場合</p> <p>(7) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態</p> <p>(4) 九州地方の他の県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）</p> <p>(7) その他、知事が設置の必要があると認めた事態</p>	<p>県国民保護対策本部の本部員で構成し、本部要員として参集すべき職員は、消防防災課長、危機管理・報道課長、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。</p>
<p>エ 国民保護対策本部</p>	<p>国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき</p>	<p>組織構成は、図3-3-1を参照。</p> <p>参集すべき職員は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 / 2 程度の職員 ○ 県内全域に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に従事することができる全職員 <p>※ 職員の参集配備については、3-11ページに記述しているので参照のこと。</p> <p>※ 各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策班からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。</p>

(4) 各部（局）連絡員の配置

参集要員の緊急招集、及び緊急事態情報連絡室や緊急事態警戒本部等との連絡を図るため、「佐賀県災害対策運営要領」に準じて各部（局）に連絡員を置く。

(5) 緊急初動班の設置

武力攻撃事態の発生により、電話が途絶した状況の中で国民保護対策本部が設置されることとなった場合、初動時の情報収集等に当たらせるため、必要に応じて、危機管理・報道局長の指示により緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、消防防災課長をもってあて、危機管理・報道局長と緊密に連絡をとりながら緊急初動班を指揮し、次に掲げる主な業務や危機管理・報道局長から指示のあった事項について、臨機に対応する。

【緊急初動班の主な業務】

- ア 防災行政無線などの通信機材の点検、復旧
- イ 本庁舎の電気、給水設備等の点検、復旧
- ウ 県警察、消防機関、市町、マスコミ、住民等からの情報収集
- エ 国や関係機関、県国民保護対策本部員等への通報連絡 等

(6) 国民保護対策本部の機能の確保

県〈各対策班〉は、佐賀県国民保護対策本部を設置したときは、その機能が確保されるよう、防災に関する体制を活用しつつ、以下の項目について配慮する。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

なお、国民保護対策本部において、知事が不在又は事故に遭った場合は、副知事（防災監）、危機管理・報道局長の順で代理し、指揮命令系統を確立する。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等 (法第6条)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため及び県民からの手続に関する問い合わせに対応するための総合的な窓口を県において開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目		担当部
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	健康福祉部 産業労働部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	農林水産部
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	県土整備部
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)	
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	県警察本部
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)	健康福祉部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	政策部 健康福祉部
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)	健康福祉部

不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	総務部
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済の手續に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、佐賀県文書規程(昭和55年3月18日佐賀県訓令甲第1号)の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

これらの手續に関連する文書については、通常の保存期間が満了した時点で、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等 (法第41条)

市町長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化(守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 佐賀県地域防災計画に基づく連携体制の活用

県〈各対策班〉は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、佐賀県地域防災計画に基づく連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県〈各対策班〉は、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県〈総括対策班〉は、「避難」、「救援」、「武力攻撃原子力災害」等の個別のテーマに関して、必要に応じ、関係機関による意見交換の場を設けるなどを行い、関係機関の意思疎通を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携（法第3条第4項、法第11条第4項）

県〈総括対策班〉は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。

特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携（法第3条第4項、法第15条第1項）

県〈総括対策班〉は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携（法第3条第4項、法第11条第4項）

県〈総括対策班〉は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備（法第12条第1項、法第147条）

知事〈総括対策班〉は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制の整備充実に努める。

(2) 相互応援体制の充実（法第12条第1項、法第147条）

知事〈総括対策班〉は、県境を越える避難やNBC〔核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)〕攻撃による災害を伴う武力攻撃事態等においても対応するため、「九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定（平成18年10月23日締結）」等に基づき、関係県間における広域避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制など相互応援体制のさらなる充実に努める。

この場合において、九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化（法第12条第2項後段）

県警察は、他の都道府県警察と連携して、即応部隊及び一般部隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 近接する都道府県の間での情報共有（法第12条第1項）

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、輸送手段等に関し、近接する他県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健福祉事務所、衛生薬業センター等の機関は、上述の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(5) 他の都道府県に対する事務の委託（法第13条）

県〈総括対策班、組織支援対策班〉は、他の都道府県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町との連携

(1) 市町の連絡先の把握等（法第3条第4項）

県は、市町との緊密な連携を図る。

特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、輸送の確保等、県と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

なお、市町の連絡先は「資料編」に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報へ更新を行う。

(2) 市町を行うべき事務の代行（法第14条）

知事〈総括対策班〉は、市町長を行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町国民保護計画の協議（法第35条第5項）

知事〈総括対策班〉は、市町国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町を行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町間の連携の確保（法第3条第4項）

県〈総括対策班〉は、近接する市町が相互の市町国民保護計画の内容について協議するための機会を設ける際の支援や防災のために締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援をすることなどを通じて、市町相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県〈総括対策班〉は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県内の消防機関との調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC〔核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)〕災害に対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について把握する。

(6) 消防団等の充実・活性化の推進

消防団等は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、市町と連携し、地域住民の消防団等への入団促進、消防団等に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団等の充実・活性化を図る。

また、県〈総括対策班〉は、市町と連携し、消防団等に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団等を参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関などとの連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等（法第3条第4項）

県〈総括対策班〉は、県域内を管轄区域とする指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は「資料編」に掲げるとおりであり、同表の情報は、常に最新の情報へ更新を行う。

(2) 指定地方公共機関の国民保護業務計画の報告（法第36条第4項）

知事〈総括対策班〉は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画に

ついて、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等（法第147条）

知事〈**総括対策班、情報通信対策班、広報対策班、組織支援対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班**〉は、関係機関から次に掲げる物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、知事〈**各対策班**〉は、都市部の事業所等における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

- ア 食料・水・生活必需品・医薬品その他必要な物資の調達に関する事項
- イ 医療救護等救援活動に関する事項
- ウ 通信設備の優先利用等に関する事項
- エ 武力攻撃災害や国民保護措置全般についての報道に関する事項
- オ その他国民保護措置のために必要な事項

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

県〈**総括対策班**〉は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

県〈**総括対策班、県民環境対策班、健康福祉対策班**〉は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県民災害ボランティアセンター、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等をはじめ、災害時における住民の避難や救援活動等について知識や経験を有する佐賀県隊友会や佐賀県警友会等とも連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動場所の提供や国民保護措置に関する必要な情報の提供を行うなど、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された佐賀地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

《 施設・設備面 》

- ア 全国瞬時警報システム（J－ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）等の非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等による障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ウ 電話、FAX、データ、映像（画像）による情報の送受信が可能となるよう、光ケーブルと地上系無線による多重回線の「防災行政通信ネットワーク」の整備・拡充を図る。
- エ 被災現場の情報をヘリコプターテレビシステム等により収集し、危機管理センター内の県対策本部等にその画像を無線により伝送するシステムの活用促進を図る。
- オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

《 運用面 》

- ア 夜間・休日における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- イ 武力攻撃災害による通信輻輳及び途絶並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定して、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ウ 通信訓練を行うに当たっては、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地理的条件や交通事情等を想定した地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- オ 電気通信事業者により設定されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- キ 住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の災害時要援護者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 非常通信の取扱い

武力攻撃災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づく非常通信の取扱いにより、通信の確保を図る。

(4) 県警察における通信の確保

県警察は、九州管区警察局等、県及び市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(5) 市町における通信の確保

市町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備（法第8条）

県〈総括対策班、情報通信対策班、広報対策班〉は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び国民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、佐賀県地域防災計画に基づく体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有（法第3条第4項）

県〈総括対策班、情報通信対策班、広報対策班〉は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながら情報の共有化に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関（法第46条）

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、「資料編」に掲げるとおりである。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（法第48条）

知事〈各対策班〉は、消防庁から警報の通知を受けたときに、迅速に警報の伝達

を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町や関係機関との役割分担も考慮し「資料編」で定める。

(3) 市町に対する支援（法第9条第1項、法第47条第3項）

県〈総括対策班〉は、市町が高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に対して適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町に対し必要な支援を行い、県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、市町との協力体制を構築する。

3 市町における警報の伝達に必要な準備（法第9条第1項、法第47条）

市町長は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町国民保護計画で定めておくとともに、知事〈総括対策班〉から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてもあらかじめ定めておくものとする。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に対する伝達については、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」（平成17年2月作成）を参考に情報伝達体制を整備し、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、障害者団体、ボランティア等と連携しながら、それぞれの障害等の状況に応じ、迅速かつ的確に情報を伝達できるよう配慮するものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

安否情報の収集や提供は、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案しながら、その緊急性や必要性を踏まえて行うこととする。

特に、この場合において、個人情報の保護及び報道の自由について配慮をする。

(1) 安否情報の種類及び報告様式（法第94条第2項）

知事〈総括対策班〉が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報は次のとおりであり、知事〈総括対策班〉が総務大臣に安否情報を報告する様式は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。「資料編」参照）」第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書である。

県が収集・報告すべき情報

ア 避難住民（負傷した住民も同様）

- (ア) 氏名（ふりがな）
- (イ) 出生の年月日
- (ウ) 男女の別
- (エ) 住所（郵便番号を含む）
- (オ) 国籍
- (カ) (ア)～(オ)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (キ) 負傷（疾病）の該当
- (ク) 負傷又は疾病の状況
- (ケ) 現在の居所
- (コ) 連絡先その他必要情報
- (サ) 親族・同居者への回答の希望（(ア)～(コ)）
- (シ) 知人への回答の希望（(ア)、(カ)、(キ)）
- (ス) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意（(ア)～(コ)）

イ 死亡した住民（上記(ア)～(カ)に加えて）

- (ア) 死亡の日時、場所及び状況
- (イ) 遺体が安置されている場所
- (ウ) 連絡先その他必要情報
- (エ) 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備（法第94条第2項）

知事〈総括対策班〉は、市町長から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者をあらかじめ定める。

また、市町長の行う安否情報の収集を支援するという立場にあることから、あらかじめ市町の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備（法第94条第2項及び第3項）

知事〈各対策班〉は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県管理の医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

5 市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備（法第94条第1項）

市町長は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理・報告及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握（法第94条第1項及び第3項）

市町長は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備（法第126条第1項、第127条第1項及び第2項）

知事〈総括対策班〉は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備（法第127条第1項）

知事〈総括対策班〉は、市町長に対し、被災情報の報告を所定の様式（「資料編」参照）に準じて行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

7 市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備（法第127条第1項）

市町長は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

○ 安否情報の収集、報告等の流れについては、「第3編第6章 安否情報の収集・提供」の【図3-9 安否情報の収集、整理及び提供の流れ】を参照

第5 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、国民保護措置の実施に必要な知識の習得と、実践的な訓練を通じた武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県〈総括対策班〉は、危機管理に関し専門的な知識を有する職員を育成するため、自治大学校や消防大学校等国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県の研修機関における研修の活用

県〈総括対策班〉は、自治修習所等において、広く職員の危機管理に関する研修機会を確保する。

また、市町と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダー等に対して、国が作成するビデオ教材を活用したり、eラーニング（パソコンやコンピュータネットワーク等を利用して行う教育システム）を推奨するなど多様な方法により、危機管理に関する研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

県〈総括対策班〉は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練 （法第42条第1項）

(1) 県における訓練の実施

知事〈総括対策班〉は、区域内の市町とともに、国、他の都道府県等関係機関の長と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等既存のノウハウを活用するとともに、可能な限り、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な内容とする。

また、防災訓練における実施項目も参考にしつつ、おおむね次に示す訓練を実施するものとする。

- ア 被災・安否情報に係る情報収集・伝達訓練及び警報、避難の指示等の通知・伝達訓練
- イ 県対策本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ウ 住民に対する避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求めるなどし、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにした上で、必要に応じて国民保護計画の見直し作業に反映させる。

エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 知事〈各対策班〉は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うための訓練の実施を促す。

カ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する必要がある。

このため、県における平素からの避難及び救援に関する備えについて、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備（法第54条第1項及び第2項）

知事〈総括対策班〉は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援（法第3条第4項）

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、市町国民保護計画に定めるところにより、関係機関（県、県警察、消防等）の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めることとされている。

市町長による避難実施要領のパターン作成に当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、市町に対し、必要な助言を行う。

この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備（法第75条）

知事〈総括対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 電気通信事業者との協議（法第78条）

知事〈総括対策班、情報通信対策班〉は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等（法第85条）

知事〈健康福祉対策班〉は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切

な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。

この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC〔核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)〕攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町との調整（法第76条）

知事〈総括対策班、健康福祉対策班、産業労働対策班、県土整備対策班〉は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができることとなっている。

このため、市町長が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町長と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法第71条、法第79条）

知事は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、輸送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の輸送及び緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

知事〈総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班〉は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者、佐賀運輸支局等関係機関の長からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

知事〈総括対策班、地域交流対策班〉は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、佐賀運輸支局等関係機関の長の協力を得て、避難住民及び緊急物資の輸送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

(3) 輸送経路の把握等

知事〈地域交流対策班〉は、武力攻撃事態等における避難住民の及び緊急物資の輸送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て適切な輸送経路の把握に努める。

(4) 離島における住民の避難の体制整備

知事〈総括対策班、地域交流対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、組織支援対策班〉は、離島の住民の避難について、国（内閣官房、国土交通省）から示される運送事業者の航空機や船舶の使用等についての考え方を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。

この場合において、知事は、国、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、佐賀県水難救済会、漁業協同組合等の長との連携協力を努め、次に掲げる情報を把握しておくものとする。

離島の全住民の避難を視野に入れた場合に把握しておくべき情報

- ア 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段及びその数量
- イ 想定される避難先までの輸送経路及び所要時間
- ウ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- エ 島内にある港湾までの輸送体制 など

4 交通の確保に関する体制等の整備 (法第64条第1項、法第155条)

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定するとともに、武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合における車両の運転者の義務等についてあらかじめ周知を図るものとする。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を、道路利用者に対して積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方 (法第148条第1項)

知事〈総括対策班〉は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車

場等の施設を指定するよう配慮する。

- イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。
- ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- エ 危険物質等（法第103条第1項の危険物質等をいう。）の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続（法第148条第2項）

知事〈総括対策班〉は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等（法第149条）

知事〈総括対策班〉は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

知事〈総括対策班〉は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町及び住民に対する情報提供

県〈総括対策班〉は、市町による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、今後国が作成する避難施設データベースの情報を市町に提供するよう努める。

また、住民に対しても、県警察、市町、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を提供するよう努める。

- 指定避難施設一覧は資料編に掲載するが、新規指定・廃止・用途変更等があった場合は、その都度最新の情報に更新していく。

6 市町における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町長は、県〈総括対策班〉、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の避難方法等について特に配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市町長は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町内における住民の避難及び緊急物資の輸送に関する体制を整備するとともに、県〈総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班〉と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

(3) 市町長が実施する救援

市町長は、知事〈総括対策班、健康福祉対策班、産業労働対策班、県土整備対策班〉との調整の結果、市町長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

(法第102条)

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、次のとおり定める。

1 生活関連等施設

県は、国民生活に関連を有する施設で、発電所や浄水施設、ダム、空港施設など武力攻撃事態等においてその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で政令で定められた施設（以下「生活関連等施設」という。表2-1参照。）について、国や県警察等の関係機関と連携し、平素からその安全確保を図る。

2 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県〈総括対策班〉は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、次に掲げる項目について整理する。

生活関連等施設についての整理項目

- ア 施設の種類
- イ 名称
- ウ 所在地
- エ 管理者名
- オ 連絡先
- カ 危険物質等の内容物
- キ 施設の規模 など

【表 2 - 1 生活関連等施設の種類の種類】

法施行令	各号	施 設 の 種 類 (危険物質等については、その取扱所)
第 2 7 条 (生活関連等 施設)	1号	発電所 (最大出力5万KW以上)、 変電所 (使用電圧10万V以上)
	2号	ガス工作物 (ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備で簡易ガス事業用は除く)
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 (1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの)
	4号	鉄道施設、軌道施設 (1日当たりの平均利用者数が10万人以上)
	5号	電気通信事業用交換設備 (電気通信回線・移動端末設備数が3万以上)
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設 (港湾法第52条の国土交通省令で定めるもの)
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム (河川管理施設等構造令第2章の適用を受けるもの)
第 2 8 条 (危険物質等)	1号	危険物 (消防法第2条第7項)
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項)
	3号	火薬類 (火薬類取締法第2条第1項)
	4号	高圧ガス (高圧ガス保安法第2条)
	5号	核燃料物質 (原子力基本法第3条第2号の核燃料物質及びこれによって汚染された物質)
	6号	核原料物質 (原子力基本法第3条第3号)
	7号	放射性同位元素 (放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによる汚染物質)
	8号	毒劇薬 (薬事法第44条第1項及び第2項) (薬事法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る)
	9号	事業用電気工作物内における高圧ガス (電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物内の高圧ガス保安法第2条の高圧ガス)
	10号	生物剤、毒素 (細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項及び第2項 (業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る))
	11号	毒性物質 (化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項)

(2) 核燃料物質・放射性同位元素の管理体制

本県には、核燃料物質を使用している事業所、放射性同位元素を使用している事業所、医療機関、試験研究機関等が存在するため、県〈総括対策班〉は、特に核燃料物質、放射性同位元素 (以下「核燃料物質等」という。) の使用施設の所在等について、国や関係機関とも連携しながら十分に情報を把握する。

(3) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事〈総括対策班〉は、県警察及び海上保安部長等に対し、生活関連等施設に関する情報を提供するなど、相互の連携確保に努める。

3 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事〈各対策班〉は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 核燃料物質に係る安全確保

知事は、核燃料物質の輸送にあたっては、本県内の海域及び道路が使用されることから、輸送中の武力攻撃事態等又は緊急処理事態（大規模テロ等）に対する初動対応を迅速かつ的確に行うため、国、自衛隊、唐津海上保安部及び県警察等関係機関と特に密接な連携を図るものとする。

(3) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

知事〈各対策班〉は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(4) 管理者に対する要請

知事〈各対策班〉は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(5) 管理者に対する助言

県警察及び海上保安部長等は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うこととされている。

4 市町における平素からの備え

市町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県〈総括対策班〉を通じて把握するとともに、県〈各対策班〉との連絡体制を整備する。

また、市町は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

(法第11条第1項、法第16条第1項)

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を自ら講ずる必要があるため、施設管理者である県として、次のとおり、予防対策について定める。

知事〈**県土整備対策班、地域交流対策班、組織支援対策班**〉は、その管理する河川管理施設、道路、港湾及び空港の公共施設等について、武力攻撃事態等において、当該施設等がその機能を十分に発揮されるよう、平時から施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該施設を適切に維持管理する。

特に、情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町長が管理する公共施設等における平時の管理、警戒についても、県警察と連携を図ったうえで、県の措置に準じて実施するものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が行う国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄及び整備について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係（法第142条、法第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携（法第3条第4項、法第144条）

県〈総括対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・調達体制の整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備等

(1) 防災のための備蓄、整備との関係（法第146条）

県〈総括対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たるために必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄・整備と防災のための備蓄・整備とを相互に兼ねることができるものについては、佐賀県地域防災計画で定められている防災のための備蓄品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の情報を確実に把握しておくものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法第147条）

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置、放射性物質等除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、県〈各対策班〉としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町その他関係機関との連携（法第87条、法第144条、法第147条）

知事〈各対策班〉は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、調達体制の整備について、国、市町その他関係機関と連携する。

- 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、供給要請先等一覧は資料編に掲載するが、追加・変更・廃止等があった場合は、その都度最新の情報に更新していく。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 県管理施設及び設備の整備及び点検（法第11条第1項）

県〈各対策班〉は、その管理する施設及び設備について、整備し、点検するときには、国民保護措置の実施も念頭において行う。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県〈各対策班〉は、その管理する上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県〈各対策班〉は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備（法第145条）

市町及び指定地方公共機関は、県〈各対策班〉と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発 (法第43条)

(1) 啓発の方法

県〈総括対策班、健康福祉対策班〉は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ・ラジオ、ホームページ等の様々な媒体の活用や研修会、講演会等の実施により、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うよう努めるものとする。

また、例えば、視覚障害者には、点字を使用した広報媒体や音声読み上げソフトに対応したホームページを作成するなど災害時要援護者の実態に応じた様々な方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県〈総括対策班〉は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織と協力して地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県〈文教対策班〉は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、生徒等の発達段階に応じ、学校教育を通じて安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (法第43条)

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県〈総括対策班〉及び市町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

また、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等に基づき、住民に

対し周知するよう努める。

(2) 車両の運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において車両の運転者がとるべき措置（車両の道路左側への駐車、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町における国民保護に関する啓発 (法第43条)

市町は、県〈総括対策班〉が実施する啓発に準じて様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の確立

「武力攻撃事態等」において、県は、政府からの県対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに「佐賀県国民保護対策本部」（以下「県対策本部」という。）を設置し、県域内での国民保護措置の総合的な推進を図ることとなる。

しかしながら、負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。このため、県は、政府からの県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階において、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そこで、県における、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階での初動体制について、次のとおり定める。

第1 情報の伝達

負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の事案（将来において武力攻撃事態等の認定に繋がる事案を含む。以下「緊急事案」という。）に迅速かつ的確に対応するためには、まず迅速な情報の伝達と情報の共有が重要である。

このため、住民からの通報や市町からの連絡その他の情報により、県職員が緊急事案の発生や発生する恐れを覚知したときは、別に定める「佐賀県危機管理基本マニュアル」の「第3編 情報伝達」により、覚知した内容を迅速かつ的確に知事まで伝達（目標：覚知から15分以内）する。

第2 国民保護対策本部設置前における初動体制

県〈総括対策班〉は、職員や現場からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合においては、県としての的確かつ迅速に対処するため、被害の程度や段階に応じ、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」を設置して対処する。

1 緊急事態情報連絡室の設置

(1) 設置基準

緊急事態情報連絡室は、次の場合に設置する。

本県に対して、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、消防防災課長が必要と認める場合

- ア 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合
- イ 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）
- ウ その他、消防防災課長が設置の必要があると認めた事態

(2) 設置場所

緊急事態情報連絡室は、原則として消防防災課内に設置する。

(3) 構成

緊急事態情報連絡室は、次の者で組織する。

- ・ 消防防災課長
- ・ 危機管理・報道課長
- ・ 事態の状況に応じ、消防防災課長が情報収集や関係機関等との相互連絡が必要と認めた課及び現地機関の長

緊急事態情報連絡室長は、消防防災課長をもって充てる。

(4) 所掌事務

緊急事態情報連絡室は、次の事務を掌る。

- ・ 事態に関する情報収集、関係機関等との相互連絡及び調整
- ・ 広域応援に関する事項
- ・ 武力攻撃事態等の認定後には、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や県国民保護対策本部を設置すべき県の指定に係る国への要請等に関する事項
- ・ 県国民保護対策本部での各課の所掌事務に準じ、緊急事態情報連絡室長が指示する事項

(5) 配備要員

緊急事態情報連絡室の要員として、消防防災課長、危機管理・報道課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から事態に応じて指名する者

(6) 国民保護対策本部設置前における初動措置

県〈総括対策班〉は、「緊急事態情報連絡室」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

知事〈総括対策班〉は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

2 緊急事態警戒本部の設置

(1) 設置基準

緊急事態警戒本部は、次の場合に設置する。

本県に対して、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、危機管理・報道局長が必要と認める場合

ア 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態

イ 中国・四国地方の各県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）

ウ その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態

(2) 設置場所

緊急事態警戒本部の事務局は、原則として消防防災課内に設置する。

(3) 組織

緊急事態警戒本部は、次の者で組織する。

- ・ 危機管理・報道局長
- ・ 消防防災課長
- ・ 危機管理・報道課長
- ・ 広報広聴課長
- ・ 事態の状況に応じ、危機管理・報道局長が必要と認めた課及び現地機関の長

緊急事態警戒本部長は、危機管理・報道局長をもって充てる。

(4) 所掌事務

緊急事態警戒本部は、次の事務を掌る。

- ・ 事態に関する諸情勢等の連絡、関係機関等の所掌事務に応じた応急対策実施

状況等の相互連絡及び調整

- ・ 広域応援に関する事項
- ・ 武力攻撃事態等の認定後にあつては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や県国民保護対策本部を設置すべき県の指定に係る国への要請等に関する事項
- ・ 県国民保護対策本部での各課の所掌事務に準じ、緊急事態警戒本部長が指示する事項

(5) 配備要員

緊急事態警戒本部の要員として、消防防災課長、危機管理・報道課長、広報広聴課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から、事態に応じて指名する者

(6) 緊急事態警戒本部会議

緊急事態警戒本部の設置が決定されたときは、直ちに「佐賀県危機管理センター」（新館4階）において、緊急事態警戒本部会議を開催する。

ア 緊急事態警戒本部会議の構成

緊急事態警戒本部会議は、危機管理・報道局長及び次の者をもって構成する。

- ・ 各部の副部長（防災担当）
- ・ 各局の副局長（防災担当）
- ・ 副教育長（防災担当）

なお、必要に応じ、関係各課長及び県警察本部、議会事務局、各種委員会事務局の職員へ会議への出席を求めるものとする。

イ 緊急事態警戒本部会議の運営

緊急事態警戒本部会議は、緊急事態警戒本部の設置が決定されたときは、直ちに開催するほか、危機管理・報道局長の判断により、必要に応じ開催する。

(7) 国民保護対策本部設置前における初動措置

県〈総括対策班〉は、「緊急事態警戒本部」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

知事〈総括対策班〉は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

3 緊急事態対策本部の設置

(1) 設置基準

緊急事態対策本部は、次の場合に設置する。

本県に対して、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、知事が必要と認める場合

- ア 県内で、多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態
- イ 九州地方の他の県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）
- ウ その他、知事が設置の必要があると認めた事態

(2) 設置場所

緊急事態対策本部の事務局は、原則として消防防災課内に設置する。

(3) 組織

緊急事態対策本部は、県対策本部の構成員で組織する。

緊急事態対策本部長は、知事をもって充てる。

(4) 所掌事務

緊急事態対策本部は、次の事務を掌る。

- ・ 県域にかかる被害予防及び応急対策の実施
- ・ 広域応援に関する事項
- ・ 武力攻撃事態等の認定後にあつては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や県国民保護対策本部を設置すべき県の指定に係る国への要請等に関する事項
- ・ 県国民保護対策本部での各課の所掌事務に準じ、緊急事態対策本部長が指示する事項

(5) 配備要員

緊急事態対策本部の要員として、消防防災課長、危機管理・報道課長、広報広聴課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から、事態に応じて指名する者

(6) 緊急事態対策本部会議

緊急事態対策本部の設置が決定されたときは、直ちに「佐賀県危機管理センター」（新館4階）において、緊急事態対策本部会議を開催する。

ア 緊急事態対策本部会議の構成

緊急事態対策本部会議は、県対策本部会議を構成する者をもって構成する。

イ 緊急事態対策本部会議の運営

緊急事態対策本部会議は、緊急事態対策本部の設置が決定されたときは、直ちに開催するほか、知事の判断により、必要に応じ開催する。

(7) 国等との連絡・調整

ア 県〈総括対策班〉は、「緊急事態対策本部」を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を經由（県警察本部長においては、警察庁を經由）して国〔内閣官房〕に連絡する。

イ 「緊急事態対策本部」は、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(8) 国民保護対策本部設置前における初動措置

県〈総括対策班〉は、「緊急事態対策本部」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

知事〈総括対策班〉は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

第3 国民保護対策本部への移行

「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」を設置した後、政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」は廃止する。

なお、県対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

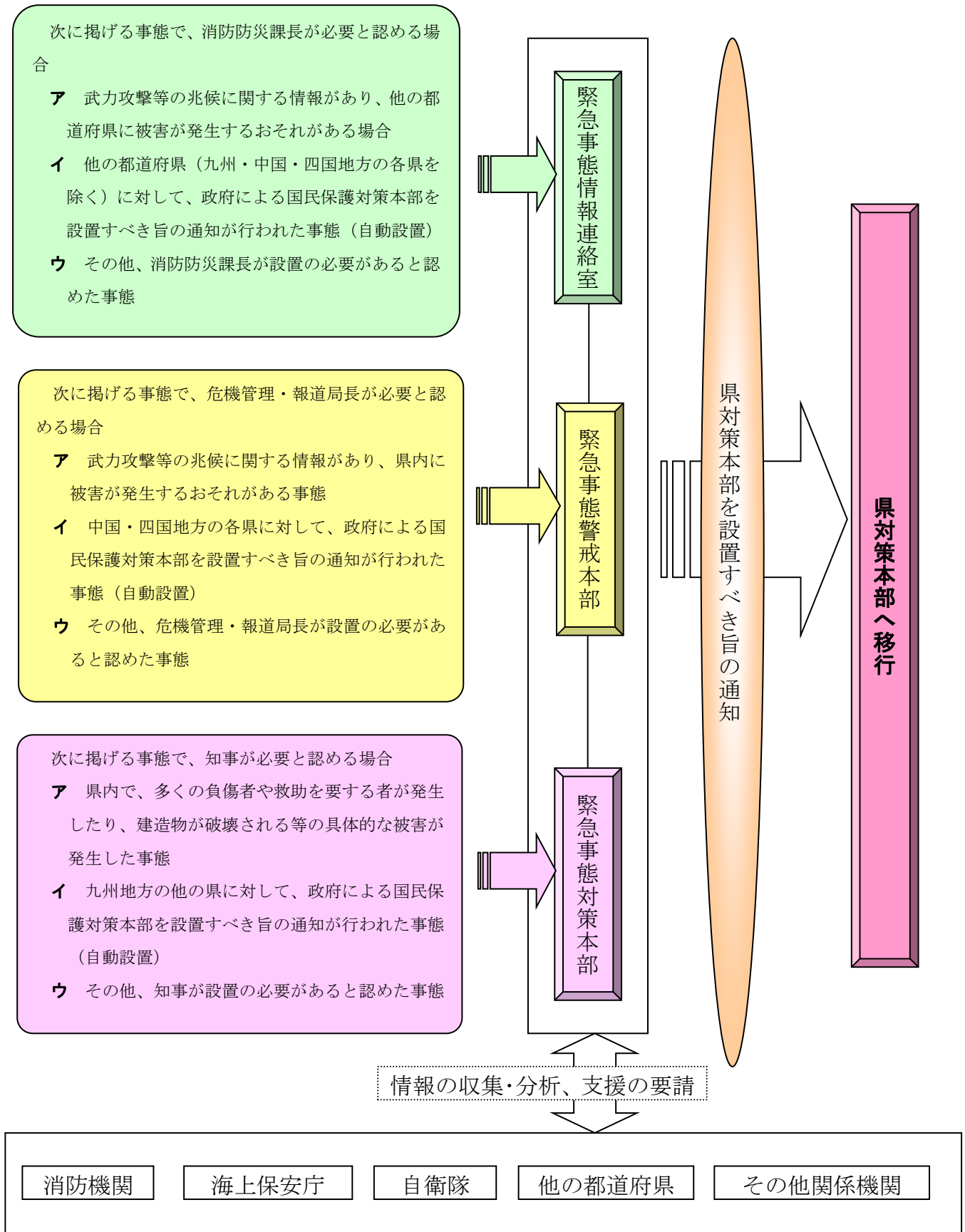
第4 市町における初動連絡体制の確保及び初動措置

市町長が、現場からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合においては、市町は、県の初動体制を参考に対応をとるものとする。

市町が初動体制等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町国民保護対策本部（以下「市町対策本部」という。）を設置すべき市町の指定の通知があった場合は、直ちに市町対策本部を設置し、初動体制等は廃止するものとする。

市町対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

【図3-1 県の初動体制】



第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部の設置の手順や県対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

第1 県対策本部の設置

1 県対策本部設置の手順

県対策本部の設置は、次の手順により行う。

(1) 県対策本部を設置すべき県の指定の通知（法第25条第2項）

知事〈総括対策班〉は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を經由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

(2) 知事による県対策本部の設置（法第27条第1項）

知事〈総括対策班〉は、指定の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態対策本部等を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする。【前章を参照】

(3) 県対策本部の設営

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、佐賀県危機管理センター（新館4階）に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信の状態を確認）。

(4) 県対策本部を設置した旨の関係機関への連絡及び公表等

知事〈総括対策班〉は、県対策本部を設置したときは、直ちに次に掲げる機関にその旨を通知又は連絡する。

- ・ 国（内閣官房及び総務省消防庁）
- ・ 県議会（県議会事務局経由）
- ・ 各市町及び各消防本部
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 防災関係機関その他知事が連絡する必要があると認めた機関

また、県〈総括対策班、広報対策班〉は、県対策本部を設置したときは、直ちにその旨を報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）に対して情報提供するとともに、県

のホームページにおいて公表するものとする。

(5) 交代要員等の確保

県〈各対策班〉は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

(6) 本部の代替機能の確保

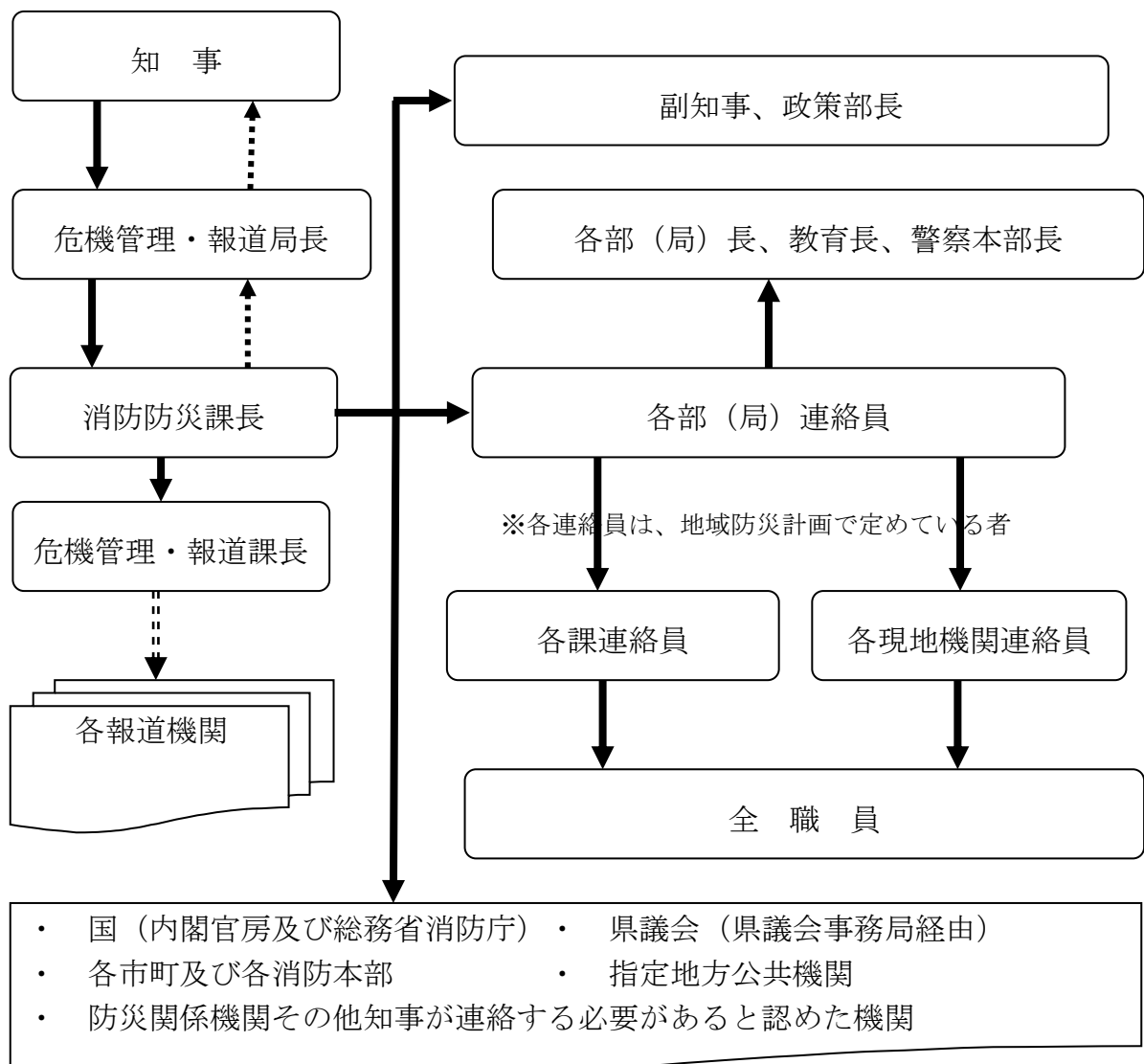
県〈総括対策班〉は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を本庁内に設置できない場合は、総合庁舎、単独土木事務所等の中から、被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

また、知事〈総括対策班〉は、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

2 県対策本部設置の本部要員等への伝達

県対策本部の設置に係る本部要員等への伝達は、次の系統で行う。

【図3-2 本部要員等への伝達系統】



3 職員の参集配備

(1) 職員の参集配備

職員は、国民保護措置に従事するため、次により参集し、配備につく。

ア 勤務時間外においては、次のとおりとする。

(7) 県対策本部設置に伴う登庁の指示を受けた場合又はその設置を知った場合で上司等との連絡がとれないときは、直ちに登庁するものとする。

(4) 災害の規模などが確認できない場合で、甚大な被害をもたらす重大な事態だと自ら判断した場合は、自主的に、直ちに登庁するものとする。

イ 次の(7)から(1)に該当する場合は、それぞれに定めるとおりとする。

(7) 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁する。

(4) 職員自身が重大な負傷等により、登庁できないときは、**ア**の規定は適用しない。

(5) 職員の家族が被災し、被災者の避難や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

(1) 遠隔地に出張する等により、直ちに登庁できないときは、できるだけ速やかな登庁に努めるものとする。

ただし、県対策本部員、課（室）長、消防防災課及び危機管理・報道課職員等の防災担当職員にあっては、業務としての国民保護措置につくため、(7)及び(5)の規定は、適用しない。

ウ **イ**の場合において、上司との連絡がとれるときは、その指示を受けるものとする。

エ 参集場所の例外

職員は、参集に当たって、交通途絶により所定の場所に登庁できない場合は、その旨を上司等へ連絡し、指示を受けるものとする。

上司等と連絡がとれないときは、最寄の県の機関に参集し、その機関の長の指示に従うものとする。

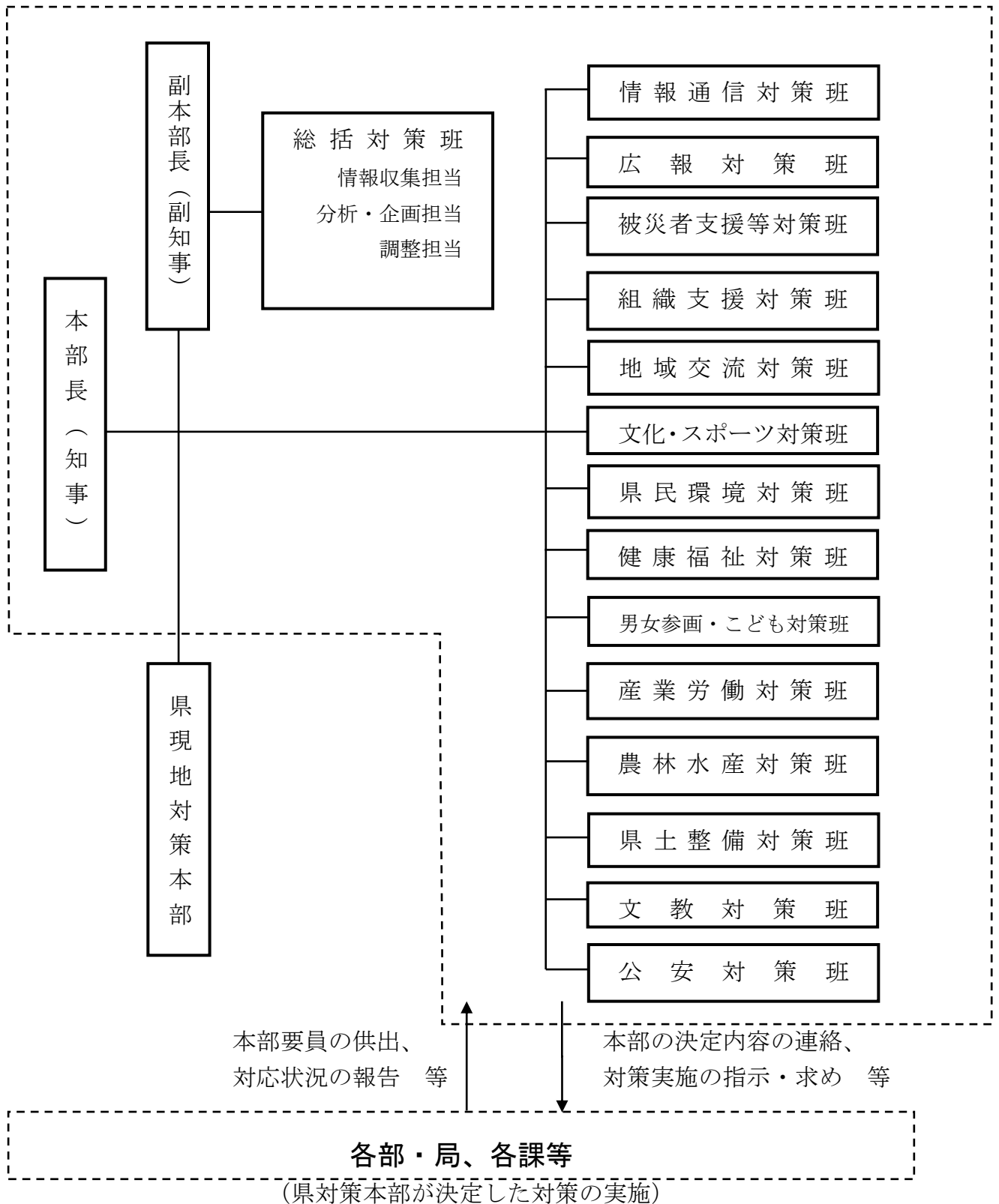
4 県対策本部の組織及び各対策班の構成等

県対策本部の組織は次の図3-3-1のとおりとする。

また、県対策本部に各対策班を設け、その構成課等は図3-3-2のとおりとする。

なお、実際の措置の実施にあたって、特定の課等に業務が集中することも考えられることから、各対策班は、人員の配置や予算等について、各対策班内で適切にマネジメントし、各対策班の業務を的確かつ迅速に実施できるよう努めるものとする。

【図3-3-1 県対策本部の組織】



※ 県対策本部における決定内容等を踏まえて、各部・局各課において措置を実施するものとする（県対策本部には、各対策班から要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

- ※ 県対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他県職員以外の者を県対策本部の会議に出席させることができる。
- ※ 防衛大臣は、県対策本部長の求めがあった場合、国民保護措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定する職員を県対策本部の会議に出席させることとなっている。

【図3-3-2 各対策班の構成課等】

各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
総括対策班	防災監	危機管理・報道局長	政策課 企画課 消防防災課 ほか
情報通信対策班	情報統括監	情報課長	情報課 消防防災課 資産活用課
広報対策班	危機管理・報道局長	危機管理・報道課長 広報広聴課長	広報広聴課 危機管理・報道課 国際課
被災者支援等対策班	政策部長	政策部副部長 広報広聴課長 政策課長 秘書課長	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集 消防防災課 福祉課 政策課 情報課 原子力安全対策課 新エネルギー産業課 生活衛生課 下水道課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（医務課、産業企画課、建築住宅課、学校教育課 ほか） 秘書課
組織支援対策班	総務部長	法務私学課長 人事課長 財政課長 資産活用課長 総務事務センター長 税政課長	法務私学課 人事課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、肥前さが幕末維新博事務局、ものづくり産業課、入札・検査センター、統計分析課、会計課、各種委員会事務局ほか国民保護対応業務を持たない本庁内の課・室及び対応可能な職員） 財政課 資産活用課 総務事務センター 税政課

各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
地域交流対策班	地域交流部長	地域交流部副部長 市町支援課長 新幹線・地域交通課長 港湾課長 水産課長 経営支援課長 国際課長	さが創生推進課 市町支援課 新幹線・地域交通課 空港課 港湾課 農山漁村課 河川砂防課 水産課 経営支援課 国際課
文化・スポーツ対策班	文化・スポーツ交流局長	文化・スポーツ交流局副局長 観光課長	観光課 スポーツ課 文化課
県民環境対策班	県民環境部長	県民協働課長 くらしの安全安心課長 有明海再生・自然環境課長 環境課長 循環型社会推進課長 まなび課長	県民協働課 くらしの安全安心課 有明海再生・自然環境課 環境課 循環型社会推進課 まなび課 ほか
健康福祉対策班	健康福祉部長	健康福祉部副部長 福祉課長 医務課長 障害福祉課長 健康増進課長 薬務課長	福祉課 こども未来課 こども家庭課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 健康増進課 薬務課 循環型社会推進課 生活衛生課 ほか
男女参画・こども対策班	男女参画・こども局長	男女参画・こども局副局長 男女参画・女性の活躍推進課長	こども未来課 こども家庭課 男女参画・女性の活躍推進課

各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
産業労働対策班	産業労働部長	産業企画課長 企業立地課長 産業人材課長 流通・通商課長 経営支援課長	産業企画課 危機管理・報道課 福祉課 生活衛生課 流通・通商課 経営支援課 企業立地課 産業人材課 ほか
農林水産対策班	農林水産部長	農林水産部副部長 農政企画課長 生産者支援課長 農産課長 園芸課長 畜産課長 水産課長 林業課長 森林整備課長	農政企画課 生産者支援課 農産課 園芸課 畜産課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 森林整備課
県土整備対策班	県土整備部長	県土整備部副部長 県土企画課長 建築・技術課長 都市計画課長 下水道課長 河川砂防課長 道路課長	県土企画課 建設・技術課 都市計画課 下水道課 産業人材課 土地対策課 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 河川砂防課 農山漁村課 港湾課 道路課 ほか

※ 各対策班の業務は、本文中に〈 〉で示す。

【県教育委員会及び県警察本部の関係課等】

各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
文教対策班	教育長	教育庁危機管理・広報総括監 学校教育課長 教育総務課長 教育振興課長 法務私学課長 文化財課長	法務私学課 教育総務課 教職員課 学校教育課 教育振興課 保健体育課 文化財課
各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
公安対策班	県警本部長	警備第二課長	警備第二課

5 県現地対策本部の設置等 (法第28条第8項)

知事〈総括対策班〉は、避難住民の数が多地域等において、市町対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

また、知事〈総括対策班〉は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する（すでに関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。）。

6 県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第1項）

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

(2) 国の対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第4項）

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 職員の派遣の求め（法第29条第3項、法第28条第7項）

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

(4) 情報の提供の求め（法第29条第8項）

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

(5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(6) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

7 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等（法第26条第1項及び第2項）

知事〈総括対策班〉は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

県の区域内の市町の長から、市町対策本部を設置すべき市町の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

8 県対策本部の廃止（法第30条）

知事〈総括対策班〉は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

第2 県対策本部等における広報（法第8条）

県〈総括対策班、広報対策班〉は、市町及び防災関係者等と相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や生活関連情報等住民に役立つ情報を様々な媒体を活用し、提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力も得ながら、正確な情報提供を迅速に行うとともに、県ホームページを活用した情報提供に努める。

1 広報体制

県〈総括対策班、広報対策班〉は、武力攻撃災害等において、危機管理・報道局長を広報責任者として、情報の一元化を図り、別に定める「佐賀県危機管理基本マニュアル」により広報を実施するものとする。

また、国や市町及び防災関係者、報道機関と相互に緊密な連携を取り、迅速で正確な情報提供に努める。

2 情報の収集

県〈各対策班〉は、迅速で正確な情報収集を行うため、必要に応じ、安全に配慮しながら職員を現地に派遣して直接情報の収集に当たる。

なお、情報収集に当たっては、個人情報保護の観点等に十分配慮しながら行う。

3 広報の内容

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

また、刻々と変わる県民ニーズの把握に努め、真に役立つ情報を提供する。

【広報内容の例示】

- 災害発生に伴う被害状況（人的、物的被害等の状況）
- 道路交通情報（道路の通行止め等の情報）
- 公共交通機関の状況（鉄道、バスの運行状況等）
- 電気、ガス、上下水道、電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況）
- 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- 安否情報及びその確認方法（市町ごとの被災者数、災害時伝言ダイヤルの案内等）
- 食料、飲料水、生活必需品、衣料品等の供給状況（支援内容等）
- 相談窓口の設置状況
- 河川、港湾、道路、橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況
- ボランティア情報（県外からの支援受け入れ調整等）
- 義援金・必要とする救援物資の一覧及び受け入れ方法や窓口等に関する情報
- 県民の行動に当たっての注意喚起（出火防止、二次被害への警戒等）
- 安心情報の提供（原子力発電所やダム等の重要施設については、被害がなく、被災もしていない旨の安心情報等）
- 生活支援情報（当該災害による被害がない場合であっても、県民生活に関連する交通機関の運行状況やライフラインの状況等）
- その他、状況に応じた真に役立つ情報

4 広報の手段

テレビ・ラジオ放送、CATV、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民に迅速に提供する。

5 その他の留意事項

武力攻撃事態等では、住民の不安感もあり、流言・飛語が発生する恐れも想定されることから、その防止の観点からも、県〈総括対策班、広報対策班〉は、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、正確な情報を迅速に提供することに特に留意するものとする。

また、万一、流言・飛語が発生した場合には、報道機関をはじめ、関係機関との連携のもと、その沈静化に向けた情報提供をするものとする。

第3 通信の確保

1 情報通信手段の確保

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線若しくは移動系防災行政無線等の移動系通信回線、携帯電話、衛星携帯電話の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 市町における通信の確保

市町は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

第1 国の対策本部との連携

(法第3条第4項)

1 国の対策本部との連携

県〈総括対策班〉は、国の対策本部と密接な連携を図る。

この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

2 国の現地対策本部との連携

県〈総括対策班〉は、国の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣し、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するために武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、県はこれに出席し、国との情報交換を行うなど、相互に協力するものとする。

第2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

1 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請 (法第11条第4項)

県〈総括対策班、関係対策班〉は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 市町からの措置要請 (法第16条第5項)

県〈総括対策班、関係対策班〉は、市町から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

第3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

1 知事による自衛隊の部隊等の派遣要請等 (法第15条第1項、施行令第3条)

知事〈総括対策班〉は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

なお、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものであるため、派遣の要請に当たってはこのことを留意する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 (※)
- エ その他参考となるべき事項

(※) 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ① 避難住民の誘導
(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
- ② 避難住民等の救援
(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- ③ 武力攻撃災害への対処
(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧
(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

2 市町長からの派遣要請の求め (法第20条第1項)

知事〈総括対策班〉は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

3 自衛隊の部隊等との連携 (法第28条第7項)

知事〈総括対策班〉は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

第4 他の都道府県に対する応援の要求・事務の委託

1 都道府県間の応援

(1) 他の都道府県への応援の求め（法第12条第1項）

県〈総括対策班〉は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

(2) 国の対策本部等への連絡

県〈総括対策班〉が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。

ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

(3) 近隣県等との連携体制の充実

県〈総括対策班等相互応援協定に関する対策班〉は、他の都道府県との広域連携体制の整備に努めるとともに、九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定等に基づき、関係県間相互に応援が迅速かつ的確に行えるよう連携体制の充実を図る。

【九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定の応援項目】

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1 職員の派遣 | 2 食料、飲料水及び生活必需品の提供 |
| 3 避難・収容施設及び住宅の提供 | 4 緊急避難路及び輸送手段の確保 |
| 5 医療支援 | 6 武力攻撃災害等に対処するための物資や資機材の提供 |
| 7 その他国民保護措置等に必要な事項 | |

2 事務の一部の委託

(1) 他の都道府県への事務の一部の委託（法第13条、施行令第1条）

県〈総括対策班、組織支援対策班〉が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の

事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

(2) 事務の委託の公示等（施行令第1条）

他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県〈総括対策班〉は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事〈総括対策班〉はその内容を速やかに議会に報告する。

第5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

（法第21条第3項）

県〈総括対策班、関係対策班〉は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

第6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

1 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

（法第151条第1項、施行令第37条）

県〈総括対策班、組織支援対策班〉は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

2 総務大臣に対する職員派遣の斡旋の求め

（法第152条第1項、施行令第37条）

県〈総括対策班、組織支援対策班〉は、1の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あっせんを求める。

3 市町からの要請に対する職員の派遣 (法第153条)

県〈総括対策班、組織支援対策班〉は、市町から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

4 県の委員会等の知事への事前協議 (法第151条第2項、法第152条第3項)

県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事〈組織支援対策班〉に協議する。

5 市町からの要請に対する職員の斡旋 (法第153条)

知事〈組織支援対策班〉は、市町から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

第7 県を行う応援等

1 他の都道府県に対して行う応援等

(1) 他の都道府県への応援 (法第12条第1項)

県〈各対策班〉は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 他の都道府県から事務の委託を受けた場合の公示等 (法第13条、施行令第1条)

他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事〈総括対策班〉は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

2 市町に対して行う応援等

(1) 市町への応援 (法第18条第1項及び第2項)

県〈各対策班〉は、市町から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 市町が行う措置の代行 (法第14条第1項)

県〈各対策班〉は、市町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町長が実施すべき国民保護措置の

全部又は一部を代わって実施する。

(3) 県による代行の公示（法第14条第2項）

県〈総括対策班〉は、市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条第2項）

県〈各対策班〉は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第8 ボランティア団体等に対する支援等

1 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

県〈総括対策班〉は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等（法第4条第3項）

県〈県民環境対策班、健康福祉対策班〉は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県〈県民環境対策班、健康福祉対策班〉は、安全の確保が十分であると判断した場合には、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県民災害ボランティアセンターや佐賀県社会福祉協議会等のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努める。

3 民間からの救援物資の受入れ等

県〈健康福祉対策班、男女参画・こども対策班〉は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第9 住民への協力要請

(法第4条、法第70条、法第80条、法第115条、法第123条)

県〈総括対策班〉は、法の規定により、次に掲げる措置を行うため、安全が確保されている場合で、必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

- 1 避難住民の誘導
- 2 避難住民等の救援
- 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 4 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国の対策本部長の警報の発令及び通知等

(1) 国の対策本部長からの警報の発令及び通知（法第44条、法第45条）

国の対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令し、直ちにその内容を指定行政機関の長に通知しなければならないこととされている。

また、警報の通知を受けた指定行政機関の長は、直ちにその内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知しなければならないこととされており、知事へは総務大臣（消防庁）から直ちに通知されることとされている。

【警報の内容】（法第44条第2項）

ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

（例：航空機又は船団の接近、相手国地上部隊の侵攻状況など警報を発令するに至った武力攻撃又は相手国の軍隊等の状況及び今後の予測等）

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定することができない場合を除く。）

（例：地方公共団体の名称等）

ウ その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

（例：地方公共団体等の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めること 等）

※ 国の対策本部長が発令する警報は、可能な限り分かりやすく、簡潔な「文書」をもって発令されることとされている。

(2) 総務大臣（消防庁）からの警報の受信

総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、次により受信するものとする。

ア 警報が勤務時間内に通知された場合

総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、消防防災課が受信するものとする。

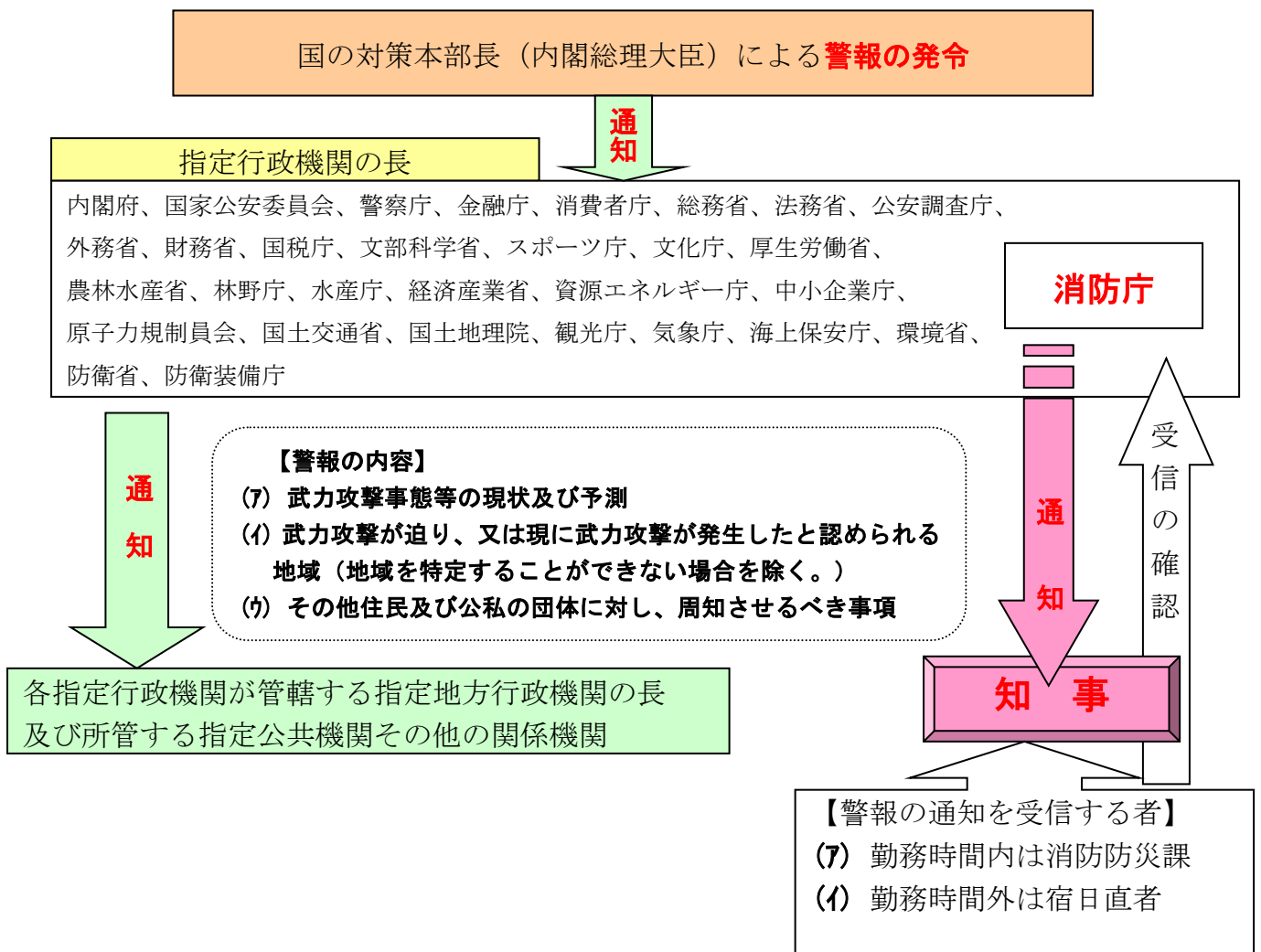
受信した消防防災課は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに警報の内容を知事、危機管理・報道局長及び関係職員に連絡する。

イ 警報が勤務時間外に通知された場合

総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、宿日直者が受信するものとする。

受信した宿日直者は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに警報の内容を知事、危機管理・報道局長、消防防災課長及び関係職員に連絡する。

【図3-4 国の対策本部長による警報の通知経路（参考図）】



2 知事による警報の通知及び伝達

総務大臣（消防庁）から警報の通知を受けた知事が行う市町その他の関係機関への警報の通知及び伝達について、以下のとおり定める。

(1) 警報の通知（法第46条、法第50条）

ア 知事〈総括対策班ほか〉は、国の対策本部長が発令した警報が総務省（消防庁）から通知された場合には、佐賀県一斉指令システム及び県防災行政無線を中心に、電話〔固定、携帯〕、FAX、電子メール〔携帯電話のメール機能含む〕等の最も迅速かつ確実な方法により、直ちに、次の者に通知するものとする。

なお、通知に当たって、「電話」と「電子メール（又はFAX）」等を併用することにより、通知内容に齟齬が生じないように留意する。

また、必ず相手方が通知を受けたかどうかの受信確認を行う。

(ア) 市町長〈総括対策班〉

(イ) 放送事業者その他の指定地方公共機関〈総括対策班、広報対策班〉

(ウ) 県の執行機関〈総括対策班〉

(エ) 県の他の執行機関〈総括対策班〉

(オ) 県の関係現地機関〈各対策班〉

(カ) 消防本部〈総括対策班〉

(キ) その他の関係機関〈関係対策班〉

※ 連絡先等については、第1編第4章の「関係機関の連絡先」を参照のこと。

イ 知事〈総括対策班〉は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町については、特に優先して通知する。

ウ 知事〈総括対策班、広報対策班〉は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達等（法第48条、法第8条）

ア 県は学校〈県民環境対策班、文化・スポーツ対策班、文教対策班〉、病院〈健康福祉対策班〉、駅〈地域交流対策班〉その他の多数の者が利用する施設（工場、大規模集客施設〈産業労働対策班〉等）の管理者に対し、第2編第1章第4の2に掲げるところに従って、警報の内容を伝達するよう努める。

イ 県〈総括対策班、広報対策班〉は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）の「緊急情報」に警

報の内容を掲載する。

(3) 警報の解除の伝達（法第51条第2項）

(1) 及び(2)は、国の対策本部長が警報を解除した場合についても準用する。

3 市町長の警報伝達の基準

(1) 住民等への警報の伝達（法第47条第1項）

市町長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

(2) 伝達の方法（法第47条第2項）

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として次により行うものとする。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレン（※）を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

※国が定めたサイレン

平成17年7月6日付け閣副安危第281号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官名で発出された「国民保護に係る警報のサイレンについて（危機管理監決裁）の決定」通知で示されたサイレン

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

なお、このことは、市町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

その他、市町長は、県警察などの関係機関の協力を得て、「広報車の使用」、「消防団や自主防災組織による伝達」、「自治会等への協力依頼」などの防災行政無線による伝達以外のあらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に警報を伝達し、その周知徹底を図るものとする。

(3) 警報伝達の体制整備及び配慮事項（法第41条、法第9条）

市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、或いは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に十分配慮するものとする。

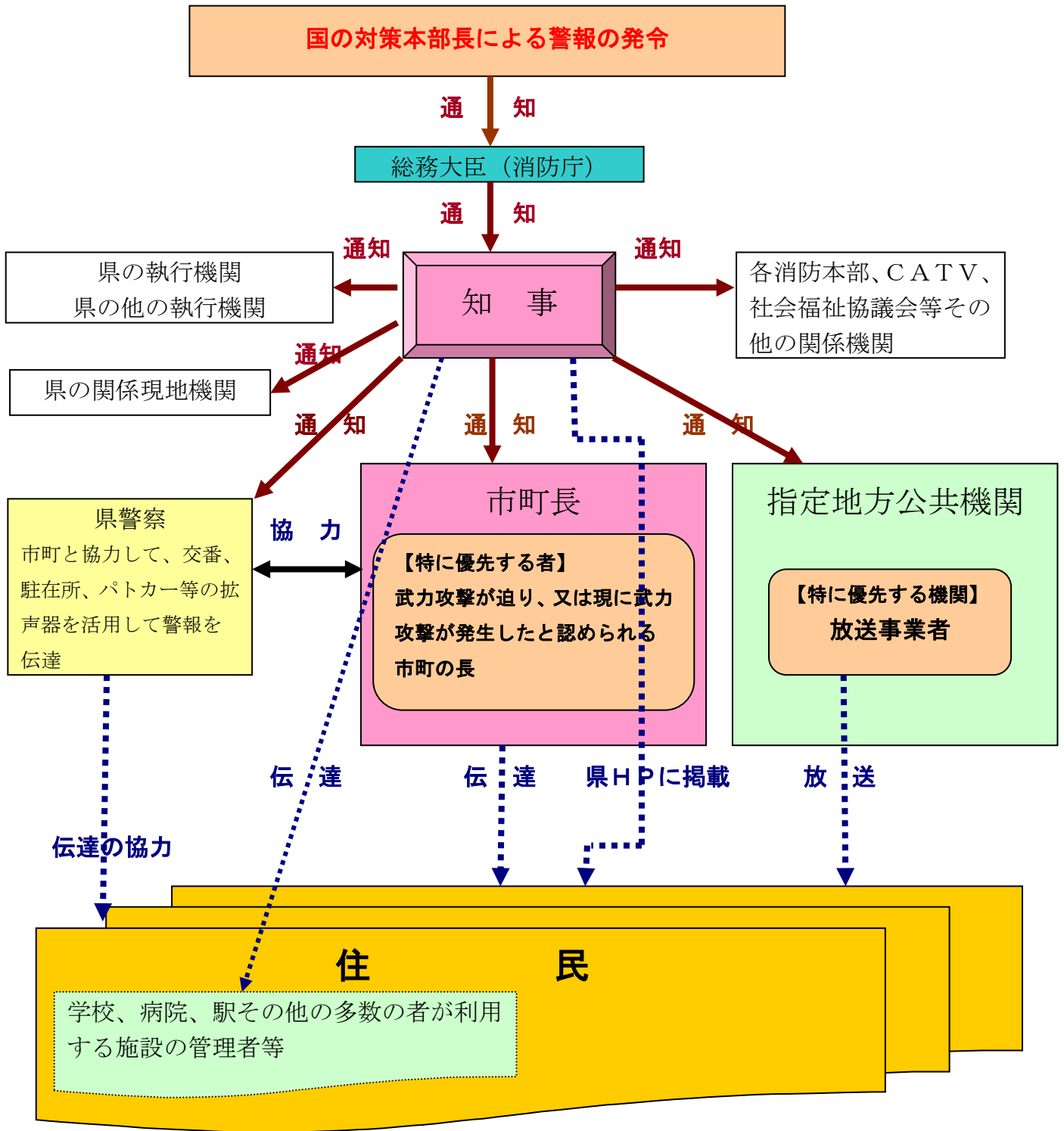
(4) 警報の解除（法第51条第2項）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の伝達と同様に、様々な手段、方法を活用して、警報の解除の伝達を行うものとする。

4 県警察の警報の伝達の協力（法第47条第3項）

県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努める。

【図3-5 警報の通知・伝達経路】



第2 緊急通報の発令

1 緊急通報の発令

(1) 知事の緊急通報の発令（法第99条第1項）

知事〈総括対策班〉は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

(2) 緊急通報を発令する場合の留意

知事〈総括対策班〉は、緊急通報を発令する場合は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

【参考】国の対策本部長が発令する「警報」と知事が発令する「緊急通報」の相違点

区分	警報	緊急通報
発令者	国の対策本部長	知事
発令の要件	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき
対象	武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域として、比較的広範囲の地域を対象とし、地域を特定せずに発令される場合もある。	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている限定された地域を対象

2 緊急通報の内容 (法第99条第2項)

緊急通報の内容は、次のとおりとする。

(1) 武力攻撃災害の現状及び予測

(例：火災の発生状況や延焼の予測、ダムや堤防の状況、決壊した場合に予想される水流等)

(2) その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

(例：指示に従い落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集の確保に努めること等)

なお、緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の内容の一例】

佐賀県△△町の○○海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様

- ・ ○○海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ ○○海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、0952-24-○○02まで電話すること。

3 緊急通報の通知方法 (法第100条)

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様(図3-5参照)とする。

なお、警報における通知先に加え、日本放送協会(NHK)をはじめとした関係指定公共機関にも通知する。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

また、緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

4 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送 (法第101条)

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第3 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、次のとおり定める。

1 国の対策本部長の避難措置の指示及び通知

(1) 避難措置の指示及び内容（法第52条第1項及び第2項）

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難（屋内への避難を含む。）が必要であると認めるときは、総務大臣（消防庁）を通じて、知事に対し、直ちに、所要の住民避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされている。なお、避難措置の指示の内容は、次のとおりである。

【避難措置の指示の内容】

- ア 住民の避難が必要な地域【要避難地域】
- イ 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）【避難先地域】
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
（例：避難に伴う物資や食料等の供給の支援、避難に伴う安否情報の収集、国の関係機関による措置等）

(2) 避難措置の指示の通知（法第52条第4項、第5項及び第6項）

国の対策本部長は、避難措置の指示をしたときは、直ちに指定行政機関の長に通知し、通知を受けた指定行政機関の長は、直ちにその内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知しなければならないこととされている。

また、総務大臣（消防庁）は、上記の通知を受けた場合は、直ちに、その内容を関係都道府県以外の都道府県知事に通知しなければならないこととされている。

(3) 総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の受信

総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、警報の受信と同様に、次により受信するものとする。

ア 避難措置の指示が勤務時間内に通知された場合

総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、消防防災課が受信するものとする。

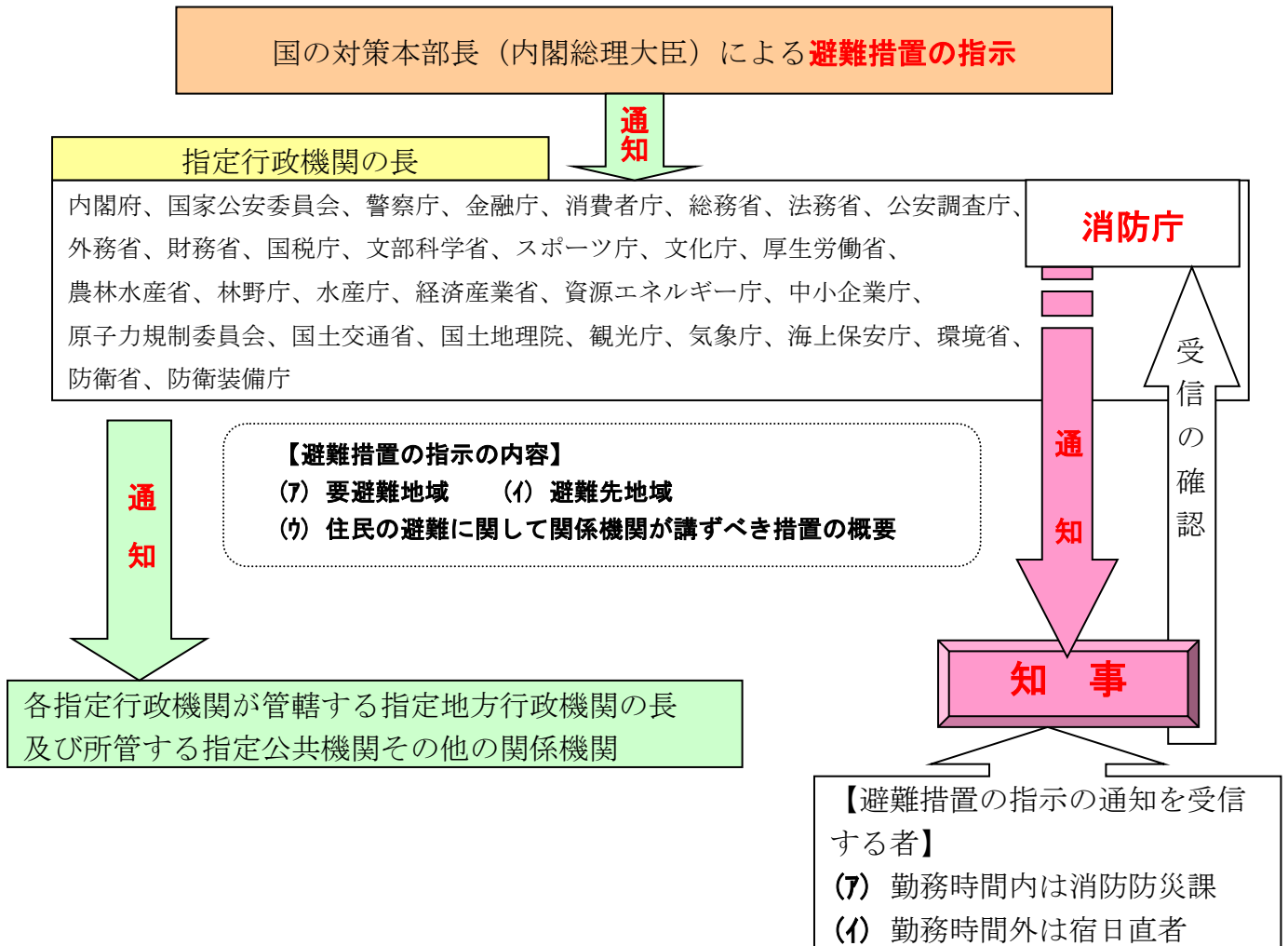
受信した消防防災課は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに避難措置の指示の内容を知事、危機管理・報道局長及び関係職員に連絡する。

イ 避難措置の指示が勤務時間外に通知された場合

総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、宿日直者が受信するものとする。

受信した宿日直者は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに避難措置の指示の内容を知事、危機管理・報道局長、消防防災課長及び関係職員に連絡する。

【図3-6 国の対策本部長による避難措置の指示の通知経路（参考図）】



2 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の通知【第1段階】（法第52条第7項）

ア 知事〈総括対策班〉は、総務大臣（消防庁）を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け、又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を警報の通知（図3-5参照）と同様に、次の者に通知する。

また、必ず相手方が通知を受けたかどうかの受信確認を行う。

(7) 市町長〈総括対策班〉

- (イ) 放送事業者その他の指定地方公共機関 **〈総括対策班、広報対策班〉**
- (ウ) 県の執行機関 **〈総括対策班〉**
- (エ) 県の他の執行機関 **〈総括対策班〉**
- (オ) 県の関係現地機関 **〈各対策班〉**
- (カ) 消防本部 **〈総括対策班〉**
- (キ) その他の関係機関 **〈関係対策班〉**

※ 連絡先等については、第1編第4章の「関係機関の連絡先」を参照のこと。

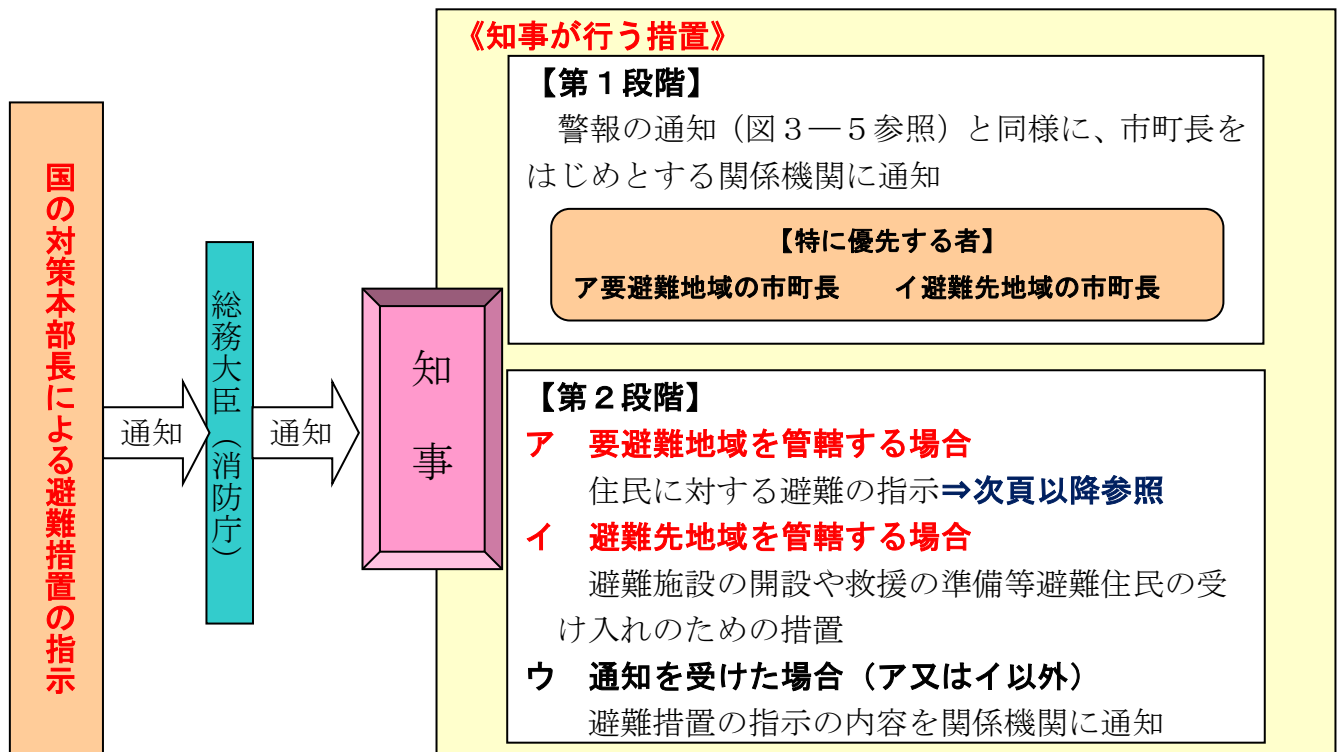
イ 知事 **〈総括対策班〉** は、アに掲げる者のうち、「要避難地域又は避難先地域」に該当する市町については、特に優先して通知する。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置【第2段階】（法第54条）

知事 **〈総括対策班〉** は、総務大臣（消防庁）を通じて、避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

<p>ア 要避難地域を管轄する場合 住民に対する避難の指示</p> <p>イ 避難先地域を管轄する場合 避難施設の開設や救援の準備等避難住民の受け入れのための措置</p> <p>ウ 通知を受けた場合（ア又はイ以外） 警報の通知・伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達</p>

【図3-7 避難措置の指示を受けた場合の知事の措置等の流れ】



※参考情報 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡するものとする。

3 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示（法第54条第1項）

知事〈総括対策班〉は、総務大臣（消防庁）から避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示する。

【指示に際し、知事が示すべき内容】

- ア 要避難地域
- イ 避難先地域
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- エ 主要な避難の経路
- オ 避難のための交通手段
- カ その他避難の方法

※ 具体的なイメージは次々頁の「避難の指示の内容（一例）」を参照

(2) 要避難地域に近接する地域の住民に対する避難の指示（法第54条第1項）

知事〈総括対策班〉は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、国の対策本部長が示す要避難地域に近接する地域の住民も避難させることが必要であると認めるときは、その地域の住民に対して、(1)と同様に避難を指示する。

(3) 住民に対する避難の指示に際しての留意・調整事項（法第54条第2項）

知事〈総括対策班〉は、平素において準備した基礎的な資料（第2編第2章参照）を参考にするとともに、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

なお、避難の指示に際して調整を要する事項を参考までに次頁に掲げる。

ア 要避難地域に該当する市町毎の避難住民数の把握

- ・ 関係市町からの最新の情報の入手

イ 避難のための輸送手段の調整

- ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
- ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
- ・ 避難経路や交通手段が限定されること等への留意

ウ 主要な避難経路や交通規制の調整

- ・ 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
- ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整

エ 区域内外の避難施設の状況の確認

- ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択

オ 国による支援の確認

- ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
- ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
- ・ 防衛省への支援要請

カ 市町との役割分担の確認

- ・ 市町の誘導能力の把握、市町の支援要望の聴取、広域的な調整

キ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

- ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
- ・ 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応
(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)

※ 動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

佐 賀 県 知 事

○月○日○時現在

○ 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・ 輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領（本章第6を参照）による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・ 輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

○ 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

4 避難の指示をした場合の通知等 (法第54条第5項及び第7項、法第57条)

(1) 知事〈総括対策班ほか〉は、住民に対し、市町長を通じて避難の指示をした場合は直ちに、その内容を警報の通知と同様の手段・方法により、次の者に通知する。

- ア 市町長（避難の指示を受けた市町は除く。）〈総括対策班〉
- イ 放送事業者その他の指定地方公共機関〈総括対策班、広報対策班〉
- ウ 県の執行機関（本庁の知事部局）〈総括対策班〉
- エ 県の他の執行機関（県警察、県教育委員会等）〈総括対策班〉
- オ 県の関係現地機関〈各対策班〉
- カ 消防本部〈総括対策班〉
- キ 関係指定公共機関〈総括対策班〉
- ク 県の区域内の避難先地域の避難施設の管理者〈総括対策班〉
- ケ その他の関係機関〈関係対策班〉

※ 連絡先等については、第1編第4章の「関係機関の連絡先」を参照のこと。

※ **ゴシック太字は、警報の通知先とは異なるものである。**

(2) 知事〈総括対策班、広報対策班〉は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に指示の内容を通知する。

(3) 知事〈総括対策班〉は、避難先地域を管轄する市町長に対しては、受け入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

5 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送 (法第57条)

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというのではなく、その放送の方法については、県から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して放送事業者の自主的な判断に委ねることとする。

6 避難の指示の国の対策本部長への報告 (法第54条第8項)

知事〈総括対策班〉は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

7 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

(1) 避難先都道府県知事との協議（法第58条第1項）

知事〈総括対策班〉は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

- ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路）等

(2) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難に係る都道府県間の協議

知事〈総括対策班〉は、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

(3) 他の都道府県からの避難の受け入れ（法第58条第3項及び第5項）

知事〈総括対策班〉は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。

この場合において、受入地域を管轄する市町長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

(4) 総務大臣の勧告等（法第59条第2項）

知事〈総括対策班〉は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受け入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。

8 国の対策本部長による利用指針の調整

国民保護措置を実施するための道路、港湾施設、飛行場施設等における利用が自衛隊や米軍の行動と競合する場合には、知事〈関係対策班〉は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、知事〈関係対策班〉は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

9 避難措置の指示の解除等

(1) 避難措置の指示の解除（第53条第1項及び第2項）

国の対策本部長は、要避難地域の全部又は一部について避難の必要がなくなったと認めるときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除することとされており、総務大臣（消防庁）を通じて、関係都道府県知事に対し、直ちに避難措置の指示の解除を通知することとされている。

(2) 避難の指示の解除（法第55条第1項及び第2項）

知事〈総括対策班〉は、(1)により、国の対策本部長から避難措置の指示の解除が通知されたときは、同様に避難の指示を解除する。

また、知事の判断で、要避難地域に近接する地域の住民を避難させた場合において、知事が避難の必要がなくなったと認めるときは、避難の指示を解除する。

(3) 避難の指示等の解除の通知（法第55条第3項）

知事〈総括対策班〉は、避難の指示の解除を行った場合は、それぞれ避難の指示の通知を行った者に通知するものとする。

(4) 避難住民の復帰のための措置（法第69条）

市町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、「避難住民の復帰に関する要領」を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第4 避難の指示に当たっての配慮すべき事項

1 避難の指示に当たって配慮すべき地域特性等

(1) 都市部における住民の避難

都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、国の基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

また、大規模集客施設や旅客運送関連施設についても、知事〈総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班〉は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

このため、知事〈総括対策班〉は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、

避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応するものとする。

(2) 離島における住民の避難

離島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、知事は、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとする。

- ・ 避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・ 現在確保が見込める輸送手段、今後不足する輸送手段の見込み

輸送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事〈**総括対策班、地域交流対策班**〉は、関係する輸送事業者と連絡を取り、輸送に係る個別の調整を行うものとする。

この場合において、知事〈**総括対策班、地域交流対策班**〉は、市町と連携しながら、輸送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの輸送手段、輸送経路等）を定めるものとする。

また、県〈**総括対策班、農林水産対策班**〉及び市町は、必要に応じ、第七管区海上保安本部等に要請するほか、佐賀県水難救済会及び漁業協同組合等に協力を求めるなどして、輸送手段の確保に努めるものとする。

(3) 武力攻撃原子力災害の場合

知事〈**総括対策班**〉は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとする。

- ・ コンクリート屋内等への屋内避難を指示
- ・ 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

(4) NBC攻撃の場合

知事〈**総括対策班、健康福祉対策班**〉は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。

さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事〈**総括対策班**〉は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

(5) 交通手段としての自家用車の使用

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があることから自家用

車の使用は困難な場合が多いと考えられる。

しかしながら、半島、中山間地域等の公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域等における住民の避難について、知事〈総括対策班〉は避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等の交通手段を示すことができるものとする。

2 武力攻撃事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項等

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア 知事〈総括対策班〉は、弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させる。

この際、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等に避難させる。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、知事〈総括対策班〉は、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

ウ 知事〈総括対策班〉は、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【弾道ミサイルによる攻撃の場合の避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

○ 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物などに避難すること。

○ 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

○ 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 知事〈総括対策班〉は、国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

イ 知事〈総括対策班〉は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令（→本章第2参照）、退避の指示（→第7章第6参照）、警戒区域の設定（→第7章第6参照）等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 知事〈総括対策班〉は、避難住民の誘導に際しては、市町と県警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

※ 退避の指示について（→第7章第6参照）

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、知事〈総括対策班〉は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。

【ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

- AA地区内の〇〇施設において、ゲリラによる急襲的な攻撃が発生している。
- AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民については、市町長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。
健康者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、自家用車等により避難すること。
- なお、〇〇施設周辺及びAA地区周辺への立入りは非常に危険なので、一般住民の立入りを禁止する。

(3) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、知事〈総括対策班〉は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

イ このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

第5 県による避難住民の誘導の支援等

1 市町長の避難実施要領策定の支援（法第61条第1項）

知事〈総括対策班、各対策班〉は、市町長から避難実施要領（→本章第6参照）を策

定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な輸送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

2 市町長による避難誘導の状況の把握 (法第64条)

知事〈総括対策班〉は、避難実施要領の策定後においては、市町長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

3 市町長による避難住民の誘導の支援や補助 (法第67条第1項及び第4項)

知事〈総括対策班、健康福祉対策班〉は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

4 広域的見地からの市町長の要請の調整 (法第63条第2項及び第3項)

知事〈総括対策班〉は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(注) 「警察官等」⇒警察官、海上保安官又は自衛官

なお、自衛官については、出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等及び国民保護等派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等に対して要請を行う。

5 市町長への避難誘導に関する指示 (法第67条第2項及び第3項)

知事〈総括対策班〉は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われ

ときは、知事〈**総括対策班、各対策班**〉は、市町長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

6 国及び他の地方公共団体への支援要請 (法第11条第4項、法第12条)

知事〈**総括対策班**〉は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

7 内閣総理大臣の是正措置に係る対応 (法第68条)

知事〈**総括対策班**〉は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

8 避難住民の輸送の求めに係る調整 (法第71条、法第72条、法第73条第2項から第4項)

知事〈**総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班**〉は、市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事〈**総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班**〉は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われない場合、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示することができる。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全を確保するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事〈**総括対策班**〉は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

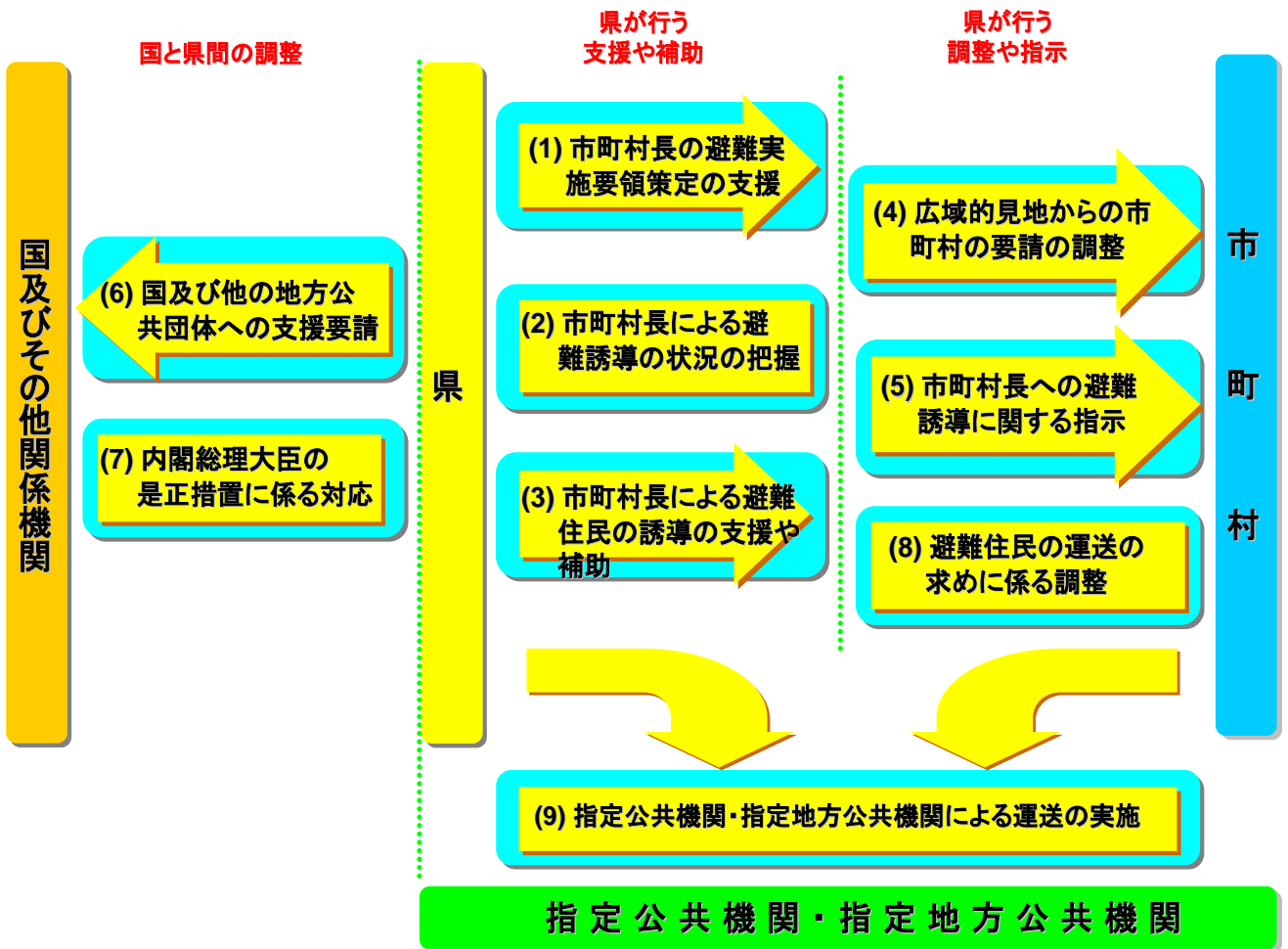
9 指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施 (法第71条第2項)

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講じなければならない。

【図3-8 県による避難住民の誘導の支援等の仕組み】

県による避難住民の誘導の支援等



第6 市町長が定める避難実施要領

市町長は、当該市町の住民に対し避難の指示があったときは、市町国民保護計画で定めるところにより、直ちに、避難実施要領を定めることとされている。

このため、市町が定める避難実施要領について、定める項目や策定する際の留意事項等を市町国民保護計画の基準として、次のとおり定める。

1 避難実施要領の策定 (法第61条)

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、市町国民保護計画に定めるところにより、関係機関（県、県警察、消防等）の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めることとされている。

このため、市町長は、消防庁が作成するマニュアルを参考にして、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成するものとし、そのパターンの中から、状況に応じた的確な避難実施要領を迅速に策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
(例：集合場所、集合時間、具体的な避難住民の輸送手段や避難経路等)
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
(例：職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等)
- (3) 避難の実施に関し必要な事項
(例：避難施設の名称・所在・連絡先等避難先地域の情報、携行品・服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等)

2 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

例： A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする。

(2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

例： 避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館

(3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や輸送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

例： 集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。
集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。

(4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

例： バスの発車時刻：〇月〇日15:20、15:40、16:00

(5) 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

例： 集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

(6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

例： 集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

(7) 市町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

例： 避難誘導に当たっての職員の役割分担

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員 等

(8) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

例： 誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

(9) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

例： 避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

(10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

例： 避難誘導要員は、○月○日 18：00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

(11) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

例： 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

(12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

例： 緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0×-××52-××53) 担当○田×夫

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（イメージ）

佐賀県〇〇市長

〇月〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

〈バスの場合〉

A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

〈鉄道の場合〉

A市A1地区の住民は、〇〇鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号又はAA通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

〈船舶の場合〉

A市1地区の住民は、A市A港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員（〇〇部××課、△△課の職員、責任者：〇〇等）
- ・避難誘導要員（〇〇部××課、△△課の職員、責任者：〇〇等）
- ・市対策本部要員（〇〇部××課、△△課の職員、責任者：〇〇等）
- ・現地連絡要員（〇〇部××課、△△課の職員、責任者：〇〇等）
- ・避難所運営要員（〇〇部××課、△△課の職員、責任者：〇〇等）
- ・水、食料等支援要員（〇〇部××課、△△課の職員、責任者：〇〇等） 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山〇男

TEL 0×-52××-××51（内線 ××××）、FAX 0×-52××-××52

・・・・以下略・・・・

第7 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設における安全確保を図る。

また、被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等住民の身近な犯罪に対する予防・検挙活動の強化に努める。

警察署等においては、自治体等関係機関や地域の自主防犯ボランティア団体等と安全確保に関する情報交換を行い、これらと協働して避難所等における各種防犯活動を展開するほか、住民からの相談に対応することなどにより、住民の不安感の軽減に努める。

第5章 救 援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、次のとおり定める。

第1 救援の実施

1 救援の実施 (法第75条、施行令第9条)

知事〈各対策班〉は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、市町と連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関の協力を得ながら、救援を必要としている避難住民等に対し、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

なお、知事〈各対策班〉は、必要があると認める時には金銭を支給してこれを行うことができる。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 市町長による救援の実施等 (法第76条)

知事〈総括対策班〉は、救援を迅速に行うため、必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができる。

この場合において、知事は、市町長が当該事務を迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示することができる。

※参考情報 大規模な着上陸侵攻の場合における救援の指示について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

第2 関係機関との連携

1 国への要請等 (法第11条第4項、法第86条)

知事〈総括対策班〉は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

2 他の都道府県知事に対する応援の求め (法第12条第1項)

知事〈総括対策班、関係対策班〉は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。

この場合において、九州・山口各県間においては、九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

3 市町との連携 (法第76条第2項)

法第76条の規定に基づき、市町が行うこととされた救援の実施に関する事務以外の事務について、市町長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県〈各対策班〉は、市町と密接に連携する。

4 日本赤十字社との連携 (法第77条第3項)

知事〈総括対策班、健康福祉対策班〉は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。

この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

5 緊急物資の運送の求め等 (法第79条第1項)

知事〈総括対策班、産業労働対策班〉が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第4章第5の8に準じて行う。

6 指定地方公共機関による緊急物資の運送 (法第79条第2項)

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第4章第5の9に準じて行う。

第3 救援の内容

1 救援の基準 (法第75条第3項、施行令第10条)

知事〈各対策班〉は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)※に基づき救援を行う。

また、救援の期間は、国の対策本部長から救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

なお、知事〈総括対策班〉は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

※ 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号)
⇒ 「資料編」参照

2 救援に関する基礎資料

知事〈総括対策班〉は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

3 救援の内容 (法第75条)

(1) 収容施設の供与

県は、避難を指示する場合や県外からの避難住民の受け入れ等に備え、平素から避難所候補の把握に努め、避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図る必要がある場合には、市町との連携・協力のもと、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に速やかに避難所を開設する。

この場合において、県及び市町は、当該施設の職員、ボランティア、避難住民等の協力を得て、別に定めた「避難所マニュアル策定指針」を参考にしながら、避難所の適切な運営管理を行う。

また、避難が長期化した場合には、県及び市町は、災害時における応急住宅対策計画に基づく体制を活用しながら、公営住宅の斡旋及び応急仮設住宅の建設等を速やかに行い、避難住民等に提供する。

【「収容施設の供与」の実施に関し留意すべき事項】

- ア 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握) 〈総括対策班及び関係対策班〉
- イ 避難所の決定 〈総括対策班及び関係対策班〉
- ウ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 〈県民環境対策班〉

- エ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮 **〈健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、被災者支援等対策班〉**
- オ 避難所の運営管理についてのボランティアの協力 **〈県民環境対策班、健康福祉対策班〉**
- カ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与 **〈健康福祉対策班〉**
- キ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 **〈健康福祉対策班、県土整備対策班〉**
- ク 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（公営住宅、賃貸住宅等を含む。）とその用地の把握） **〈県土整備対策班、被災者支援等対策班〉**
- ケ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 **〈県土整備対策班〉**
- コ 提供対象人数及び世帯数の把握 **〈健康福祉対策班、被災者支援等対策班〉** 等

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

県は、救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における供給計画に基づく体制を活用し、市町との連携・協力のもと、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、物資の運送を求めながら、速やかに行う。

この場合において、県及び市町は、避難施設の職員、ボランティア、避難住民等の協力を得て、避難所内での物資の配布、避難住民等のニーズの把握等を適切に行う。

また、知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、物資の売り渡し要請等の措置（→本章第5参照）を講ずるものとする。

【「食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与」の実施に関し留意すべき事項】

- ア 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 **〈農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班〉**
- イ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請 **〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班〉**
- ウ 提供対象人数及び世帯数の把握 **〈健康福祉対策班、被災者支援等対策班〉**
- エ 引き渡し場所や集積場所の確認、輸送手段の調達、物資輸送の際の交通規制 **〈健康福祉対策班、総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班、組織支援対策班、県警察〉**
- オ ボランティア等の協力による物資の配布や避難住民等のニーズの把握 **〈県民環境対策班、健康福祉対策班〉** 等

(3) 医療の提供及び助産

県は、災害時における医療活動計画の具体的な手順を定める「佐賀県災害時医療救護マニュアル」や「佐賀県緊急被ばく医療マニュアル」を基本に、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関等の関係機関と相互に連携し、医療の提供及び助産を行う。

この場合において、「本章第4 医療活動等を実施する際に留意すべき事項」に特に留意のうえ、医療活動等を実施する。

【「医療の提供及び助産」の実施に関し留意すべき事項】

- ア 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認 **〈健康福祉対策班、総括対策班〉**
- イ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集 **〈各対策班〉**
- ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 **〈健康福祉対策班〉**
- エ 避難住民等の健康状態の把握 **〈健康福祉対策班〉**
- オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 **〈健康福祉対策班〉**
- カ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 **〈健康福祉対策班〉**
- キ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保 **〈健康福祉対策班〉**
- ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保 **〈健康福祉対策班〉** 等

(4) 被災者の捜索及び救出

県は、安全の確保に十分留意しつつ、市町と協力し、被災情報の収集、安否情報の収集及び救出に必要な資機材の確保等を行い、県警察や消防機関等が中心となつて行う捜索救出活動との連携を図るものとする。

【「被災者の捜索及び救出」の実施に関し留意すべき事項】

- ア 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携 **〈総括対策班〉**
- イ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力 **〈総括対策班〉**
- ウ 救出に必要な資機材の確保 **〈総括対策班〉** 等

(5) 埋葬及び火葬

県は、市町と協力し、墓地、火葬場等の情報を広域的かつ速やかに収集し、県警察、消防機関等と連携しながら、棺、遺体収納袋等埋葬に必要な物資の確保及び受け入れ可能な火葬場への火葬を要請するなどして、埋葬及び火葬を実施する。

【「埋葬及び火葬」の実施に関し留意すべき事項】

- ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握 **〈健康福祉対策班〉**
- イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制 **〈健康福祉対策班〉**

- ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
〈健康福祉対策班〉
- エ 広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）〈健康福祉対策班〉
- オ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施〈健康福祉対策班〉
- カ 法第122条及び施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）〈健康福祉対策班〉 等

(6) 電話その他の通信設備の提供

県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難施設等での電話その他の通信手段の確保を図る。

【通信設備の提供に関し留意すべき事項】

- ア 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握〈総括対策班、情報通信対策班〉
- イ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整〈総括対策班、情報通信対策班〉
- ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定〈総括対策班、情報通信対策班〉
- エ 聴覚障害者等への対応〈健康福祉対策班〉 等

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

県は、市町の協力のもと、被災した住宅の状況等の情報収集に努め、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に不可欠な部分について、必要最小限の修理を行うなど応急修理に努めるものとする。

また、被災住民のため、相談窓口を設置するなどして、相談体制の整備に努める。

【「住宅の応急修理」の実施に関し留意すべき事項】

- ア 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）〈県土整備対策班〉
- イ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保〈県土整備対策班〉
- ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定〈県土整備対策班〉
- エ 応急修理の相談窓口の設置〈県土整備対策班、被災者支援等対策班〉

(8) 学用品の給与

県は、市町の協力のもと、児童生徒に対し、教科書や教材、文房具、通学用品等の学用品を支給する。

【「学用品の給与」の実施に関し留意すべき事項】

- ア 児童生徒の被災状況の収集〈文教対策班〉
- イ 不足する学用品の把握〈文教対策班〉
- ウ 学用品の給与体制の確保〈文教対策班〉 等

(9) 死体の捜索及び処理

県は、市町と協力して、死体の一時保管場所の確保を行うとともに、医師会、歯科医師会や県警察、消防機関等と連携し、死体の処理等を適切に行う。

【「死体の捜索及び処理」の実施に関し留意すべき事項】

- ア 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携〈総括対策班、健康福祉対策班〉
- イ 被災情報、安否情報の確認〈健康福祉対策班、総括対策班〉
- ウ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定〈総括対策班、健康福祉対策班〉
- エ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）〈健康福祉対策班〉
- オ 死体の一時保管場所の確保〈健康福祉対策班〉

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県は、土石、竹木等により日常生活に著しい支障を受けているものに対し、建設業者等に対し協力を求めるなどして、必要最小限の除去を行う。

【「土石等の除去」の実施に関し留意すべき事項】

- ア 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集〈県土整備対策班〉
- イ 障害物の除去の施工者との調整〈県土整備対策班〉
- ウ 障害物の除去の実施時期〈県土整備対策班〉
- エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置〈県土整備対策班、被災者支援等対策班〉

第4 医療活動等を実施する際に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

1 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- (1) 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 **〈健康福祉対策班〉**
- (2) 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 **〈健康福祉対策班〉**

2 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- (1) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置） **〈健康福祉対策班〉**
- (2) 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施 **〈健康福祉対策班〉**

3 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- (1) 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施 **〈健康福祉対策班〉**

第5 救援の際の物資の売渡し要請等

1 救援の際の物資の売渡し要請等 **（法第81条、法第82条、法第84条、法第85条）**

知事 **〈関係対策班〉** は、救援を行うため必要があると認めるときは、法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。

この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

- (1) 救援の実施に必要な医薬品、食品、寝具等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資※）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請 **〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉**
- (2) 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用 **〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉**
- (3) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令 **〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉**
- (4) 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要） **〈県土整備対策班〉**

- (5) 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査 **〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉**
- (6) 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査 **〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉**
- (7) 医療の要請及び指示 **〈健康福祉対策班〉**

※「特定物資」とは、救援の実施に必要な医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資をいう。

なお、知事 **〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉** は、(2)、(3)、(4)の措置を講ずる場合は、施行令第13条の規定により、公用令書を交付する。

ただし、土地の使用に際して、公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の施行令第14条で定める場合にあっては、施行令第15条で定めるところにより、事後に交付すれば足りる。

また、知事 **〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉** は、県内だけで特定物資を十分に確保できないことが見込まれる場合等には、指定行政機関の長等に対し、(1)、(2)、(3)の措置を行うよう要請する。

2 医療の要請等に従事する者の安全確保 (法第85条第3項)

県 **〈健康福祉対策班〉** は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

県及び市町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

第1 市町長が行う安否情報の収集等

1 市町長が行う安否情報の収集 (法第94条、施行令第23条～第25条)

住民の避難等の措置を実施する市町長は、次に掲げる避難住民等の安否情報を収集し、整理することに努めるものとする。

市町長による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町長は、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

【収集・整理する情報の項目】

《避難住民に関する情報（負傷した住民も同様）》

- ア 氏名（ふりがな）
- イ 出生の年月日
- ウ 男女の別
- エ 住所（郵便番号を含む）
- オ 国籍
- カ 上記アからオに掲げるもののほか、個人を識別するための情報
（アからオのいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⇒例えば、幼少の迷子で氏名が不明な者の身体的特徴 等
- キ 負傷（疾病）の該当
- ク 負傷又は疾病の状況
- ケ 現在の居所
- コ 連絡先その他必要情報
- サ 親族・同居者への回答の希望（ア～コ）
- シ 知人への回答の希望（ア、カ、キ）
- ス 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意（ア～コ）

《死亡した住民に関する情報》

上記アからカの情報に加えて

- セ 死亡の日時、場所及び状況
- ソ 遺体が安置されている場所
- タ 連絡先その他必要情報
- チ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

2 市町長から知事への安否情報の報告 (法第94条第1項、施行令第25条)

(1) 報告の方法及び手段

市町長は、上記1により収集した安否情報を、知事〈総括対策班〉に対し、適時に報告しなければならないものとする。

この場合の報告は、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報報告書の必要事項を、原則として総務省（消防庁）が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）により報告するものとする。

ただし、安否情報システムが利用できない場合には、必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで送付するものとし、電子メールの送信によることができない場合や事態が急迫し、職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、FAX、口頭、電話その他の方法により報告を行うものとする。

⇒「安否情報省令」は資料編を参照

(2) 報告の時期

安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導等の実施状況を勘案し、市町長の判断により知事に報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。

第2 県が行う安否情報の収集等

1 県が行う安否情報の収集 (法第94条第2項及び第3項)

知事〈総括対策班〉は、上記第1の2により、市町長から報告を受けた安否情報を整理するとともに、救援を行う場合等において、必要に応じて自ら安否情報を収集するよう努める。

この場合において、知事〈総括対策班〉は、県警察への安否情報の照会を行い、また輸送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

2 県警察の通知 (法第94条第3項、施行令第25条)

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部〈総括対策班〉に通知する。

3 市町長への報告時期の指定 (法第94条第1項)

知事〈総括対策班〉は、消防庁からの助言等に基づき、又は独自の判断で、市町長

に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定するものとする。

この場合、知事〈総括対策班〉は市町長に対し、死亡した者及び重傷者等についての情報を必要に応じ優先的に報告するよう求める。

4 安否情報の整理 (法第94条第2項)

県〈総括対策班〉は、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

5 知事から総務大臣への安否情報の報告 (法第94条第2項)

(1) 報告の方法及び手段

知事〈総括対策班〉は、総務大臣（消防庁）に対し、遅滞なく、安否情報を報告する。

この場合の報告は、市町長から知事に対する安否情報の報告に準じて行う。

(2) 報告の時期

安否情報の報告時期については、適宜消防庁の対策本部から知事に連絡されることとされているので、留意する。

第3 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付 (法第95条、施行令第26条)

(1) 県〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉及び市町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、窓口設置後、直ちに住民に周知する。

(2) 住民からの安否情報の照会については、原則として上記の対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

※ 様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

⇒「安否情報省令」は資料編を参照

2 安否情報の回答 (法第95条、施行令第26条)

- (1) 県〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉及び市町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書により行ったうえで、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- (2) 県〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉及び市町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 県〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉及び市町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人の情報の保護への配慮 (法第95条第2項)

- (1) 知事〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 知事〈総括対策班、広報対策班、被災者支援等対策班〉は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等の情報については、個人情報の保護の観点から特に留意する。

第4 日本赤十字社に対する協力

(法第96条)

知事〈総括対策班〉は、日本赤十字社佐賀県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、上記第3の2及び3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

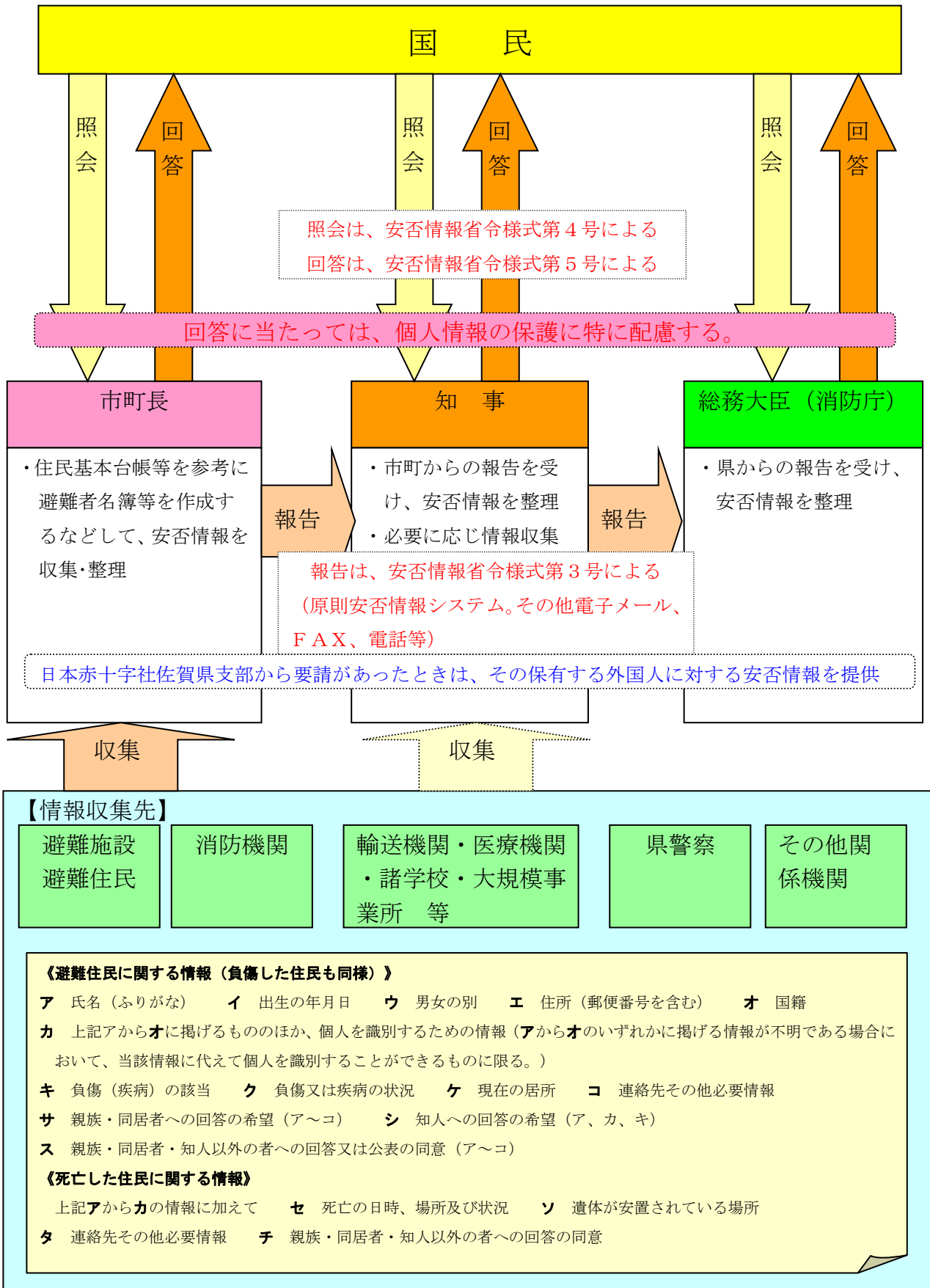
第5 その他の留意事項

上記に掲げるもののほか、安否情報の収集・提供に関する留意事項については、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等

について（平成17年4月1日付け消防国第22号。消防庁国民保護室長通知）」※の留意事項に留意しながら、実施するものとする。

⇒※消防庁国民保護室長通知は資料編参考

【図3—9 安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



第7章 武力攻撃災害への対処

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保等武力攻撃災害への対処に必要な事項について、次のとおり定める。

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処（法第97条第2項及び第3項）

知事〈各対策班〉は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請（法第97条第4項）

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保（法第22条等）

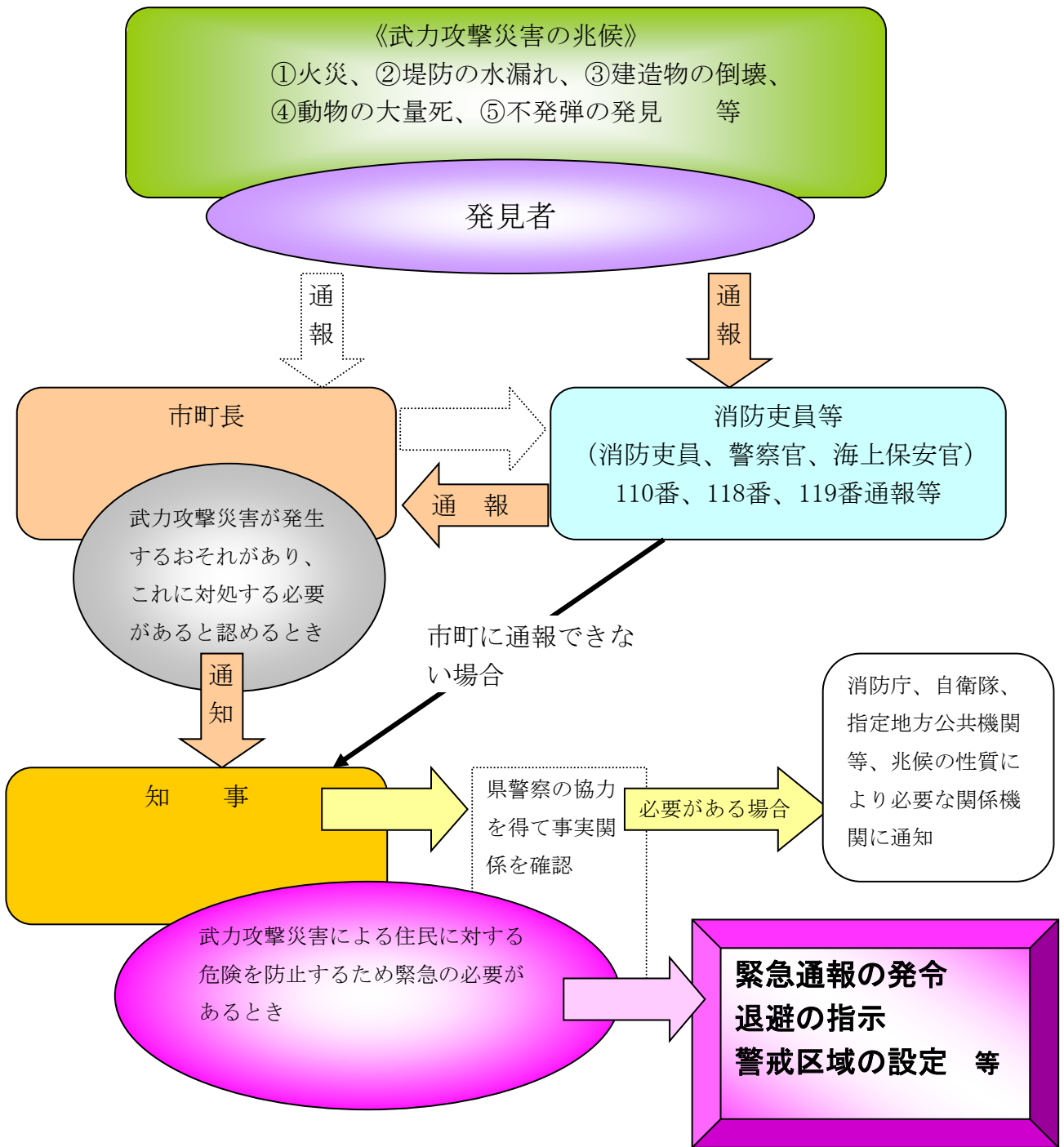
県〈各対策班〉は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

知事〈総括対策班〉は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

この場合において、武力攻撃災害による住民に対する危険を防止するため、緊急の必要があるときは、知事〈総括対策班〉は、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等必要な措置を行う。

【図3-10 武力攻撃災害の兆候の通報の流れ】



第2 生活関連等施設の安全確保

知事〈**施設の関係対策班**〉は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

1 生活関連等施設の状況の把握 (法第102条)

県〈**総括対策班、情報通信対策班**〉は、県対策本部を設置した場合には、生活関連等施設の管理者及び市町、所管省庁、県警察、消防機関との連絡体制を確保する。

知事〈**総括対策班**〉は、武力攻撃事態等において、県内の生活関連等施設の安全に関連する情報及び各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、「安全確保の留意点」※に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

※【参考情報】

「安全確保の留意点」については、生活関連等施設の所管省庁が、施設の種類ごとに専門的知見に基づき、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めており、消防庁から県に通知されている。

【施設の安全確保に関する確認事項】 (イメージ)

施設名	施設の安全確保に関する確認事項
〇〇	(チェック例) ・警備員の人数を増加させる等、警備強化を行ったか？ ・監視カメラが適切に作動しているか確認したか？ など ※ 各省庁が定める「安全確保の留意点」に従って項目を記載。

※ 記載事項については、公開することにより支障が生じないように配慮するものとする。

2 施設管理者に対する措置の要請 (法第102条第1項及び第4項)

知事〈**施設の関係対策班**〉は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（**施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等**）を講ずるよう要請する。

この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及

びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

※ 緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知される。

3 県が管理する施設の安全の確保 (法第102条第3項及び第4項)

知事〈施設の関係対策班〉は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

4 立入制限区域の指定の要請 (法第102条第5項)

知事〈総括対策班、施設の関係対策班〉は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

※ 立入制限区域について

① 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が指定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

② 公示等

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

海上保安部長等も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場においては海上保安官が警察官と同様の措置を取ることとされている。

③ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

5 国の対策本部との緊密な連携 (法第97条第4項)

知事〈総括対策班〉は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事〈総括対策班〉は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

6 国の方針に基づく措置の実施 (法第102条第8項)

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事〈総括対策班〉は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

第3 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

1 危険物質等に関する措置命令 (法第103条第3項)

知事〈総括対策班、関係対策班〉は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の(1)から(3)の措置を講ずべきことを命ずる。

- (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

⇒ 既存の法令に基づく措置と(1)から(3)の知事が命ずることができる措置との対応関係は別表のとおり。

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (法第103条第2項及び第4項)

知事〈総括対策班、関係対策班〉は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、1の(1)から(3)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

- 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消 防 法 第 12 条 の 3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。	火薬類取締法 第45条		

	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法 第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

第4 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

(法第104条)

県〈総括対策班〉は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

このため、県では、「佐賀県石油コンビナート等防災計画」に基づき対処する。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第5 NBC攻撃による災害への対処等

県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班〉は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

1 応急措置の実施 (法第99条、法第112条、法第114条)

知事〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班〉は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施 (法第107条)

知事〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班〉は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携 (法第97条第4項)

知事〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班〉は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班〉は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健福祉事務所、衛生薬業センター、環境センターや医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。

4 汚染原因に応じた対応 (法第108条)

県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班〉は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された食料品等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(1) 核攻撃等の場合

県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班〉は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

避難又は一時移転（防災基本計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(2) 生物剤による攻撃の場合

県〈総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班〉は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健福祉事務所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、衛生薬業センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

(3) 化学剤による攻撃の場合

県〈**総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班**〉は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

5 知事及び県警察本部長の権限 (法第108条)

内閣総理大臣の要請を受けた知事〈**総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班**〉及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

内閣総理大臣の要請を受けた知事〈**総括対策班、健康福祉対策班、県民環境対策班、産業労働対策班、農林水産対策班**〉及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由

3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

第6 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示 (法第112条第5項)

(1) 退避の指示 (法第112条第1項及び第5項)

市町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは退避の指示を行うことができることとされているが、知事〈総括対策班〉は、緊急の必要があると認めるときは、市町長に代わって退避の指示を行う。

【退避の指示 (一例)】

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△ (一時) 避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示】

知事〈総括対策班〉は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置 (法第112条第5項及び第6項)

- ア 知事〈総括対策班〉は、退避の指示の住民への伝達を、市町の協力を得て、防災行政無線、広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- イ 県〈総括対策班〉は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する

市町長、その他関係機関に速やかに通知する。

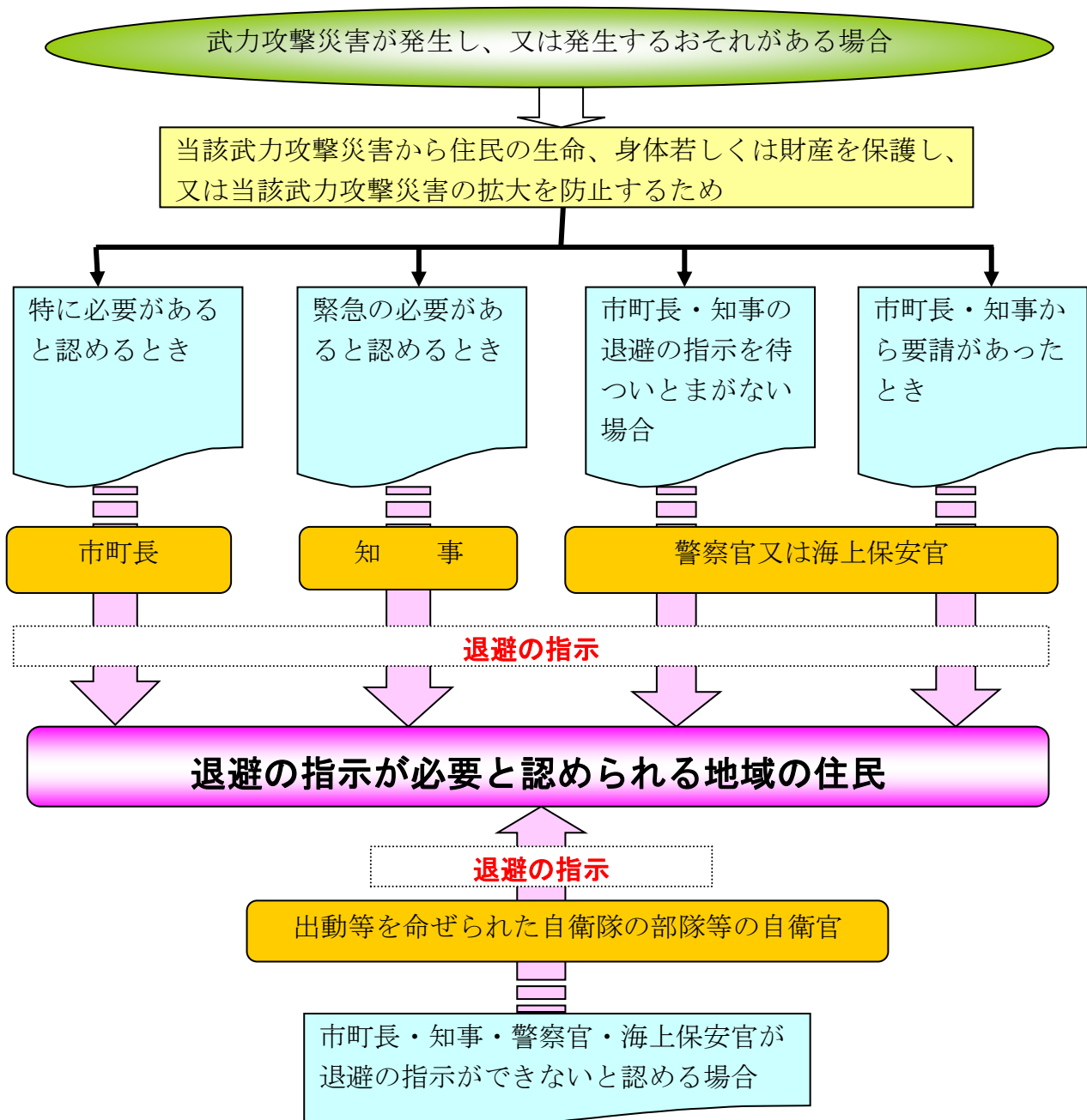
ウ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

エ 知事〈総括対策班〉は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官等による退避の指示（法第112条第7項）

警察官又は海上保安官は、市町長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

【図3-11 退避の指示を行う場合の流れ】



2 警戒区域の設定 (法第114条)

(1) 警戒区域の設定 (法第114条第1項及び第2項)

市町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは警戒区域の設定を行うことができるとされているが、知事〈総括対策班〉は、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事〈総括対策班〉は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- イ 警戒区域を設定した、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をしたときは、市町の協力を得て、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

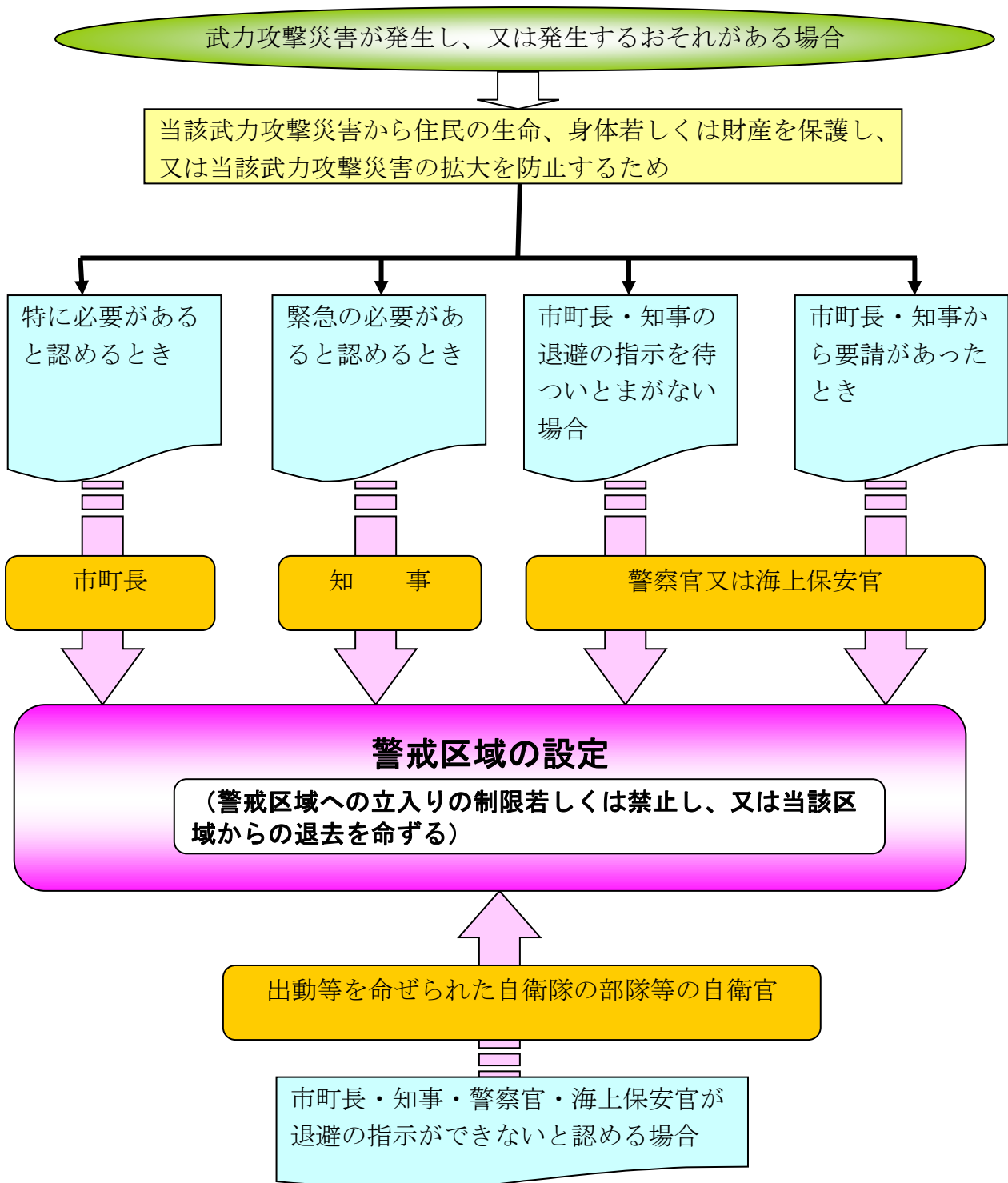
(3) 警戒区域設定に伴う措置 (法第114条第2項)

- ア 知事〈総括対策班〉は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。
- イ 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ウ 知事〈総括対策班〉は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等 (法第114条第3項)

- ア 警察官は、市町長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- イ 知事〈総括対策班〉は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

【図3-12 警戒区域の設定を行う場合】



3 事前措置等 (法第111条)

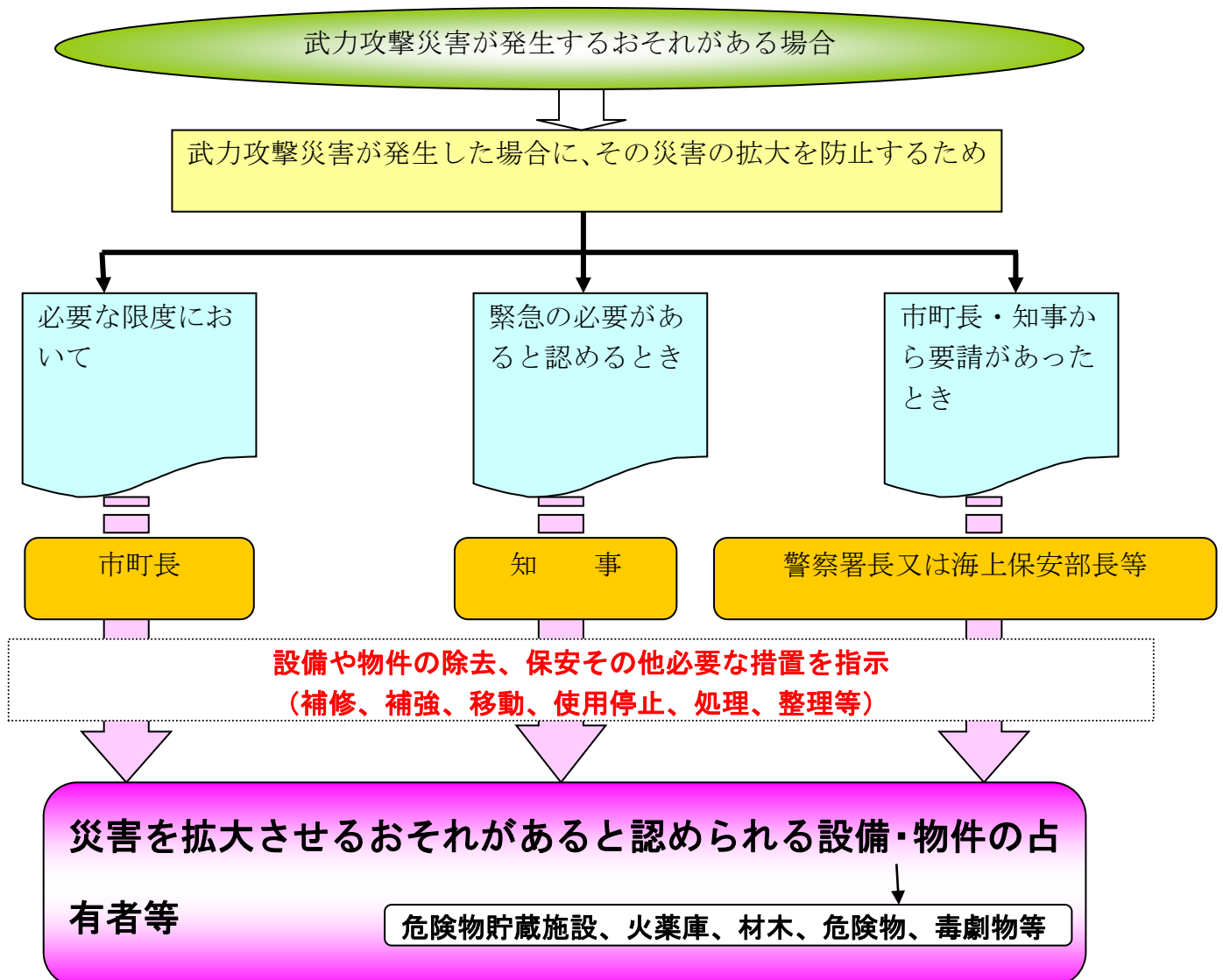
(1) 事前措置等 (法第111条第2項)

市町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、保安その他の措置を所有者等に指示することができることとされているが、知事〈総括対策班〉は、緊急の必要があると認めるときは、当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずることを指示する。

(2) 警察署長等による事前措置 (法第111条第3項)

警察署長又は海上保安部長等は、市町長又は知事〈総括対策班〉から要請があったときは、事前措置を指示することができることとされている。

【図3-13 事前措置等を行う場合】



4 応急公用負担等 (法第113条第1項～第3項)

知事〈総括対策班、県土整備対策班〉及び市町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(なお、工作物等を除去したときは、保管しなければならない。)

⇒手続き等については、「第4編 第3章」を参照

5 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

ア 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県〈総括対策班〉は、消防機関と緊密な連携を図る。

イ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。

大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

ア 市町長に対する指示(法第117条、法第120条)

知事〈総括対策班〉は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事〈総括対策班〉は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町の区域にまたがり、被災市町の消防力では対処することができないために他の市町と一体となり、又は他の市町の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事〈総括対策班〉は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示

を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

【具体的な例】

- 1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町長等に対して指示する場合
- 2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町長等に対して指示する場合

イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事〈総括対策班〉は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うこととする。

【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

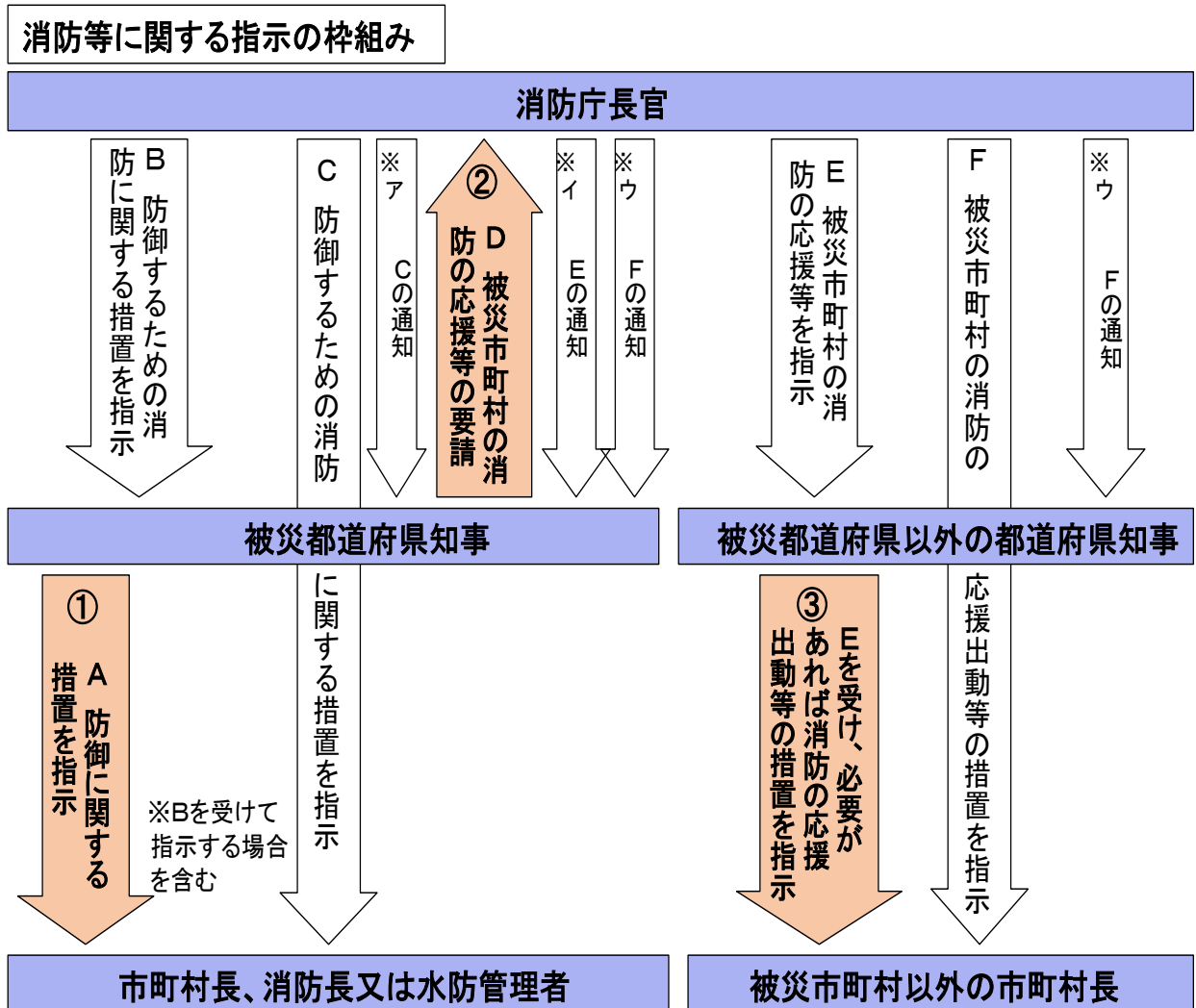
ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応 (法第119条第3項)

知事〈総括対策班〉は、自らの県が被災していない場合において、イの要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては以下のものがある。

- (7) 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知
- (4) 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知
- (5) 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

【図3-14 消防等に関する指示の枠組み】



注) 図中の①、②、③は、それぞれ前々ページ、前頁の(2)ア、(2)イ、(2)ウに対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれ前頁の(7)、(イ)、(ウ)に対応している。

第8章 武力攻撃原子力災害への対処

本県には、玄海原子力発電所が立地しており、住民の生命、身体及び財産を保護する上で重大な事態である「武力攻撃原子力災害」への特別な配慮が必要である。

国の基本指針において、原子力発電所については、第7章で記述した「生活関連施設」としての安全確保措置を講ずるほか、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを原則とするとされているところである。

このため、本県においても「佐賀県地域防災計画（第4編 原子力災害対策編）」の定めと同様の措置を講ずることを原則とした対処及び武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑みた留意点について、次のとおり定めるとともに、状況に応じて対処を行う。

第1 基本的事項

1 地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた措置の実施

県〈各対策班〉は、法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、「佐賀県地域防災計画（第4編 原子力災害対策編）」（以下、本章において「県防災計画」という。）に定められた措置に準じ、同様の措置を講ずる。

2 国の対策本部等との緊密な連携（法第3条、法第105条第10項）

法では、武力攻撃原子力災害への対処についても、国の対策本部において総合的に推進することとされており、知事〈各対策班〉は、国の対策本部長の指示に基づき、住民の避難、放射線量の測定その他情報の収集等の応急対策を実施することとされている。

このため、県〈各対策班〉は、国の対策本部と緊密に連携し、正確な情報の収集・伝達を行い、対策本部等の応急対策の実施体制の迅速な確立を図る。

また、市町をはじめ、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等関係機関とともに、武力攻撃原子力災害による被害を最小にとどめるため、応急対策の実施に万全を期すものとする。

第2 武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え

1 関係機関との連携

県〈総括対策班〉は、平素から原子力発電所に対するゲリラや特殊部隊による攻撃、

弾道ミサイルによる攻撃、テロによる攻撃等を想定し、国、市町、原子力事業者、その他防災機関と武力攻撃事態等に備えた相互の連携体制の整備に努める。

2 環境放射線モニタリング体制の強化

県〈**県民環境対策班**〉は、県防災計画の定めにより平常時の環境放射線モニタリング体制を整備するとともに、原子力発電所への武力攻撃事態等も想定して、平常時から緊急時モニタリング要員の確保、観測機器等操作の習熟、マニュアル等資料の整備及び緊急時情報共有システム・通信機器等の整備など緊急時モニタリング体制の整備に努める。

特に、原子力発電所周辺に設置してあるモニタリングポスト等観測機器は、武力攻撃等の発生により破損することも考えられることから、移動可能な環境放射線モニタリング装置の点検・整備等の措置を講じる。

3 被ばく医療体制の確認及び連携の強化

県〈**健康福祉対策班**〉は、県防災計画の定めにより別に定めた「佐賀県緊急被ばく医療マニュアル」に基づく体制について、訓練などを通じその体制の連携確認に努める。

特に、武力攻撃原子力災害の発生時には、短時間に多くの被ばく者が発生するおそれもあることから、国又は近隣県の医療機関に対し、被ばく者の受け入れを要請することも想定し、平素からそれら関係機関との連携に努めるものとする。

4 安定ヨウ素剤等の備蓄等

県〈**健康福祉対策班**〉は、武力攻撃原子力災害の発生による、放射性ヨウ素の放出に備え、予防的に服用すれば、体内への放射性ヨウ素の蓄積を防ぐことができる安定ヨウ素剤について、県防災計画に基づく備蓄と相互に兼ねて備蓄するものとする。

また、県〈**健康福祉対策班**〉は、被ばくを受けた住民が発生することに備えて、医療機関等関係機関と連携し、放射性物質除去に用いる除去剤等救援に必要な物資を速やかに確保できる体制等の整備に努めるものとする。

5 武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施

県〈**総括対策班**〉は、第2編第1章第5に定める訓練の実施に当たっては、武力攻撃原子力災害への対処の重要性に鑑み、具体的な事態の想定として、原子力発電所及び周辺地域での武力攻撃事態等を想定した訓練を原子力防災訓練等と連携して、実施するものとする。

第3 安全確保のための要請等

1 安全確保のための要請（法第102条第1項及び第4項）

知事〈**総括対策班、県民環境対策班**〉は、原子力発電所が危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止する

ため、特に必要があると認めるときは、原子力発電所の管理者に対して、次の安全確保のための措置を講ずるよう要請する。

この場合において、知事又は原子力発電所の管理者は、県警察、唐津海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、必要な支援を求める。

- (1) 施設の巡回の実施
- (2) 警備員の増員
- (3) 県警察との連絡体制の強化等による警備の強化
- (4) 防災体制の充実
- (5) その他施設の安全確保のために必要な措置

2 立入制限区域の指定の要請 (法第102条第5項)

知事〈総括対策班、県民環境対策班〉は、安全確保のため必要があるときは、速やかに、県公安委員会又は唐津海上保安部長に対して、原子力発電所の敷地及び周辺の区域を立入制限区域に指定するよう要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、原子力発電所の敷地及び周辺の区域を立ち入り制限区域として指定する。

3 原子炉の運転停止等の要請 (法第97条第4項、法第106条、法第21条第3項)

知事〈総括対策班、県民環境対策班〉は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、原子力規制委員会に対して、原子炉の運転停止等必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、突発的に武力攻撃が発生した場合等特に緊急を要すると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者自らの判断により、原子炉の運転停止等適切な措置を講ずるよう要請する。

(参考)原子炉の運転停止について

- 武力攻撃事態等において、警報の発令の対象となった地域内に原子力発電所を設置する原子力事業者（地域を定めずに、警報が発令されたときは、全ての原子力事業者）は、直ちに、代替電力の確保等原子炉の運転停止に向けた必要な措置を講ずることとされている。
- 原子力規制委員会は、武力攻撃事態においては、警報の発令の対象となった地域内に原子力発電所（地域を定めずに警報が発令されたときは、必要と認める原子力発電所）を設置する原子力事業者に対し、直ちに原子炉の運転停止を命ずることとされている。
- また、原子力事業者は、突発的に武力攻撃が発生した場合等特に緊急を要するときは、警報の発令、国の運転停止命令等を待たずに、自らの判断により直ちに原子炉の運転を停止することとされている。

4 武力攻撃等の兆候の通報

原子力事業者は、原子力発電所及びその周辺において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見したとの報告を従業員等から受けた場合は、直ちに知事〈総括対策班、

県民環境対策班、玄海町長、関係消防長、関係警察署長及び唐津海上保安部長に通報するよう努めるものとする。

第4 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等

1 原子力防災管理者による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報 (法第105条第1項及び第6項)

知事〈総括対策班、県民環境対策班〉は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたとき（下記参考参照）は、直ちに周辺市町長及び指定地方公共機関に連絡する。

また、併せて、専門家の招集体制の整備及び現地への迅速な派遣に必要な移送手段等の事前の調整等について、県防災計画で定める例により関係機関等に連絡するものとする。

(参考) 原子力災害対策特別措置法（原災法）第10条では、一定基準以上の放射線量が検出されたことその他の事象（特定事象）の発生を要件として、原子力防災管理者の通報義務を定めているが、有事においては、初動の迅速性の確保が特に必要であるため、国民保護法では、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が放出される場合に加え、放出する「おそれ」がある場合についても、原子力防災管理者に通報義務を課している。

この場合、原子力防災管理者は次の定める機関にそれぞれ通報することとされている。

(1) 原子力発電所からの放出又は放出するおそれがある場合

ア 原子力規制委員会 **イ 知事** ウ 所在市町村長 エ 関係隣接県知事

(2) 県内において事業所外運搬に使用する容器からの放出又は放出するおそれがある場合

ア 原子力規制委員会及び国土交通大臣 **イ 知事** ウ 当該事実が発生した場所を管轄する市町村長

また、指定行政機関の長（原子力規制委員会）が放射性物質又は放射線が放出又は放出されるおそれがあると認めた場合（原子力事業者及び知事等より先に把握した場合）は、指定行政機関の長は、次に定める機関に通知することとされている。

ア 知事 イ 所在市町村長 ウ 関係隣接県知事 エ 原子力事業者

※ なお、指定行政機関の長は、原子力防災管理者又は知事から通報を受けた場合、若しくは自ら把握した場合は、直ちに国の対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知することとされている。

2 知事による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報 (法第105条第3項)

知事〈総括対策班、県民環境対策班〉は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣)に通報するとともに、その受信確認を行う。

また、併せて、上記 1 により関係機関等に連絡する。

第5 国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示及び通知等

1 国の対策本部長による公示 (法第105条第7項)

国の対策本部長は、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力発電所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、次の事項を公示しなければならないこととされている。

- (1) 武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域(応急対策実施区域)
- (2) 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- (3) (1)、(2)の他、応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(参考)

国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示は、原子力災害対策特別措置法15条第2項に規定する「原子力緊急事態宣言」に相当するものである。

2 知事による公示の通知 (法第105条第8項)

国の対策本部長が公示した場合、知事〈総括対策班〉へは警報の通知と同様に、総務大臣(消防庁)を通じて通知されることとされており、通知を受けた知事は、本編第4章第1の2(1)の警報の通知に準じて、次の関係機関に当該公示の内容を通知する。

- (1) 市町長〈総括対策班〉
- (2) 放送事業者その他の指定地方公共機関〈総括対策班、広報対策班〉
- (3) 県の執行機関(本庁の知事部局)〈総括対策班〉
- (4) 県の他の執行機関(県警察、県教育委員会等)〈総括対策班〉
- (5) 県の関係現地機関〈各対策班〉
- (6) 消防本部〈総括対策班〉
- (7) その他の関係機関〈関係対策班〉

第6 活動体制の整備等

1 現地対策本部の設置等

内閣総理大臣は、本章第4「放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報」（以下、この章において「通報」という。）がなされた場合には、武力攻撃原子力災害への初動の迅速性の確保等の観点から、安全の確保に留意しつつ、直ちに国の現地対策本部をオフサイトセンターに設置することとされているが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置するものとする。

また、国の現地対策本部は、オフサイトセンター等において、県や関係市町とともに、「**武力攻撃原子力災害合同対策協議会**」を組織することとされている。

このため、県〈**総括対策班、各対策班**〉では、通報を受けたときは、直ちにオフサイトセンターに県の現地対策本部を設置し、県防災計画で定める災害対策本部を設置する場合の体制により活動体制を整備する。

2 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- (1) 県〈**総括対策班**〉は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- (2) 県〈**各対策班**〉は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

第7 応急対策の実施等

1 応急対策の内容（法第105条第8項～第11項及び第13項）

国の対策本部長が、本章第5「応急対策の実施に係る公示」（以下、この章において「公示」という。）（前ページ参照）をしたときは、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮して、応急対策を実施させなければならないこととされている。

また、知事〈**各対策班**〉は、国の対策本部長の指示に基づき、住民の避難その他の所要の応急対策を実施するとともに、必要に応じ、市町長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

【応急対策の内容】

- (1) 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- (2) 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 食料、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- (8) その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止を図るための措置に関する事項

2 応急対策の実施に当たって特に重要となる措置等

応急対策の実施に当たっては、県防災計画に定めるところにより行うものとする。
なお、武力攻撃原子力災害への対処に当たり、特に重要と考える措置について、以下のとおり記載する。

(1) 緊急時環境放射線モニタリングの実施等

ア 県〈**県民環境対策班**〉は、本章第3の4に定める武力攻撃災害の兆候の通報を受けたときは、平常時モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、防災関係機関に連絡するとともに、「佐賀県緊急時環境放射線モニタリング計画」に基づき、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

イ 県〈**県民環境対策班**〉は、モニタリングポスト等による異常水準の放射線を覚知したとき又は本章第4に定める通報・通知を受けたときは、「佐賀県緊急時環境放射線モニタリング計画」に基づき、直ちに緊急時モニタリングを実施する。

また、モニタリング結果を取りまとめ、国の対策本部、原子力規制委員会（更に国の現地対策本部が設置された場合は国の現地対策本部）に連絡する。

ウ 県〈**県民環境対策班**〉は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。

エ 県〈**県民環境対策班**〉は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、防災関係機関に連絡する。

(2) 住民の避難等の措置

ア 知事〈**総括対策班**〉は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に相当する

地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。

また、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意するものとする。

イ 知事〈**総括対策班**〉は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

ウ 国の基本指針では、「住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があることから自家用車の使用は困難な場合が多いと考えられる。

しかしながら、半島、中山間地域等の公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域等における住民の避難について、知事は避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等の交通手段を示すことができるものとする。」とされているところである。

このため、関係周辺市町長は、本編第4章第6に定める、平時における避難実施要領のパターンの作成に当たっては、県警察の意見を聞きながら、知事〈**総括対策班**〉が避難の指示を行う際に、自家用車等の交通手段を示す場合を想定したパターンも作成するものとし、武力攻撃原子力災害発生時の自家用車等を用いる内容の避難実施要領を迅速に策定できるよう努めるものとする。

この場合において、自家用車等を保有していない者及び高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう特に留意するものとする。

エ 知事〈**総括対策班**〉は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあり、その影響が離島に及ぶ又は及ぶおそれがある場合は離島住民に対し、避難を指示する。

この場合において、避難実施にあたっては、船艇及び航空機による住民の誘導、輸送等のため、海上保安部、自衛隊、県警察に必要な要請を行うほか、佐賀県水難救済会、漁業協同組合等に協力を求めるなどして迅速に行うものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の配布

県〈**健康福祉対策班**〉は、安定ヨウ素剤の予防服用実施等については、県防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(4) 食料品等による被ばくの防止

国及び県〈**健康福祉対策班、農林水産対策班**〉は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県防災計画(原子力災害対策編)の定め例により行うものとする。

(5) 要員の安全の確保

県〈**各対策班**〉は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告 (法第126条、法第127条)

(1) 県〈各対策班〉は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し、「佐賀県危機管理センター」において集約する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

(2) 県〈総括対策班〉は、被災情報の収集に当たっては、市町に対し、一斉指令の災害報告機能によるもの及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

(3) 県〈総括対策班〉は、自ら収集し、又は市町及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

(4) 県〈総括対策班〉は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町に報告を求めることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

(5) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び九州管区警察局に速やかに連絡する。

2 市町及び指定地方公共機関による被災情報の収集及び報告等 (法第127条第1項)

市町は、被災情報の収集に努め、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県〈総括対策班〉に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県〈総括対策班〉に速やかに報告するものとする。

3 現地への職員派遣その他による情報の収集

県〈各対策班〉は、市町及び指定地方公共機関等からの情報収集が困難と認める場合は、職員を市町国民保護対策本部等に派遣し、情報収集に努めるものとする。

また、職員は、参集途上中に、武力攻撃等災害を発見した場合は、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等を活用するなどして、周囲の被災状況の把握に努め、映像を添えて報告するものとする。

【被災情報の報告様式（前掲）】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
〇 〇 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保（法第11条）

県〈健康福祉対策班〉は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を県防災計画に準じて実施する。

(1) 健康相談対策

県〈健康福祉対策班、被災者支対策班〉は、避難先地域に対して、医師、保健師、栄養士等からなる巡回健康相談班等を派遣し、健康相談、保健指導、栄養指導、心のケア等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県〈健康福祉対策班〉は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県〈健康福祉対策班〉は、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生監視員を派遣するなどして飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法第124条）

ア 県〈県民環境対策班〉は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。

イ 県〈県民環境対策班〉は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが

判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。

- ウ 平素から、県〈**県民環境対策班**〉は、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

県〈**県民環境対策班**〉は、県防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年旧厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

ア 県〈**県民環境対策班**〉は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。

イ 県〈**県民環境対策班**〉は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

3 文化財の保護（法第125条）

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 〈**文教対策班**〉は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、〈**文教対策班**〉に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 〈**文教対策班**〉は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

イ この場合において、〈**文教対策班**〉は、当該文教対策班の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第11章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法第129条)

(1) 県〈**県民環境対策班**〉は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(2) 県〈**県民環境対策班**〉は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県〈**県民環境対策班**〉は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

(7) 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

(4) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

(5) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

(1) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

(2) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買

占め等防止法第5条第1項及び第2項)

イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県〈**県民環境対策班**〉は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- (7) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- (4) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- (5) (7)及び(4)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

ウ 物価統制令に係る措置

県〈**県民環境対策班**〉は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、(7)及び(4)の措置を講ずる。

- (7) 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- (4) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

【価格安定のための措置に関する法令】

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

エ 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例等に係る措置

県〈**県民環境対策班**〉は、上記の法律に基づく対応のほか、「佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例」等に基づく措置を実施するものとする。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県〈**文教対策班**〉は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県〈**組織支援対策班**〉は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県〈**産業労働対策班**〉は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県〈**総括対策班、被災者支援等対策班、産業労働対策班**〉は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保（法第134条第2項、法第139条）

ア 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県〈**産業労働対策班**〉は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県〈**県土整備対策班、地域交流対策班**〉は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保（法第134条第1項）

ア 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

- イ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ウ 輸送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の輸送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- エ 電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置を講ずることとする。
- オ 一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、信書便を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- カ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。
- キ 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理することとする。

第12章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、次のとおり定める。（法第155条）

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事〈各対策班〉又は県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車

両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第13章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

（法第157条、法第158条）

(1) 赤十字標章等（法第157条）

ア 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



（白地に赤十字）

表面

+	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	+
身分証明書 IDENTITY CARD		
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 PERMANENT 臨時の for 臨時の TEMPORARY civilian medical personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority -----		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp -----		所持者の署名/Signature of holder -----

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

(2) 特殊標章等（法第158条）

ア 特殊標章

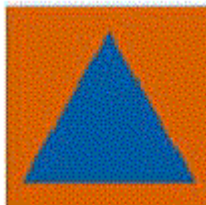
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面		裏面	
<p>（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>		<p>身長/Height _____ 眼の色/Eyes _____ 髪の色/Hair _____</p> <p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p> <p>印章/Stamp _____ 所持者の署名/Signature of holder _____</p>	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

2 赤十字標章等の交付及び管理（法第157条）

(1) 知事〈健康福祉対策班〉は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

(2) 知事〈健康福祉対策班〉は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等の交付及び管理（法第158条）

(1) 知事〈総括対策班〉又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事〈総括対策班〉

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事〈総括対策班〉は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

※ 国の定める赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準・手続等については、平成17年8月2日付け閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインについて」で定められている。

⇒ 「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインについて」は資料編参照

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県〈総括対策班、健康福祉対策班〉は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等（法第139条）

県〈各対策班〉は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、職員等の安全の確保に配慮した上で可能な限り速やかに、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

そのため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。

(2) 通信機器の応急の復旧

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請（法第140条）

知事〈総括対策班〉は、応急の復旧のための措置を実施する際に、必要があると認める場合には、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧等

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧等（法第139条）

県〈産業労働対策班〉は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、県が管

理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

そのため、武力攻撃災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の把握及び緊急時の供給について、あらかじめ具体的な検討を行う。また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ、事業者間の広域応援体制の整備に努める。

(2) 市町及び指定地方公共機関に対する支援（法第140条）

県〈総括対策班、組織支援対策班〉は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長〈総括対策班、地域交流対策班〉及び県警察本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の輸送及び緊急物資の輸送を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧（法第139条）

県〈県土整備対策班、地域交流対策班〉は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設、鉄道施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送等の輸送路を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等（法第141条）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県〈各対策班〉は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧（法第141条）

県〈各対策班〉は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法（法第168条）

県〈総括対策班、組織支援対策班〉は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

県が支弁した国民保護措置の実施に要した費用で、次に掲げるものは、国が負担する。

ア 次に掲げる費用のうち法第164条から法第167条まで（法第165条第2項及び前条第2項を除く。第3項において同じ。）の規定により県が支弁したもので政令で定めるもの。

(7) 「住民の避難に関する措置」に要する費用(法第44条～第73条)

(イ) 「避難住民等の救援に関する措置」に要する費用(法第74条～第96条)

(ウ) 「武力攻撃災害への対処に関する措置」に要する費用(法第97条～第128条)

(エ) 法第159条から法第161条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用（県に故意又は重大な過失がある場合を除く。）

イ 法第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が知事と共同して行う訓練に係る費用で法第164条の規定により県が支弁したもので、施行令第51条で定めるものを除くもの。

ただし、県の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、県の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに県が施設の管理者として行う事務に要する費用のうち施行令第48条から第50条に定めるものについては、県が負担する。

(2) 関係書類の保管

県〈各対策班〉は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用を支出した場合には、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償（法第159条第1項）

県〈各対策班〉は、法に基づく次の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- ア 法第81条第2項に基づく特定物資^{*}の収用
- イ 法第81条第3項に基づく保管命令
- ウ 法第82条に基づく土地等の使用
- エ 法第113条第3項（同条第1項に係る部分に限る。）に基づく土地建物等の一時使用、土石物件等の使用、又は収用
- オ 法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）に基づく通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置に係る車両その他の物件の破損

【用語解説】

特定物資… 救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

(2) 実費弁償（法第159条第2項）

県〈健康福祉対策班〉は、次の場合により、医療を行った医療関係者に対して、施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

- ア 法第85条第1項の規定による医療の実施の要請に応じ医療を行った場合
- イ 法第85条第2項の規定による医療を行うべきことの指示に従って医療を行った場合

【施行令第18条に定める医療関係者】

- | | | | |
|------------|------------|-----------|-------------|
| (ア) 医師 | (イ) 歯科医師 | (ウ) 薬剤師 | (エ) 保健師 |
| (オ) 助産師 | (カ) 看護師 | (キ) 准看護師 | (ク) 診療放射線技師 |
| (ケ) 臨床検査技師 | (コ) 臨床工学技士 | (サ) 救急救命士 | (シ) 歯科衛生士 |

(3) 損害補償（法第160条）

県〈各対策班〉は、法に基づき国民保護措置の実施について、次に掲げる要請を行い、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡・負傷・疾病又は障害の状態となったときは、施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- ア 法第70条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による避難住民誘導への協力要請
- イ 法第80条第1項の規定による救援への協力要請
- ウ 法第115条第1項の規定による消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請
- エ 法第123条第1項の規定による保健衛生の確保への協力要請
- オ 法第85条第1項の規定による要請、又は同条第2項の規定による指示

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法第161条第2項）

県〈総括対策班、組織支援対策班〉は、国民保護措置の実施に関し次に挙げる総合調整又は指示の結果、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

- (1) 第29条第1項の規定により県対策本部長が関係市町、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関に対して行った総合調整
- (2) 第67条第2項（第69条第2項において準用する場合を含む。）の規定により知事が避難住民の誘導及び復帰について市町長へ行った指示
- (3) 第73条第2項（第79条第2項において準用する場合を含む。）の規定により知事が避難住民及び緊急物資の輸送の実施について指定地方公共機関へ行った指示

ただし、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

損失補てんは、武力攻撃災害により市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に生じた、次に挙げる損失について行う。

- (1) 市町、指定公共機関、指定地方公共機関が、県対策本部長〈総括対策班〉が行う総合調整に基づく措置に従事させたその職員又は当該措置の用に供したその財産
- (2) 市町が、知事〈総括対策班、組織支援対策班〉の指示に基づき実施する避難住民の誘導及び復帰の措置に従事させたその職員又は当該措置の用に供したその財産
- (3) 指定地方公共機関が、知事〈総括対策班、県民環境対策班、健康福祉対策班、産業労働対策班、地域交流対策班〉の指示に基づき実施する避難住民及び緊急物資の輸送に係る措置に従事させたその職員又は当該措置の用に供したその財産

損失補てんの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、その職員又はその財産が武力攻撃災害を受け、損失を生じた場合、県対策本部長（法第30条の規定により県対策本部が廃止された後にある場合は、知事。次項において同じ。） **〈総括対策班〉**に当該武力攻撃災害の状況を通知する。
- (2) 県対策本部長は、通知を受けた場合において、損失を補てんすることが相当と認めるときは、所要の調整その他の必要な措置を講ずる。

4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定める。

ア 国に対する負担金の請求方法（法第168条）

市町は、国民保護措置の実施に要した費用で市町が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

市町が支弁した国民保護措置の実施に要した費用で、次に掲げるものは、国が負担する。

- (7) 次に掲げる費用のうち法第164条から法第167条まで（法第165条第2項及び前条第2項を除く。第3項において同じ。）の規定により市町が支弁したもので施行令第47条で定めるもの。
 - a 「住民の避難に関する措置」に要する費用（法第44条～第73条）
 - b 「避難住民等の救援に関する措置」に要する費用（法第74条～第96条）
 - c 「武力攻撃災害への対処に関する措置」に要する費用（法第97条～第128条）
 - d 法第159条から法第161条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用（市町に故意又は重大な過失がある場合を除く。）
- (4) 法第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が市町長と共同して行う訓練に係る費用で法第164条の規定により市町が支弁したもので、施行令第51条で定めるものを除くもの。

ただし、市町の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、市町の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに市町が施設の管理者として行う事務に要する費用のうち施行令第48条から第50条に定めるものについては、当該市町が負担する。

イ 関係書類の保管

市町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用を支出し

た場合には、その支出額を証明する書類等を保管する。

(2) 損失補償及び損害補償

法に基づき市町が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定める。

ア 損失補償（法第159条第1項）

市町は、法に基づく次の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- (7) 法第113条第1項に基づく土地建物等の一時使用、土石物件等の使用又は収用
- (4) 法第113条第5項（同条第1項に係る部分に限る。）において準用する災害対策基本法第64条第7項若しくは第8項に基づく土地建物等の一時使用、土石物件等の使用又は収用

イ 損害補償（法第160条）

市町は、法に基づき国民保護措置の実施について以下に掲げる要請を行い、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡・負傷・疾病又は障害の状態となったときは、施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- (7) 法第70条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による避難住民誘導への協力要請
- (4) 法第115条第1項の規定による消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請
- (5) 法第123条第1項の規定による保健衛生の確保への協力要請